

---

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(吸収合併)

2026 年 1 月 1 日

楽天グループ株式会社

---

2026年1月1日

楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年10月29日付で楽天マート株式会社、楽天チケット株式会社、楽天カ一株式会社及び株式会社 Monzen Corporation Japan（以下総称して「消滅会社ら」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社らを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

（会社法施行規則第200条第1号）

2026年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

本件吸収合併において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

楽天マート株式会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 10 日付で株主に対して通知を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

楽天チケット株式会社、楽天カ一株式会社及び株式会社 Monzen Corporation Japan においては、その株主は、特別支配会社である当社のみであるため、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づく手続は行っておらず、株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

消滅会社らは、会社法第 787 条第 1 項第 1 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

楽天マート株式会社、楽天チケット株式会社及び楽天カ一株式会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付官報及び 2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

株式会社 Monzen Corporation Japan は、会社法 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付官報により、本件吸収合併に係る債権者に対する異議申述公告を行い、2025 年 11 月 10 日付で知れている債権者に各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）

本件吸収合併は、会社法第 796 条の 2 但し書きに定める場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収合併に係る株主に対する公告を行いました。本件吸収合併は、会社法第 797 条第 1 項但し書きに定める場合に該当するため、株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

当社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付官報及び 2025 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収合併に係る

債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸收合併により吸收合併存続株式会社が吸收合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、消滅会社らの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸收合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記載がされた事項

(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添 1 から別添 4 のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

本件吸收合併の効力発生日である 2026 年 1 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸收合併に関する重要な事項

(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、当社の株主 1 名（保有株式のうち反対通知に係る株式数 5,000 株）より当社に対して本件吸収合併に反対する旨の通知がありました。

以上

別添 1

楽天マート株式会社

---

## 吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第1項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025 年 11 月 10 日

---

楽天マート株式会社

2025年11月10日

楽天マート株式会社

代表取締役　盧 誠錫

楽天マート株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年10月29日付で楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、楽天を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収合併契約の内容

（会社法第782条第1項）

2025年10月29日付で当社と楽天が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

### 2. 吸収合併対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第1号）

本件吸収合併に際しては、株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社は楽天の完全子会社で

あり、楽天がその発行済株式のすべてを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、楽天と当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社の株主は楽天のみであり、共通支配下関係にない株主は存在しないため、当社の株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

### 3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第4号)

楽天の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

楽天の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

① 楽天は、2025年7月29日に、無担保社債（サステナビリティボンド）総額30,000百万円の発行を実施しました。

② 楽天は、2025年8月4日に、無担保社債130,000百万円の発行を実施しました。

③ 楽天は、2025年10月23日に、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）82,000百万円の発行を実施しました。

なお、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

## 6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併効力発生日後の楽天の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の楽天の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従い、本件吸収合併後における楽天の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 吸 収 合 併 契 約 書

楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）と楽天マート株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
- 本合併にかかる吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
  - 吸收合併存続会社  
商号 楽天グループ株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号
  - 吸收合併消滅会社  
商号 楽天マート株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号

### 第2条（本合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併の効力が発生する時点において、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金を増加しないものとする。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、当該日までに第9条の条件を満たさないときは、当該条件を満たした日を効力発生日とし、また、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（吸収合併の承認）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、その所有する一切の資産、債務及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産及び権利

義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上これを実行する。

**第8条（甲の従前の役員）**

甲は、本合併に際し新たに取締役及び監査役を選任しない。

**第9条（効力の発生）**

甲は、本合併の効力発生までに①会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併の条件を充足し、かつ、②乙の発行済株式の全部を取得するものとし、本合併は、これらの条件を充足することを条件として効力を発生する。

**第10条（事情変更）**

本契約締結の日から効力発生日までにおいて、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲及び乙協議の上、合併条件その他の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第11条（協議事項）**

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙協議の上、これを決定する。

(以下、本頁余白)

以上、本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年10月29日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天グループ株式会社  
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天マート株式会社  
代表取締役 盧 誠錫

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期利益（親会社の所有者帰属）
2兆 2,792億円 (前期比 +10.0%)	70億円 (前期比 +1,601億円)	530億円 (前期比 +2,658億円)	▲ 1,624億円 (前期比 +1,770億円)

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

#### ■当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域において足踏みがみられるものの持ち直しており、その先行きについては、欧米における高い金利水準継続等の影響による景気の下振れリスクの高まりや、米国の今後の政策動向等による影響に留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに一部足踏みが残るもの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

「情報通信白書」(注)によると、情報通信分野の技術政策は、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用していくことが見込まれるBeyond 5Gに向けた取組を中心に推進されています。また、AI等のデジタルを利用した新テクノロジーは、この先更に私たちの社会・経済活動を変革していくと期待されています。

このような環境下、当社グループは、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、A I等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開、モバイルサービスにおけるネットワーク品質の向上及びユーザー獲得等を積極的に進めています。楽天エコシステムを更に進化・拡大させることで、当社グループの競争力を高めていくとともに、インターネットサービス、フィンテック、モバイル等、多岐にわたるサービスを通じて蓄積したユニークなデータ資産を保有している当社グループだからこそ可能であるソリューションサービスを開発していくことで、「A Iエンパワーメントカンパニー」としても進化し、人々の生活をより便利で豊かにすることを目指しています。また、足元において物価上昇等の景気の先行きへの不透明感が伴う中、多種多様な事業ポートフォリオを有する当社グループが強みとして発揮できる相乗効果を最大限生かすことで、消費者動向やニーズを的確に捉え、更なる成長機会を捉えていきます。

インターネットサービスにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長のために、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービスの開発、地域経済活性化等に注力するとともに、マーケティング施策変更により、収益性の向上を目指した結果、大幅な増益を達成しました。フィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大に努めた結果、更なる売上高の伸長とセグメント利益の向上につながりました。また、モバイルにおいては、自社エリア及びパートナー回線の活用による効率的なネットワーク品質の改善が進み、マーケティング活動の強化を行った結果、契約回線数が増加し売上収益が拡大したことにより、コスト最適化努力を継続したことで、セグメント損失は着実に縮小傾向にあります。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、Non-GAAP営業利益は7,048百万円（前連結会計年度は153,041百万円の損失）となりました。また、当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

(注) 出典：「令和6年版情報通信白書」（総務省）

## ■ Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産償却費は6,821百万円、株式報酬費用は15,910百万円となりました。なお、前連結会計年度に計上された非経常的な項目には、ネットスーパー事業の運営方法の変更に伴う固定資産の減損損失15,922百万円、モバイル事業におけるローミング契約の見直しに基づき設備投資計画を変更したことに伴い一時的に発生した基地局工事等のキャンセルに係る費用等13,598百万円、株式会社西友ホールディングスの全株式を譲渡したことによる売却損益、2022年連結会計年度に発覚した子会社の元従業員及び取引先の共謀による不正行為に係る弁護士費用等、外部の専門家に対する報酬等が含まれています。また、当連結会計年度に計上された非経常的な項目には、保険事業の生損保一体型基幹システム及び他のシステムの一部に係る除却損5,863百万円、損害保険事業における基幹システムの開発計画の見直しに伴う固定資産の減損9,662百万円、令和6年能登半島地震における基地局の保守修繕費等の発生費用1,154百万円、モバイル事業における一部代理店との契約の見直し及び取引の再評価による契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失5,411百万円、楽天シンフォニー事業における先進的なネットワークソフトウェア開発により注力する形のビジネスモデル転換に伴う除却損1,891百万円及び資金生成単位の変更に伴う固定資産の一部減損2,155百万円、楽天農業事業及び海外広告事業の将来の収益見通しを再評価したことによる固定資産の減損1,667百万円、楽天チケット事業のリストラクチャリングに伴う固定資産の減損等1,305百万円、Viber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課4,151百万円、海外子会社の売却未収金の回収不能リスクに伴い計上した貸倒引当金繰入額4,386百万円、International Business Machines Corporationとの間の訴訟の解決に係る費用、AST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益106,906百万円並びにみん就株式会社の譲渡益1,613百万円等が含まれています。なお、連結損益計算書において、モバイル事業における契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失並びにViber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課は営業費用に、それ以外の収益及び費用は主にその他の収益及びその他の費用に計上されています。

## ■当期の経営成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、IFRS営業利益はAST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益の影響等により52,975百万円（前連結会計年度は212,857百万円の損失）、当期損失（親会社の所有者帰属）は繰延税金資産の一部取崩し等の影響により162,442百万円（前連結会計年度は339,473百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度において、IFRS営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

	前連結会計年度 (第27期) (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (第28期) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	増減額	(単位：百万円) 増減率
売上収益	2,071,315	2,279,233	207,918	10.0%
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	△153,041	7,048	160,089	—
無形資産償却費	△13,564	△6,821	6,743	—
株式報酬費用	△14,318	△15,910	△1,592	—
非経常的な項目	△31,934	68,658	100,592	—
IFRS営業利益又は損失(△)	△212,857	52,975	265,832	—
当期損失(△)（親会社の所有者 帰 属 )	△339,473	△162,442	177,031	—

## ■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業利益ベースで表示しています。

### 1) モバイルセグメント関連投資

第3四半期連結会計期間より、モバイルセグメントに関連する投資の今後増加想定に基づき、当該投資を管轄する組織を設立しました。これによりモバイルセグメント関連投資の管理方法が変更となり、前連結会計年度のインターネットサービスセグメントに係るセグメント利益は1,700百万円減少し、モバイルセグメントに係るセグメント損失は同額減少しています。

### 2) モバイルエコシステム貢献

第3四半期連結会計期間より、楽天エコシステム内におけるセグメント間の相互貢献効果が拡大している状況を踏まえ、相互貢献効果及び相互送客効果（以下「モバイルエコシステム貢献」）も含めて精緻に業績評価を行えるよう、これらのモバイルエコシステム貢献をセグメント損益に反映しています。

モバイルエコシステム貢献は、特に楽天モバイルMNO契約者が非契約者と比較して当社グループの各種サービスを利用する傾向が高くなることに基づき算出された貢献効果から、各セグメントから享受する送客効果を控除した指標であり、セグメント間の相互貢献効果及び相互送客効果を数値化すべく以下のとおり計算し、当連結会計年度のセグメント情報に反映しています。

これに伴い、前連結会計年度の各セグメント損益を修正再表示しています。

なお、連結上の売上収益、Non-GAAP営業損益、営業損益に与える影響はありません。

モバイルエコシステム貢献 = i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果 - ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

セグメント間のアップリフト効果及び送客効果の計算方法

i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果

当社グループの各事業の特性に応じて、下記いずれかの方法により月額を計算しています。

(a) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における各月の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上の差×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

(b) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における年間利用率の差×各事業の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

グループ会社のサイトからモバイル事業の契約に至った各月の楽天モバイルMNO個人契約数×送客コスト

※ アップリフト効果の計算対象事業

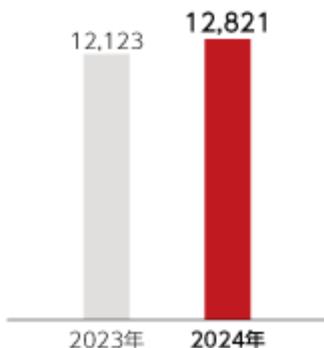
18事業（楽天市場、楽天ブックス、楽天24、楽天ビック、楽天Kobo、楽天ファッショントラベル、楽天マート、楽天ビューティー、楽天ペイアプリ決済、楽天ペイオンライン決済、楽天Edy、楽天ポイントカード、楽天カード、楽天銀行、楽天証券、楽天生命、楽天損保）を対象としています。



## インターネットサービス

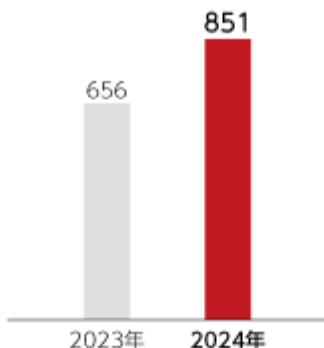
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



### 主な事業

- 国内E C（楽天市場、楽天トラベル等）
- 海外E C（Rakuten Rewards (Ebates), Rakuten France等）
- 投資（Rakuten Capital）
- 広告（Rakuten Advertising等）
- プロスポーツ（楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等）

主力サービスである国内E Cにおいては、収益性の向上を企図したマーケティング施策変更の影響を受け、前連結会計年度と比べ流通総額の成長率は一時的に鈍化したものの、国内E Cの成長が増収増益を牽引しました。インターネット・ショッピングモール『楽天市場』においては、新規顧客獲得やクロスユースの促進等に注力しました。インターネット旅行予約サービス『楽天トラベル』においては、顧客の利便性や満足度の向上を追求した各種施策に加え、引き続き好調なインバウンド需要の取り込みにより、流通総額が拡大しました。

海外インターネットサービスを運営するインターネットナショナル部門においては、米国のオンライン・キャッシュバック・サービス『Rakuten Rewards』が堅調な売上成長を継続しました。海外コンテンツ事業においては、電子書籍サービスの『Kobo』の新カラー対応端末の売上が引き続き好調だったほか、ビデオストリーミングサービスの『Viki』において利用者が増加する等、各事業が着実に成長を継続し、インターネットナショナル部門での年間黒字化を達成、セグメント利益の拡大に寄与しました。

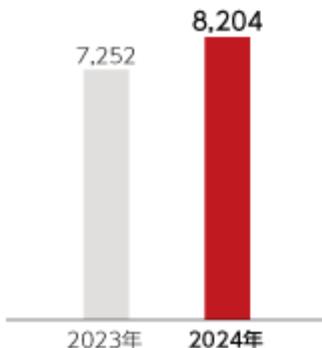
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は1,282,087百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益は85,137百万円（前連結会計年度比29.8%増）となりました。



## финтек

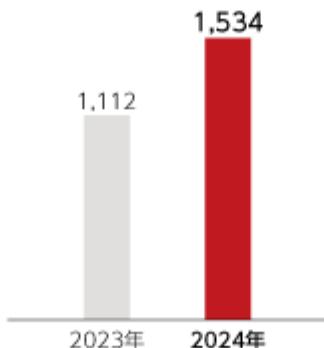
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



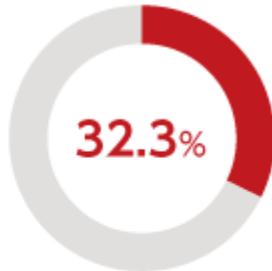
### セグメント利益

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

フィンテックにおいては、クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、ペイメントサービス等において、前連結会計年度比での増収増益を達成しました。クレジットカード関連サービスにおいては、2024年6月に『楽天カード』の累計発行枚数が3,100万枚を突破した後も顧客基盤の拡大が継続し、ショッピング取扱高が伸長しました。これらに加え、マーケティング最適化等も奏功し、大幅な増益が継続しました。銀行サービスにおいては、顧客基盤の拡大に伴う運用資産の増加及び日銀の政策金利の引き上げに伴う運用利回りの向上により、資産運用収益が拡大し、大幅な増収増益となりました。証券サービスにおいては、顧客基盤の継続的な拡大に加え、収益源の多様化等により、国内株式取引を手数料無料化しつつも増益を達成しました。また、ペイメントサービスにおいても効率的なマーケティング施策等により事業成長が継続しています。

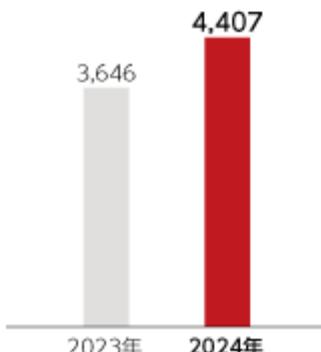
この結果、フィンテックセグメントにおける売上収益は820,419百万円（前連結会計年度比13.1%増）、セグメント利益は153,377百万円（前連結会計年度比37.9%増）となりました。



## モバイル

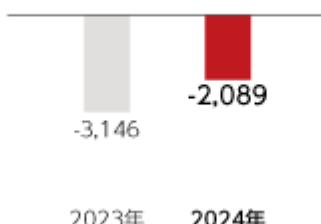
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



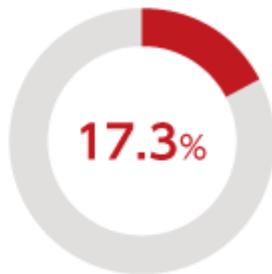
### セグメント損失

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 通信（楽天モバイル等）
- 電力供給サービス（楽天エナジー）
- 電話サービス（楽天コミュニケーションズ）

モバイルにおいては、ネットワーク品質の向上及びその認知拡大努力に取り組むとともに、「最強家族プログラム」や「最強青春プログラム」等の各種プログラムの展開、『楽天市場』や『楽天カード』をはじめ楽天エコシステムの各種サービスを活用したマーケティング施策展開等の結果、2024年12月に、契約回線数（法人向けのBCPプラン含むMNO、MVNE、MVNOの合算）が830万回線超となりました。ARPUについても、データ利用量の増加に加え、一部オプションの有料化、Rakuten Linkにおける広告売上の増加に伴うその他ARPUの向上等を背景に、B2C及びB2BのARPUが前第4四半期連結会計期間と比較してそれぞれ上昇しました。また、楽天モバイルMNO契約者のロイヤルユーザー化も進展し、モバイルエコシステム貢献額の増加につながりました。引き続き、様々なユーザーニーズに対応して、分かりやすく、コストパフォーマンスの高いサービスを提供することで、顧客満足度の最大化を図ってまいります。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は440,698百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント損失は208,933百万円（前連結会計年度は314,569百万円の損失）となりました。特に、モバイル事業においては、2024年12月に単月でのEBITDA黒字化を達成しました。

## 2. 財産及び損益の状況

区分		第25期 (自 2021年1月1日 至 2021年2月1日)	第26期 (自 2022年1月1日 至 2022年2月1日)	第27期 (自 2023年1月1日 至 2023年2月1日)	第28期 (自 2024年1月1日 至 2024年2月1日)
売上収益	(百万円)	1,681,757	1,920,894	2,071,315	2,279,233
営業利益又は損失(△)	(百万円)	△194,726	△371,612	△212,857	52,975
Non-GAAP営業利益 又は損失(△)	(百万円)	△224,999	△335,192	△153,041	7,048
税引前当期利益又は損失(△)	(百万円)	△212,630	△415,612	△217,741	16,277
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	(百万円)	△133,828	△377,217	△339,473	△162,442
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	(百万円)	△73,417	△309,683	△273,755	△85,734
基本的1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.73	△177.27	△75.61
希薄化後1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.89	△177.29	△75.62
資産合計	(百万円)	16,831,221	20,402,281	22,625,576	26,514,728
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	1,093,719	791,351	836,572	927,868
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	691.47	497.56	390.53	430.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	582,707	△262,068	724,192	1,190,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△611,830	△948,289	△597,416	△921,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,402,265	1,486,686	291,956	757,469
ROE	(%)	△15.7	△40.4	△41.7	△18.4
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	0.0	0.0

(注) 1. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したもので、経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

2. IFRS第17号「保険契約」を第27期の期首から適用し、第26期の関連する主要な経営指標等について遡及修正しています。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は256,970百万円であり、主に「4G」及び「5G」に関する基地局、ネットワーク設備の新設を目的とした楽天モバイル株式会社における設備投資及び使用権資産の増加等によるものです。

### 4. 資金調達の状況

当社グループにおける主な資金調達は以下のとおりです。

当社は、2024年2月及び4月にドル建無担保社債の発行により、それぞれ1,800百万米ドル、2,000百万米ドルを、同年4月にユーロ円建私募債の発行により50,000百万円を、また、同年12月にドル建永久劣後特約付社債の発行により550百万米ドルを調達しました。これらの資金調達により2025年に償還を迎える全ての社債の資金手当が完了しました。また、楽天モバイル株式会社においては、同社が所有する通信設備等を活用したセール・アンド・リースバックにより、170,000百万円を調達しました。

### 5. 企業再編等の状況

- (1) 当社は、2024年4月1日に、「楽天みん就」事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により承継させたみん就株式会社の全株式をポート株式会社に譲渡しました。
- (2) 当社は、2024年11月29日に、当社の連結子会社であるViber Media S.a.r.l.の全株式を、同じく当社の連結子会社であるRakuten Asia Pte. Ltd.に譲渡しました。この結果、Viber Media S.a.r.l.の親会社を当社からRakuten Asia Pte. Ltd.に変更しました。
- (3) 当社は、2024年12月1日に、「楽天超ミニバイト」の運営に係る事業を、会社分割の方法により当社の連結子会社である楽天インサイト株式会社に承継しました。また、同日に、楽天インサイト株式会社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である楽天インサイト・グローバル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。
- (4) 当社は、2024年12月1日に、当社が保有する楽天カード株式会社の発行済株式の14.99%について、株式会社みずほフィナンシャルグループに株式譲渡を行いました。

## 6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

### (1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする楽天エコシステムにおいて、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員1人当たりの生涯価値(ライフタイムバリュー)の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出及びグループ全体の価値最大化を目指し、また、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、AI等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開を進めています。

E C及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービス開発及び地域経済活性化等に取り組むとともに、データやAI等の活用を通じた新しい市場の創造により、流通総額及び売上収益の成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、ペイメントサービス等を提供するフィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大を目指します。また、政府によるキャッシュレス普及が推進されている中、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイント等を含む総合的なキャッシュレス決済の推進に向け、決済サービス導入箇所の拡大や、アクティビューザーを増やすための施策等に取り組んでいます。加えて、最大の強みであるクレジットカードを中心とした決済サービスプラットフォーム構想の実現に向けて引き続き注力し、楽天エコシステム内における送客効果を更に高めていきます。

モバイルにおいては、自社ネットワーク回線エリア及びパートナー回線の拡充による99.9%の人口カバー率達成及び通信品質向上を通じた顧客体験改善に加え、楽天モバイルの強みである競争力の高い料金プラン、楽天エコシステムを活用した魅力的なマーケティング施策を打ち出していくとともに、当社グループと取引のある全国の法人企業や自治体等に対する提案を通じ更なる契約者獲得を進めます。加えて、2024年6月に商用サービスを開始した700MHz帯域(プラチナバンド)の展開を順次拡大させることで、より高品質なネットワーク環境を提供し、契約者獲得のペース加速に繋げるとともに、モバイル事業における早期の黒字化を目指します。また、通信事業者におけるネットワーク機器の構成を刷新する取組や基地局のオープン化がグローバルで進む中、革新的なモバイルネットワーク技術を用いた通信プラットフォーム等を提供している楽天シンフォニーにおいては、日本国内において最新のインフラを構築した実績に基づき、的確に商機を捉えながらグローバル展開を進めています。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやAIの活用による革新的で効率的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、さらに国内外におけるブランド認知度、価値の向上等により、今後も楽天エコシステムを国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直し・強化を行うほか、AIを活用した生産性・事業効率の向上等にも力を入れていきます。

## (2) 経営体制

当社グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置づけ、様々な施策を講じています。

当社は、経営の透明性を高め、適正性・効率性・公正性・健全性を実現するため、独立性の高い監査役が監査機能を担う監査役会設置会社の形態を採用しており、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行ってています。更に取締役会とは別に、社外役員含む全ての役員が原則出席するグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという3つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーであることから、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営、メッセージングサービスの提供や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、クレジットカード関連サービス、インターネットを介した銀行及び証券サービス、暗号資産（仮想通貨）の媒介、生命保険サービス、損害保険サービス、ペイメントサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信サービス及び通信技術の提供、電力供給サービスの運営並びにモバイルセグメントに関連する投資等を行う事業により構成されています。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天モバイル(株)	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供及び携帯端末の販売
楽天カード(株)	19,324百万円	85.01%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバック・サービスの提供
楽天銀行(株)	32,616百万円	49.27%	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天証券(株)	19,496百万円	51.00% (51.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天ペイメント(株)	100百万円	100.00% (100.00%)	電子決済サービスの提供
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	296,269千米ドル	100.00% (100.00%)	グループ会社が開発したOpen RANベースの通信インフラプラットフォーム等の販売及び関連サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	973百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天生命保険(株)	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
楽天エナジー(株)	31百万円	100.00%	小売電気事業、その他エネルギーに関する事業の運営
楽天損害保険(株)	20,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
Viber Media S.a.r.l.	217千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。  
 2. 楽天銀行株式会社の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が同社を実質的に支配していると判断し、連結しています。  
 3. 特定完全子会社に関する事項  
 ①特定完全子会社の名称及び住所  
     楽天モバイル株式会社  
     東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 ②当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
     1,790,608百万円  
 ③当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額  
     5,272,845百万円  
 4. 楽天モバイル株式会社が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。  
 楽天モバイル株式会社の株式は全て当社から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイル株式会社の通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を図った仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイル株式会社は信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

## 9. 主要な営業所

### (1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

### (2) 子会社

名称	所在地
楽天モバイル(株)	東京都世田谷区
楽天カード(株)	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天銀行(株)	東京都港区
楽天証券(株)	東京都港区
楽天ペイメント(株)	東京都港区
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天生命保険(株)	東京都港区
楽天エナジー(株)	東京都世田谷区
楽天損害保険(株)	東京都港区
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

## 10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	29,334名	1,496名減

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	10,206名
フィンテック	6,073名
モバイル	4,436名
全社（共通）	8,619名
合計	29,334名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門、管理部門及びシェアードサービス事業に属する従業員数です。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	181,329百万円
(株)三井住友銀行	46,465百万円
(株)三井住友信託銀行	39,845百万円

## 2 会社の株式に関する事項

### 1. 発行可能株式総数

3,941,800,000株

### 2. 発行済株式の総数

普通株式 2,154,483,600株  
(自己株式数4,096株を含む)

### 3. 株主数

688,982名

### 4. 株主（上位10位）

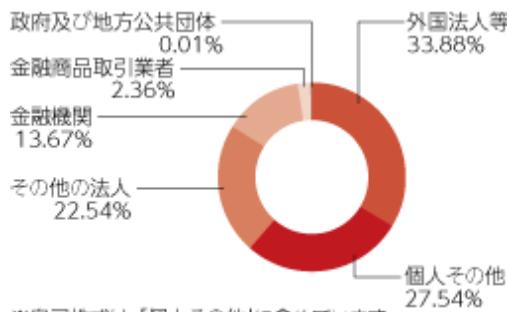
株主名	持株数(普通株式)	持株比率
合同会社クリムゾングループ	226,419,000株	10.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	216,664,700株	10.06%
三木谷 浩史	176,703,400株	8.20%
日本郵政株式会社	131,004,000株	6.08%
三木谷 晴子	112,625,000株	5.23%
MSIP CLIENT SECURITIES	65,657,600株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	50,897,400株	2.36%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	49,854,442株	2.31%
有限会社三木谷興産	40,868,500株	1.90%
有限会社スピリット	40,868,500株	1.90%

(注) 持株比率は、自己株式（4,096株）を控除して計算しています。

### 5. その他株式に関する重要な事項

2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、社債型種類株式の発行を可能とするための定款変更が決議されましたが、当事業年度末における発行済株式は、全て普通株式であり、社債型種類株式は発行していません。

所有者別株式分布状況



\*自己株式は、「個人その他」に含めています。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

##### (1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	12,015個	普通株式 1,201,500株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	4,272個	普通株式 427,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	63個	普通株式 6,300株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	4,804個	普通株式 480,400株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	14,910個	普通株式 1,491,000株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第76回新株予約権 (2019年1月18日決議)	25,239個	普通株式 2,523,900株	無償	0.01円	2020年2月1日 ～2029年2月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	7,962個	普通株式 796,200株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第82回新株予約権 (2019年7月26日決議)	11,058個	普通株式 1,105,800株	無償	0.01円	2020年8月1日 ～2029年8月1日
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	19,469個	普通株式 1,946,900株	無償	0.01円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	5,827個	普通株式 582,700株	無償	0.01円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,712個	普通株式 171,200株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	21,647個	普通株式 2,164,700株	無償	0.01円	2021年8月1日 ～2030年8月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第93回新株予約権 (2021年1月14日決議)	31,680個	普通株式 3,168,000株	無償	0.01円	2022年2月1日 ～2031年2月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	4,828個	普通株式 482,800株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	1,887個	普通株式 188,700株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日
第98回新株予約権 (2021年7月15日決議)	27,673個	普通株式 2,767,300株	無償	0.01円	2022年8月1日 ～2031年8月1日
第101回新株予約権 (2022年1月14日決議)	41,866個	普通株式 4,186,600株	無償	0.01円	2023年2月1日 ～2032年2月1日
第104回新株予約権 (2022年2月14日決議)	4,308個	普通株式 430,800株	無償	0.01円	2022年3月1日 ～2062年3月1日
第105回新株予約権 (2022年4月14日決議)	80,350個	普通株式 8,035,000株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2032年5月1日
第106回新株予約権 (2022年4月14日決議)	2,507個	普通株式 250,700株	無償	0.01円	2022年5月1日 ～2062年5月1日
第107回新株予約権 (2022年7月14日決議)	62,271個	普通株式 6,227,100株	無償	0.01円	2023年8月1日 ～2032年8月1日
第111回新株予約権 (2023年1月16日決議)	74,220個	普通株式 7,422,000株	無償	0.01円	2024年2月1日 ～2033年2月1日
第114回新株予約権 (2023年2月14日決議)	7,518個	普通株式 751,800株	無償	0.01円	2023年3月1日 ～2063年3月1日
第115回新株予約権 (2023年4月13日決議)	88,534個	普通株式 8,853,400株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2033年5月1日
第117回新株予約権 (2023年4月13日決議)	5,074個	普通株式 507,400株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2063年5月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	186,015個	普通株式 18,601,500株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第128回新株予約権 (2024年4月12日決議)	4,288個	普通株式 428,800株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2064年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第57回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権、第72回新株予約権及び第76回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
4. 第81回新株予約権、第87回新株予約権、第89回新株予約権、第95回新株予約権、第97回新株予約権、第104回新株予約権、第106回新株予約権、第114回新株予約権、第117回新株予約権及び第128回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の

徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

5. 第82回新株予約権、第85回新株予約権、第90回新株予約権、第93回新株予約権、第98回新株予約権及び第101回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

6. 第105回新株予約権、第107回新株予約権、第111回新株予約権、第115回新株予約権及び第126回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権

- の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- h) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第 50 回 新株予約権	114個	1 人
	第 59 回 新株予約権	565個	2 人
	第 71 回 新株予約権	1,357個	2 人
	第 72 回 新株予約権	541個	1 人
	第 81 回 新株予約権	2,765個	5 人
	第 87 回 新株予約権	1,822個	3 人
	第 89 回 新株予約権	1,373個	2 人
	第 95 回 新株予約権	1,516個	3 人
	第 97 回 新株予約権	1,405個	5 人
	第 104 回 新株予約権	899個	2 人
	第 106 回 新株予約権	2,507個	3 人
	第 114 回 新株予約権	1,135個	2 人
社外取締役	第 117 回 新株予約権	5,074個	5 人
	第 128 回 新株予約権	4,288個	5 人
	第 57 回 新株予約権	18個	1 人
	第 59 回 新株予約権	114個	1 人
	第 70 回 新株予約権	21個	1 人
	第 105 回 新株予約権	331個	4 人
	第 115 回 新株予約権	360個	4 人
	第 126 回 新株予約権	592個	6 人

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
監査役	第 76 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 82 回 新株予約権	2 個	1 人
	第 85 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 90 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 93 回 新株予約権	4 個	1 人
	第 98 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 101 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 107 回 新株予約権	11個	1 人
	第 111 回 新株予約権	6 個	1 人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。

2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

3. 監査役が保有している新株予約権は、使用者として在籍中に付与されたものを含みます。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

### (1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第122回新株予約権 (2024年1月16日決議)	74,902個	普通株式 7,490,200株	無償	0.01円	2025年2月1日 ～2034年2月1日
第123回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,881個	普通株式 888,100株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第124回新株予約権 (2024年2月14日決議)	1,496個	普通株式 149,600株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第125回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,612個	普通株式 861,200株	無償	0.01円	2024年3月1日 ～2064年3月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	185,423個	普通株式 18,542,300株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第127回新株予約権 (2024年4月12日決議)	10,394個	普通株式 1,039,400株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第129回新株予約権 (2024年7月16日決議)	67,841個	普通株式 6,784,100株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第130回新株予約権 (2024年7月16日決議)	318個	普通株式 31,800株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第131回新株予約権 (2024年10月16日決議)	6,303個	普通株式 630,300株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日
第132回新株予約権 (2024年10月16日決議)	140個	普通株式 14,000株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第122回新株予約権、第123回新株予約権、第124回新株予約権、第126回新株予約権、第127回新株予約権、第129回新株予約権、第130回新株予約権、第131回新株予約権及び第132回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第125回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第 122 回 新株予約権	44,560個	4,456,000株	10,044人
	第 123 回 新株予約権	1,020個	102,000株	35人
	第 125 回 新株予約権	8,612個	861,200株	48人
	第 129 回 新株予約権	33,009個	3,300,900株	9,705人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第 122 回 新株予約権	30,342個	3,034,200株	6,026人
	第 123 回 新株予約権	7,861個	786,100株	38人
	第 124 回 新株予約権	1,496個	149,600株	1人
	第 126 回 新株予約権	185,423個	18,542,300株	3,905人
	第 127 回 新株予約権	10,394個	1,039,400株	199人
	第 129 回 新株予約権	34,832個	3,483,200株	5,718人
	第 130 回 新株予約権	318個	31,800株	6人
	第 131 回 新株予約権	6,303個	630,300株	170人
	第 132 回 新株予約権	140個	14,000株	4人

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日時点)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 社 長	三木谷 浩史 みきたにひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、楽天メディカル株式会社代表取締役会長、AST SpaceMobile, Inc. Director、楽天モバイル株式会社代表取締役会長、楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO、Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO
代表取締役副会長	穂 坂 雅之 ほさかまさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	百野 研太郎 ひやのけんたろう	副社長執行役員 グループCOO コミュニケーションズ＆エナジーカンパニー プレジデント JP 楽天ロジスティクス株式会社取締役
取締役副社長	武田 和徳 たけだかずのり	副社長執行役員 コマース＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社西友取締役、JP 楽天ロジスティクス株式会社代表取締役会長
取締役副社長	廣瀬 研二 ひろせけんじ	副社長執行役員 グループCFO JP 楽天ロジスティクス株式会社監査役
取締役 社外独立役員	安藤 隆春 あんどうたかはる	株式会社アミューズ社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、東武鉄道株式会社社外取締役、株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）
取締役 社外独立役員	Sarah J. M. Whittley サラ・J. M. ウィットリー	Foundation Scotland Trustee、Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair、The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外独立役員	Tsedal Neeley セダール・ニーリー	ハーバード大学経営大学院Naylor Fitzhugh Professor of Business Administration、同大学院Senior Associate Dean for Faculty Development and Research、同大学院Faculty Chair of the Christensen for Teaching and Learning、Brightcove, Inc. Outside Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 外 独立役員	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	-
取 締 役 社 外 独立役員	羽深 成樹 はぶか しげき	-
取 締 役 社 外 独立役員	御立 尚資 みたち たかし	DMG森精機株式会社社外取締役、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事、京都大学経営管理大学院特別教授、住友商事株式会社社外取締役
取 締 役 社 外 独立役員	村井 純 むらい じゅん	株式会社プロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、慶應義塾大学教授、内閣官房参与、デジタル庁顧問、World Wide Web Consortium, Inc. Director、公益財団法人国際文化会館顧問
監査役（常勤）	長沼 義人 ながぬま よしと	-
監査役（常勤） 社 外 独立役員	中村 太 なかむら ふと	-
監 査 役 社 外 独立役員	片岡 麻紀 かたおか まさき	株式会社芝浦電子社外監査役
監 査 役 社 外 独立役員	山口 勝之 やまぐち かつゆき	フリービット株式会社社外監査役、西村あさひニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 第27回定時株主総会において、中村太氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役藤田聰氏は、第27回定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
3. 取締役安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純の7氏は、社外取締役です。
4. 監査役中村太、片岡麻紀及び山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 取締役安藤隆春氏は、株式会社アミューズの社外取締役であり、当社は同社に対して楽曲使用料の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 取締役御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院の特別教授であり、当社は同大学に対して同大学が開催するイベントの参加費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 取締役村井純氏は、慶應義塾大学の教授であり、当社は同大学に対して受託研究契約費用等の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、World Wide Web Consortium, Inc.の取締役であり、当社は同団体に対して年会費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、株式会社プロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 監査役山口勝之氏は、西村あさひニューヨーク事務所の執行パートナーであり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
10. 当社は、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資、村井純、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の10氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

## 3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役三木谷浩史、穂坂雅之、百野研太郎、武田和徳、廣瀬研二、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純並びに監査役長沼義人、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の16氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

## 5. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	執行役員退任 時特別報酬	
取締役	2,090	491	168	354	1,078	12
(うち社外取締役)	(107)	(79)	(-)	(28)	-	(7)
監査役	66	66	-	-	-	5
(うち社外監査役)	(48)	(48)	(-)	(-)	-	(4)
計	2,155	556	168	354	1,078	17

(注) 1. 取締役の報酬等の総額については、2023年3月30日開催の第26回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,900百万円、うち社外取締役分200百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であり、うち7名が社外取締役です。なお、表内における報酬等の総額にはストックオプションの当事業年度に係る計上額が含まれております、下記3及び4に述べるとおり、ストックオプションの付与については上記報酬限度額（但し、第26回定時株主総会における決議による変更前。下記3及び4において同じ。）とは別枠でご承認をいただいています。上記表内の報酬等の総額からストックオプションの計上額を除いた取締役の報酬額は、上述の報酬限度額の範囲内です。

2. 監査役の報酬等の総額については、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額120百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションの付与については、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権0個及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,288個を付与しています。各新株予約権の内容は下記のとおりです。

#### I. 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
- II. 退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権
- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社取締役で当社執行役員を兼務する者
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。  
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
各事業年度において、10,000個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たり1円とする。
- (6) 新株予約権の行使期間  
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件等
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - ④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
4. 社外取締役に対するストックオプションの付与については、2022年3月30日開催の第25回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度1,000個を上限）を社外取締役に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。当事業年度において、社外取締役に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権592個を付与しています。当該新株予約権の内容は下記のとおりです。

## 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社社外取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えるに払い込む金銭

新株予約権と引き換えるに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日（以下「発行日」）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii ) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iv ) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

v ) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i ) 現金による受領

ii ) 新株予約権者が保有する株式による充当

iii ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv ) その他当社が定める方法

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときには、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

5. ストックオプションについては、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。当事業年度に付与された新株予約権のほか、以下の取締役会決議に基づき、当事業年度より前の事業年度に付与された新株予約権に関するものも含まれます。
  - ・2022年4月14日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
  - ・2023年4月13日開催の取締役会（付与対象は社外取締役）
  - ・2024年4月12日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
6. 賞与は業績連動報酬等に、また、ストックオプションは非金銭報酬等に該当します。
7. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会は、代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任し、同氏が、下記(2)で述べる報酬方針に従い、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。当社取締役の報酬に係る方針、決定プロセスについては、取締役会で独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ています。同氏に決定権限を委任している理由は、同氏は当社の創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うに最も適切であると判断したためです。

## (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬方針）

### 1) 基本方針

当社の役員報酬は、以下の基本方針に則り決定しています。

業務執行取締役に関しては、世界各国から優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とし、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため、ストックオプションの占める割合が高い報酬体系とします。非業務執行取締役に関しては、世界各国から当社の経営を支える優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とします。

### 2) 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬については、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬としての業績に連動する賞与（毎年1回支給））
- c) 非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））
- d) 執行役員退任時特別報酬（執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）のみを対象とし、執行役員退任時支給）

にて構成しています。

また、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合、執行役員退任時特別報酬は、各業務執行取締役の役位・役割を踏まえて決定しています。

業務執行から独立した立場である非業務執行取締役の報酬は、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 非金銭報酬（固定・中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））

にて構成しています。

また、基本報酬及び非金銭報酬の割合は、非業務執行取締役の役割を踏まえて決定しています。

### 3) 業績連動報酬及び非金銭報酬の指標及び算定方法

業務執行取締役の業績連動報酬及び非金銭報酬に係る指標には、「楽天エコシステム」の構築・拡大への意識の向上のため、各事業年度の連結営業損益(注)等のKPIを複数選定し、成長性や収益性に連動できるよう設定しています。業績連動報酬及び非金銭報酬の額の決定にあたっては、各業務執行取締役の管掌組織ごとに、指標に対する目標を個別に設定し、それぞれの実績を勘案して個人評価を決定しています。指標にはカーボンニュートラル目標等も含まれます。個人評価と会社全体の業績を総合的に勘案し、業績連動報酬及び非金銭報酬の額を決定しています。

非業務執行取締役の非金銭報酬については、各非業務執行取締役の報酬の総額のうち、各非業務執行取締役の役割を踏まえて決定した割合を非金銭報酬とすることとしているため、指標はありません。

(注) 本事業年度の連結営業損益は、「1. 事業の経過及びその成果 当期の経営成績」に記載のとおりです。

### 4) 報酬決定プロセス

当社取締役の報酬方針は、独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た上で、取締役会にて決議しています。その他の決定プロセスについても、取締役会で独立社外取締役に対して必要に応じて説明を行い、適切な助言を得ています。

また、取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬方針に従い決定しています。同氏は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行った上で、必要に応じて社外取締役の助言を得て個別の報酬額を決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると判断しています。

執行役員退任時特別報酬については取締役会にて決議された内容に基づく社内規程に従い算出され、同規程により支給が認められた当社の執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）にのみ支給されます。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
	あん どう　　たか はる 安 藤 隆 春	12回/13回 (出席率92%)	-	主に警察庁長官等の警察組織の要職を歴任した豊富な経験を有しており、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	サラ・J. M. · ウィットリー Sarah J. M. W h i t l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主に海外の独立系アセットマネジメントにおける投資家としての経験とコーポレートファイナンスに関する豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	セダール・ニーリー T s e d a l l N e e l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主にハーバード大学経営大学院教授や米国上場企業の社外取締役としての経験、デジタルトランスフォーメーション及び文化変容に関する研究や、世界各国の企業への助言を通じて得た幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
社外取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. B a x t e r	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット業界及び企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	は ぶか　　しげ き 羽 深 成 樹	13回/13回 (出席率100%)	-	主に内閣府審議官はじめとした行政機関の要職を歴任した豊富な経験と金融行政及び涉外に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	み たち　　たか し 御 立 尚 資	13回/13回 (出席率100%)	-	主に経営コンサルタントとしての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	むら い　　じゅ　ん 村 井 純	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
中村 太	なか むら ふと た	10回/10回 (出席率100%)	10回/10回 (出席率100%)	主にグローバルに事業を展開する企業での実務経験及び上場会社の常勤監査役を歴任した幅広い知見と豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
片岡 紀	かたおか まき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に公認会計士としての幅広い知見と豊富な経験、また財務、会計及び内部統制に関する専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
山口 之	やまぐち かつゆき ゆき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知見と豊富な経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 中村太氏については、2024年3月28日社外監査役就任後の状況を記載しています。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

311百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,198百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、当社及び連結子会社において、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務、組織再編に伴うコンサルティング業務等を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天グループ株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天グループ株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループCOO及びグループCCO（グループCOOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者）並びに社内カンパニー制に基づく Company Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天グループ株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天グループ株式会社では、リスク管理に関するグループ規程等に従い、リスクの適切な把握、重要性に応じた対応策の策定と実行、その結果をモニタリングする体制（いわゆるPDCAサイクル）を確立し、各組織の業務遂行において発生するリスクに対し必要な措置を行います。

グループCFO、ファンクションCISO、グループCOO及びグループCCOは、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等の担当領域のリスクに関して、各組織で実施したリスク評価結果及び対応状況をモニタリングし、更にリスク管理上の重要事項及びグループ横断的なリスクに対して適切に判断・対処することでグループ全体のリスク低減及び未然防止を図ります。その対応状況をグループリスク・コンプライアンス委員会にて協議し、本委員会の主な協議事項は重要会議体を通じて経営陣に報告します。特に重要なリスクは、その対応状況を楽天グループ株式会社取締役会等にて経営陣に報告します。

重要リスクの一つである情報及びパーソナルデータの管理については、グループ情報セキュリティ＆プライバシー委員会を開催し、主要な施策や期間内に発生したインシデント等について報告及び判断をする体制を整えています。また、楽天グループ株式会社の事業投資に伴うリスクは、案件につき、投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天グループ株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。子会社の事業投資に伴うリスクについても、案件の内容や規模、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上あらかじめ定めた基準に基づき、投融資委員会・楽天グループ株式会社取締役会の審議事項としたり、楽天グループ株式会社への報告を求めたりすることで、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天グループ株式会社取締役会に報告します。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適かつ効率的な意思決定体

制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

(6) 楽天グループ株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天グループ株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定めています。子会社の重要な業務執行については、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上、「楽天グループ職務権限表」、「楽天グループガイドライン」及び当該子会社との合意に基づき、楽天グループ株式会社による決裁及び楽天グループ株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとすることで指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天グループ株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天グループ株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

①グループCCOと社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerの間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス体制を維持・強化しています。その体制のもと、グループCCO、Company Compliance Officer等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2024年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、リスク・コンプライアンスに係る重要案件への対応報告、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。

②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、楽天グループ全従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、コンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。

③楽天グループ株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループにおける内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社の内部通報窓口への通報状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

①楽天グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。

②楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、外部有識者を含む委員で構成される楽天グループ株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天グループ株式会社取締役会での決議を行っています。

(3) 財務報告の体制について

①楽天グループ株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準(IFRS)に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っていいます。

②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、楽天グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天グループ株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

現下の当社における財務状況等を踏まえ、財務健全性を確保するという財務方針の下、足もとにおいては、有利子負債のみに頼らない各種調達を積極的に進めることで、成長事業への投資原資を確保し、同時に、有利子負債残高の削減にも取り組んでまいりました。このような状況の下、当期につきましても、配当による資金流出を抑制することが、当社の財務基盤の安定、ひいては株主価値の向上に繋がると考え、2025年2月14日開催の取締役会において、当期の配当を行わないことを決定しました。

配当方針につきましては、中長期的な成長に向けた投資や、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本としており、今後もこの方針に変更はありません。2025年12月期以降の配当再開時期は、現時点では未定ですが、連結業績黒字化及び有利子負債の削減を進めていく中で、適時適切に復配を行えるように努めてまいります。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第25期 ( 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第26期 ( 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第27期 ( 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第28期 ( 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり配当金	4.50	4.50	0.00	0.00

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,257,489	流動負債	2,039,106
現金及び預金	465,174	買掛金	43,227
売掛金	195,213	コマーシャル・ペーパー	95,000
商品	17,519	短期借入金	47,169
貯蔵品	185	1年内償還予定の社債	400,000
有価証券	269,838	未払金	554,054
前払費用	12,158	未払費用	41,641
未収入金	480,410	未払法人税等	18,781
未収還付法人税等	700	前受金	6,548
関係会社短期貸付金	674,394	預り金	504,558
その他	151,359	ポイント引当金	305,993
貸倒引当金	△9,465	賞与引当金	6,214
固定資産	3,015,356	株主優待引当金	8,021
有形固定資産	75,184	仮受金	1,276
建物	20,493	その他	6,616
機械装置及び運搬具	1,310	固定負債	1,646,805
工具、器具及び備品	16,395	社債	1,471,306
土地	10,320	長期借入金	103,514
建設仮勘定	7,441	退職給付引当金	26,884
その他	19,222	役員退職慰労引当金	1,646
無形固定資産	116,765	株主優待引当金	3,514
のれん	1,344	資産除去債務	11,874
特許権	871	その他	28,063
商標権	332	負債合計	3,685,911
ソフトウェア	94,488	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	15,956	株主資本	1,534,742
その他	3,771	資本金	452,646
投資その他の資産	2,823,406	資本剰余金	420,544
投資有価証券	78,225	資本準備金	420,183
関係会社株式	2,545,005	その他資本剰余金	361
関係会社出資金	4,878	利益剰余金	661,554
関係会社長期貸付金	4,869	その他利益剰余金	661,554
破産更生債権等	7,284	繰越利益剰余金	661,554
長期前払費用	1,656	自己株式	△3
敷金及び保証金	10,274	評価・換算差額等	10,196
繰延税金資産	153,696	その他有価証券評価差額金	10,196
その他	25,776	新株予約権	41,994
貸倒引当金	△8,261	純資産合計	1,586,933
資産合計	5,272,845	負債純資産合計	5,272,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	897,686
売上原価	252,369
売上総利益	645,317
販売費及び一般管理費	632,359
営業利益	12,958
営業外収益	
受取利息	18,133
受取配当金	59,591
その他	3,923
	81,648
営業外費用	
支払利息	74,679
為替差損	10,811
支払手数料	16,247
関係会社債権放棄損	200
その他	986
経常損失	102,925
	△8,318
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	9,600
固定資産売却益	5,889
資産負債相殺益	43,670
関係会社株式売却益	260,231
社債償還益	726
デリバティブ利益	343
その他	0
	320,462
特別損失	
固定資産除却損	1,196
減損損失	1,270
関係会社株式評価損	10,769
社債償還損	4,296
デリバティブ損失	1,058
その他	146
	18,736
税引前当期純利益	293,407
法人税、住民税及び事業税	79,065
法人税等調整額	△35,593
当期純利益	43,471
	249,935

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	446,768	414,305	365	414,670	411,618	411,618	△0	1,273,057
当期変動額								
新株の発行	5,878	5,878	—	5,878	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	249,935	249,935	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3
事業譲渡による減少	—	—	△4	△4	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,878	5,878	△4	5,873	249,935	249,935	△3	261,684
当期末残高	452,646	420,183	361	420,544	661,554	661,554	△3	1,534,742

	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16,843	16,843	37,527	1,327,428
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	△3
事業譲渡による減少	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,646	△6,646	4,467	△2,179
当期変動額合計	△6,646	△6,646	4,467	259,505
当期末残高	10,196	10,196	41,994	1,586,933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

2024年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
の も の

市 場 価 格 の 不 い 株 式 等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品・貯蔵品

楽天24事業等	移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
その他の事業	先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### 無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積もられる期間（20年以内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

##### リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (4) 線延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

##### 賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

##### ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した金額を発生の翌事業年度から費用処理しています。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員退任時特別報酬規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### 楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社は、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社を通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社は規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社のマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り、時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社は規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

広告関連サービスについて、当社は広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足される

ため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払は、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに受領しています。

決済代行サービスについて、当社と出店者・旅行関連事業者間における、決済代行規約に基づき、決済代行サービスを提供しています。当社は、クレジットカード等による取引代金をカード会社等から受領し、出店者・旅行関連事業者への決済代金を支払う義務を負っています。当該サービスについては、主に決済対象となった取引が成立した時点で履行義務が充足されると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払は、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

#### Rakuten 24、楽天ブックス

インターネットサービスのうち、当社が主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『Rakuten 24』、『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社が売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払を受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

###### ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

##### ③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天グループ株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

#### (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### （借入コスト）

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は製造に直接起因して発生した借入コストは、資産計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### （関係会社株式の評価）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,545,005百万円

関係会社株式評価損 10,769百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしています。なお、当事業年度において楽天モバイル株式会社の株式の減損処理は行っていません。

##### ②主要な仮定

実質価額の見積りには取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は見積将来キャッシュ・フローや売上高の成長率等です。

なお、楽天モバイル株式会社の事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	48,920百万円
(2) 担保に供している資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物	8,860百万円
工具、器具及び備品	333百万円
土地	7,374百万円
その他	204百万円
計	<u>16,771百万円</u>
担保付債務	
短期借入金	2,371百万円
長期借入金	<u>13,741百万円</u>
計	<u>16,113百万円</u>

当社が出資した合同会社に建物等を譲渡した取引につき、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号 2014年11月4日）に準じて、金融取引として会計処理しています。そのため、上記には、担保に供している資産及び担保付債務に計上されている以下の金額が含まれています。

建物	1,813百万円
工具、器具及び備品	94百万円
土地	335百万円
その他	8百万円
短期借入金	50百万円
長期借入金	1,607百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）	
金銭債権	1,116,450百万円
金銭債務	711,297百万円
(4) 保証債務等の残高	
下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。	
楽天モバイル株式会社	391,242百万円
J P 楽天ロジスティクス株式会社	6,483百万円
楽天エナジー株式会社	1,845百万円
楽天トータルソリューションズ株式会社	1,197百万円
Rakuten USA, Inc.	943百万円
Rakuten Symphony Deutschland GmbH	102百万円
Rakuten Asia Pte. Ltd.	17百万円
(5) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、22,283百万円です。	

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	278,361百万円
売上高	69,914百万円
営業費用	208,446百万円
営業取引以外の取引高	116,963百万円
営業取引以外の取引高（収入）	84,993百万円
営業取引以外の取引高（支出）	31,970百万円

##### (2) 資産負債相殺益

当社子会社であるLiberty Holdco Ltd.との間に締結していた有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。  
貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金とを相殺した際に発生した特別利益です。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	4,096株

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 總延税金資産

貸倒引当金	5,428百万円
ポイント引当金	93,695百万円
賞与引当金	1,850百万円
退職給付引当金	8,406百万円
関係会社株式評価損	93,701百万円
未確定債務	13,162百万円
資産除去債務	3,636百万円
株式報酬費用	4,434百万円
總越欠損金	14,679百万円
投資有価証券	21,582百万円
その他	9,399百万円
總延税金資産小計	269,976百万円
税務上の總越欠損金に係る評価性引 当額	△13,856百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	△95,568百万円
評価性引当額小計	△109,425百万円
總延税金資産合計	160,550百万円

總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,500百万円
有形固定資産	1,890百万円
その他	462百万円
總延税金負債合計	6,853百万円
總延税金資産の純額	153,696百万円

##### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1)	東京都新宿区	—	交響管弦楽による演奏の企画・実施等	—	兼任1名	交響楽団のオフィシャル・サブライヤー	協賛金等(注2)	29	未払金	6
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	一般社団法人新経済連盟(注3)	東京都港区	—	政策提言等	—	兼任1名	連盟の一般会員	協賛金等(注2)	13	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	水上高原リゾート(株)	群馬県利根郡	100	リゾート施設の経営・運営等	—	—	—	業務委託等(注4)	47	未払金	9
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社三木谷興産(注5)	東京都港区	3	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	兼任1名	当社株式の保有	システム利用料(注4)	26	売掛金	0
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社スピリット	東京都港区	20	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	—	当社株式の保有	固定資産の譲渡(注6)	2,550	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)								売却益	918		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。
- (注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。
- (注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。
- (注4) 一般的の取引条件と同様に決定しています。
- (注5) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、取締役を兼任しています。
- (注6) 固定資産の譲渡価額は、第三者の鑑定評価書を参考に合理的に決定しています。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上 の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社 楽天モバイル(株)		所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	7,523,500	短期貸付金	643,000
				資金の返済 (注 2)	7,472,500	流動資産(そ の他)	4,315
				受取利息 (注 2)	15,275		
				増資の引受 (注 3)	320,000		
				債務保証 (注 4)	391,242		
				資金の預り (注 2)	222,371	預り金	149,871
				資金の返金 (注 2)	72,500		
子会社 Rakuten Asia Pte. Ltd.		所有直接 100	—	受取配当金	39,801	—	—
				資金の預り (注 2)	73,982	預り金	2,701
				資金の返金 (注 2)	65,813	現物出資 (注 5)	194,966
				現物出資 (注 5)	194,966		
子会社 楽天エナジー(株)		所有直接 100	—	資金の貸付 (注 2)	107,780	短期貸付金	6,140
				資金の返済 (注 2)	118,280		
子会社 Liberty Holdco Ltd.		所有直接 100	—	有価証券・預り金の相殺 (注 6)	29,487	預り金	39,301
				有価証券 預り金	71,610		
				精算金の受取	1,547		
				資産負債相殺益	43,670		
子会社 楽天カード(株)		所有直接 85.01	役員の兼任	受取配当金	15,000	—	—
				決済代行手数料 (注 7)	52,505	未収入金	304,985
				コマーシャル・ペーパーの引 受 (注 8)	200,000	有価証券	199,885
子会社 楽天銀行(株)		所有直接 49.27	役員の兼任	受益権の売却 (注 9)	28,882	—	—
子会社 楽天シンフォニー(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	99,249	預り金	81,049
				資金の返金 (注 2)	18,200		
子会社 楽天Edy(株)		所有間接 100	—	資金の預り (注 2)	984,599	預り金	64,682
				資金の返金 (注 2)	966,800		
子会社 楽天ペイメント(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	1,811,071	預り金	86,135
				資金の返金 (注 2)	1,770,800		

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社 楽天信託(株)		所有間接 100	—	金銭債権の信託（注10）	89,456	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 一般的な条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注3) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

(注4) 楽天モバイル株式会社の銀行借入等について債務保証を行ったものです。

(注5) Viber Media s.a.r.lの株式を現物出資し、その対価としてRakuten Asia Pte. Ltd.の株式を取得したものです。  
取引価額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議の上、決定しています。

(注6) 有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金を相殺しています。  
取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注7) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注8) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注9) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、楽天銀行株式会社と協議の上、決定しています。

(注10) 当事業年度末及び前事業年度末における金銭債権の信託の金額の純増減額を記載しています。

#### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の注記6. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 717円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円33銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

楽天グループ株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 熊谷 充孝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天グループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から、2024年12月31までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換等を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

楽天グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 長沼 義人 ㊞  
常勤監査役 中村 太 ㊞  
監査役 山口 勝之 ㊞  
監査役 片岡 麻紀 ㊞

(注) 監査役 中村 太・監査役 山口 勝之及び監査役 片岡 麻紀は、会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

別添2

楽天チケット株式会社

---

## 吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025年11月10日

---

楽天チケット株式会社

2025年11月10日

楽天チケット株式会社

代表取締役 梅本 悅郎

楽天チケット株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年10月29日付で楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、楽天を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこといたしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収合併契約の内容

（会社法第782条第1項）

2025年10月29日付で当社と楽天が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

### 2. 吸収合併対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第1号）

本件吸収合併に際しては、株式その他の金銭等の交付は行わないこといたしました。本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社は楽天の完全子会社で

あり、楽天がその発行済株式のすべてを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、楽天と当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社の株主は楽天のみであり、共通支配下関係にない株主は存在しないため、当社の株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

### 3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第4号)

楽天の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

楽天の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

④ 楽天は、2025年7月29日に、無担保社債（サステナビリティボンド）総額30,000百万円の発行を実施しました。

⑤ 楽天は、2025年8月4日に、無担保社債130,000百万円の発行を実施しました。

⑥ 楽天は、2025年10月23日に、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）82,000百万円の発行を実施しました。

なお、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

## 6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併効力発生日後の楽天の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の楽天の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従い、本件吸収合併後における楽天の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 吸 収 合 併 契 約 書

楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）と楽天チケット株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
- 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
  - （1）吸収合併存続会社  
商号 楽天グループ株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号
  - （2）吸収合併消滅会社  
商号 楽天チケット株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号

### 第2条（本合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金を増加しないものとする。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、当該日までに第9条の条件を満たさないときは、当該条件を満たした日を効力発生日とし、また、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（吸収合併の承認）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、その所有する一切の資産、債務及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をも

ってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上これを実行する。

#### 第8条（甲の従前の役員）

甲は、本合併に際し新たに取締役及び監査役を選任しない。

#### 第9条（効力の発生）

甲は、本合併の効力発生日までに会社法第796条第2項に規定する簡易合併の条件を充足しなければならないものとし、本合併は、当該条件を充足することを条件として効力を発生する。

#### 第10条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日までにおいて、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲及び乙協議の上、合併条件その他の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年10月29日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天グループ株式会社  
代表取締役会長 兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天チケット株式会社  
代表取締役 梅本 悅郎

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期利益（親会社の所有者帰属）
2兆 2,792億円 (前期比 +10.0%)	70億円 (前期比 +1,601億円)	530億円 (前期比 +2,658億円)	▲ 1,624億円 (前期比 +1,770億円)

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

#### ■当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域において足踏みがみられるものの持ち直しており、その先行きについては、欧米における高い金利水準継続等の影響による景気の下振れリスクの高まりや、米国の今後の政策動向等による影響に留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに一部足踏みが残るもの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

「情報通信白書」(注)によると、情報通信分野の技術政策は、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用していくことが見込まれるBeyond 5Gに向けた取組を中心に推進されています。また、AI等のデジタルを利用した新テクノロジーは、この先更に私たちの社会・経済活動を変革していくと期待されています。

このような環境下、当社グループは、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、A I等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開、モバイルサービスにおけるネットワーク品質の向上及びユーザー獲得等を積極的に進めています。楽天エコシステムを更に進化・拡大させることで、当社グループの競争力を高めていくとともに、インターネットサービス、フィンテック、モバイル等、多岐にわたるサービスを通じて蓄積したユニークなデータ資産を保有している当社グループだからこそ可能であるソリューションサービスを開発していくことで、「A Iエンパワーメントカンパニー」としても進化し、人々の生活をより便利で豊かにすることを目指しています。また、足元において物価上昇等の景気の先行きへの不透明感が伴う中、多種多様な事業ポートフォリオを有する当社グループが強みとして発揮できる相乗効果を最大限生かすことで、消費者動向やニーズを的確に捉え、更なる成長機会を捉えていきます。

インターネットサービスにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長のために、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービスの開発、地域経済活性化等に注力するとともに、マーケティング施策変更により、収益性の向上を目指した結果、大幅な増益を達成しました。フィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大に努めた結果、更なる売上高の伸長とセグメント利益の向上につながりました。また、モバイルにおいては、自社エリア及びパートナー回線の活用による効率的なネットワーク品質の改善が進み、マーケティング活動の強化を行った結果、契約回線数が増加し売上収益が拡大したことにより、コスト最適化努力を継続したことで、セグメント損失は着実に縮小傾向にあります。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、Non-GAAP営業利益は7,048百万円（前連結会計年度は153,041百万円の損失）となりました。また、当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

(注) 出典：「令和6年版情報通信白書」（総務省）

## ■ Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産償却費は6,821百万円、株式報酬費用は15,910百万円となりました。なお、前連結会計年度に計上された非経常的な項目には、ネットスーパー事業の運営方法の変更に伴う固定資産の減損損失15,922百万円、モバイル事業におけるローミング契約の見直しに基づき設備投資計画を変更したことに伴い一時的に発生した基地局工事等のキャンセルに係る費用等13,598百万円、株式会社西友ホールディングスの全株式を譲渡したことによる売却損益、2022年連結会計年度に発覚した子会社の元従業員及び取引先の共謀による不正行為に係る弁護士費用等、外部の専門家に対する報酬等が含まれています。また、当連結会計年度に計上された非経常的な項目には、保険事業の生損保一体型基幹システム及び他のシステムの一部に係る除却損5,863百万円、損害保険事業における基幹システムの開発計画の見直しに伴う固定資産の減損9,662百万円、令和6年能登半島地震における基地局の保守修繕費等の発生費用1,154百万円、モバイル事業における一部代理店との契約の見直し及び取引の再評価による契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失5,411百万円、楽天シンフォニー事業における先進的なネットワークソフトウェア開発により注力する形のビジネスモデル転換に伴う除却損1,891百万円及び資金生成単位の変更に伴う固定資産の一部減損2,155百万円、楽天農業事業及び海外広告事業の将来の収益見通しを再評価したことによる固定資産の減損1,667百万円、楽天チケット事業のリストラクチャリングに伴う固定資産の減損等1,305百万円、Viber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課4,151百万円、海外子会社の売却未収金の回収不能リスクに伴い計上した貸倒引当金繰入額4,386百万円、International Business Machines Corporationとの間の訴訟の解決に係る費用、AST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益106,906百万円並びにみん就株式会社の譲渡益1,613百万円等が含まれています。なお、連結損益計算書において、モバイル事業における契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失並びにViber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課は営業費用に、それ以外の収益及び費用は主にその他の収益及びその他の費用に計上されています。

## ■当期の経営成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、IFRS営業利益はAST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益の影響等により52,975百万円（前連結会計年度は212,857百万円の損失）、当期損失（親会社の所有者帰属）は繰延税金資産の一部取崩し等の影響により162,442百万円（前連結会計年度は339,473百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度において、IFRS営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

	前連結会計年度 (第27期) (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (第28期) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	増減額	(単位：百万円) 増減率
売上収益	2,071,315	2,279,233	207,918	10.0%
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	△153,041	7,048	160,089	—
無形資産償却費	△13,564	△6,821	6,743	—
株式報酬費用	△14,318	△15,910	△1,592	—
非経常的な項目	△31,934	68,658	100,592	—
IFRS営業利益又は損失(△)	△212,857	52,975	265,832	—
当期損失(△)（親会社の所有者 帰 属 )	△339,473	△162,442	177,031	—

## ■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業利益ベースで表示しています。

### 1) モバイルセグメント関連投資

第3四半期連結会計期間より、モバイルセグメントに関連する投資の今後増加想定に基づき、当該投資を管轄する組織を設立しました。これによりモバイルセグメント関連投資の管理方法が変更となり、前連結会計年度のインターネットサービスセグメントに係るセグメント利益は1,700百万円減少し、モバイルセグメントに係るセグメント損失は同額減少しています。

### 2) モバイルエコシステム貢献

第3四半期連結会計期間より、楽天エコシステム内におけるセグメント間の相互貢献効果が拡大している状況を踏まえ、相互貢献効果及び相互送客効果（以下「モバイルエコシステム貢献」）も含めて精緻に業績評価を行えるよう、これらのモバイルエコシステム貢献をセグメント損益に反映しています。

モバイルエコシステム貢献は、特に楽天モバイルMNO契約者が非契約者と比較して当社グループの各種サービスを利用する傾向が高くなることに基づき算出された貢献効果から、各セグメントから享受する送客効果を控除した指標であり、セグメント間の相互貢献効果及び相互送客効果を数値化すべく以下のとおり計算し、当連結会計年度のセグメント情報に反映しています。

これに伴い、前連結会計年度の各セグメント損益を修正再表示しています。

なお、連結上の売上収益、Non-GAAP営業損益、営業損益に与える影響はありません。

モバイルエコシステム貢献 = i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果 - ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

セグメント間のアップリフト効果及び送客効果の計算方法

i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果

当社グループの各事業の特性に応じて、下記いずれかの方法により月額を計算しています。

(a) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における各月の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上の差×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

(b) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における年間利用率の差×各事業の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

グループ会社のサイトからモバイル事業の契約に至った各月の楽天モバイルMNO個人契約数×送客コスト

※ アップリフト効果の計算対象事業

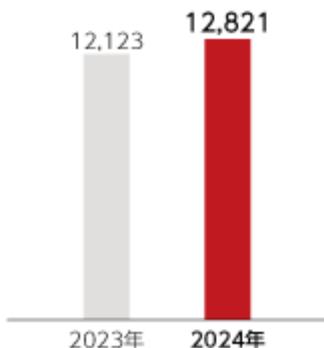
18事業（楽天市場、楽天ブックス、楽天24、楽天ビック、楽天Kobo、楽天ファッショントラベル、楽天マート、楽天ビューティー、楽天ペイアプリ決済、楽天ペイオンライン決済、楽天Edy、楽天ポイントカード、楽天カード、楽天銀行、楽天証券、楽天生命、楽天損保）を対象としています。



## インターネットサービス

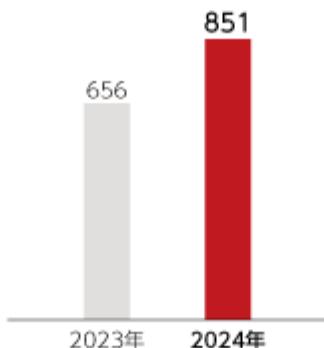
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



### 主な事業

- 国内E C（楽天市場、楽天トラベル等）
- 海外E C（Rakuten Rewards (Ebates), Rakuten France等）
- 投資（Rakuten Capital）
- 広告（Rakuten Advertising等）
- プロスポーツ（楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等）

主力サービスである国内E Cにおいては、収益性の向上を企図したマーケティング施策変更の影響を受け、前連結会計年度と比べ流通総額の成長率は一時的に鈍化したものの、国内E Cの成長が増収増益を牽引しました。インターネット・ショッピングモール『楽天市場』においては、新規顧客獲得やクロスユースの促進等に注力しました。インターネット旅行予約サービス『楽天トラベル』においては、顧客の利便性や満足度の向上を追求した各種施策に加え、引き続き好調なインバウンド需要の取り込みにより、流通総額が拡大しました。

海外インターネットサービスを運営するインターネットナショナル部門においては、米国のオンライン・キャッシュバック・サービス『Rakuten Rewards』が堅調な売上成長を継続しました。海外コンテンツ事業においては、電子書籍サービスの『Kobo』の新カラー対応端末の売上が引き続き好調だったほか、ビデオストリーミングサービスの『Viki』において利用者が増加する等、各事業が着実に成長を継続し、インターネットナショナル部門での年間黒字化を達成、セグメント利益の拡大に寄与しました。

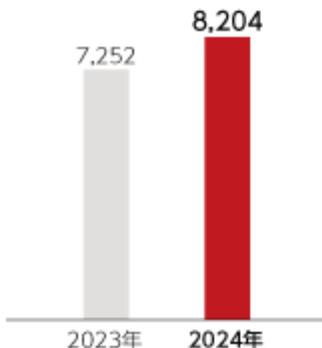
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は1,282,087百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益は85,137百万円（前連結会計年度比29.8%増）となりました。



## финтек

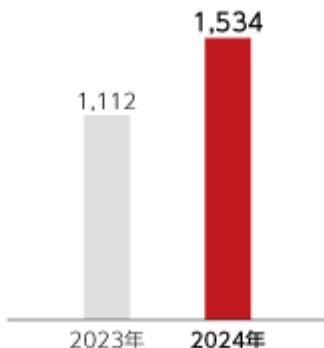
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



### セグメント利益

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

финтекにおいては、クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、ペイメントサービス等において、前連結会計年度比での増収増益を達成しました。クレジットカード関連サービスにおいては、2024年6月に『楽天カード』の累計発行枚数が3,100万枚を突破した後も顧客基盤の拡大が継続し、ショッピング取扱高が伸長しました。これらに加え、マーケティング最適化等も奏功し、大幅な増益が継続しました。銀行サービスにおいては、顧客基盤の拡大に伴う運用資産の増加及び日銀の政策金利の引き上げに伴う運用利回りの向上により、資産運用収益が拡大し、大幅な増収増益となりました。証券サービスにおいては、顧客基盤の継続的な拡大に加え、収益源の多様化等により、国内株式取引を手数料無料化しつつも増益を達成しました。また、ペイメントサービスにおいても効率的なマーケティング施策等により事業成長が継続しています。

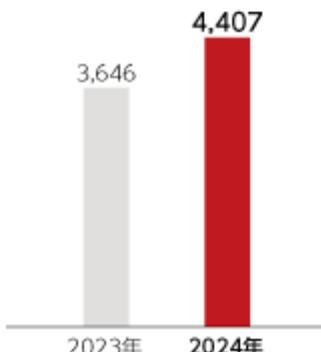
この結果、 финтекセグメントにおける売上収益は820,419百万円（前連結会計年度比13.1%増）、セグメント利益は153,377百万円（前連結会計年度比37.9%増）となりました。



## モバイル

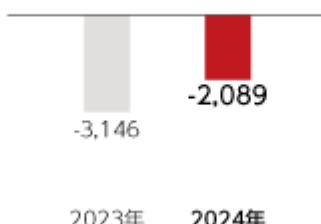
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



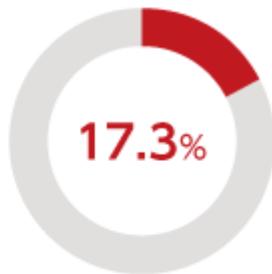
### セグメント損失

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 通信（楽天モバイル等）
- 電力供給サービス（楽天エナジー）
- 電話サービス（楽天コミュニケーションズ）

モバイルにおいては、ネットワーク品質の向上及びその認知拡大努力に取り組むとともに、「最強家族プログラム」や「最強青春プログラム」等の各種プログラムの展開、『楽天市場』や『楽天カード』をはじめ楽天エコシステムの各種サービスを活用したマーケティング施策展開等の結果、2024年12月に、契約回線数（法人向けのBCPプラン含むMNO、MVNE、MVNOの合算）が830万回線超となりました。ARPUについても、データ利用量の増加に加え、一部オプションの有料化、Rakuten Linkにおける広告売上の増加に伴うその他ARPUの向上等を背景に、B2C及びB2BのARPUが前第4四半期連結会計期間と比較してそれぞれ上昇しました。また、楽天モバイルMNO契約者のロイヤルユーザー化も進展し、モバイルエコシステム貢献額の増加につながりました。引き続き、様々なユーザーニーズに対応して、分かりやすく、コストパフォーマンスの高いサービスを提供することで、顧客満足度の最大化を図ってまいります。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は440,698百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント損失は208,933百万円（前連結会計年度は314,569百万円の損失）となりました。特に、モバイル事業においては、2024年12月に単月でのEBITDA黒字化を達成しました。

## 2. 財産及び損益の状況

区分		第25期 (自 2021年1月1日 至 2021年2月1日)	第26期 (自 2022年1月1日 至 2022年2月1日)	第27期 (自 2023年1月1日 至 2023年2月1日)	第28期 (自 2024年1月1日 至 2024年2月1日)
売上収益	(百万円)	1,681,757	1,920,894	2,071,315	2,279,233
営業利益又は損失(△)	(百万円)	△194,726	△371,612	△212,857	52,975
Non-GAAP営業利益 又は損失(△)	(百万円)	△224,999	△335,192	△153,041	7,048
税引前当期利益又は損失(△)	(百万円)	△212,630	△415,612	△217,741	16,277
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	(百万円)	△133,828	△377,217	△339,473	△162,442
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	(百万円)	△73,417	△309,683	△273,755	△85,734
基本的1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.73	△177.27	△75.61
希薄化後1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.89	△177.29	△75.62
資産合計	(百万円)	16,831,221	20,402,281	22,625,576	26,514,728
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	1,093,719	791,351	836,572	927,868
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	691.47	497.56	390.53	430.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	582,707	△262,068	724,192	1,190,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△611,830	△948,289	△597,416	△921,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,402,265	1,486,686	291,956	757,469
ROE	(%)	△15.7	△40.4	△41.7	△18.4
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	0.0	0.0

(注) 1. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したもので、経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

2. IFRS第17号「保険契約」を第27期の期首から適用し、第26期の関連する主要な経営指標等について遡及修正しています。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は256,970百万円であり、主に「4G」及び「5G」に関する基地局、ネットワーク設備の新設を目的とした楽天モバイル株式会社における設備投資及び使用権資産の増加等によるものです。

### 4. 資金調達の状況

当社グループにおける主な資金調達は以下のとおりです。

当社は、2024年2月及び4月にドル建無担保社債の発行により、それぞれ1,800百万米ドル、2,000百万米ドルを、同年4月にユーロ円建私募債の発行により50,000百万円を、また、同年12月にドル建永久劣後特約付社債の発行により550百万米ドルを調達しました。これらの資金調達により2025年に償還を迎える全ての社債の資金手当が完了しました。また、楽天モバイル株式会社においては、同社が所有する通信設備等を活用したセール・アンド・リースバックにより、170,000百万円を調達しました。

### 5. 企業再編等の状況

- (1) 当社は、2024年4月1日に、「楽天みん就」事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により承継させたみん就株式会社の全株式をポート株式会社に譲渡しました。
- (2) 当社は、2024年11月29日に、当社の連結子会社であるViber Media S.a.r.l.の全株式を、同じく当社の連結子会社であるRakuten Asia Pte. Ltd.に譲渡しました。この結果、Viber Media S.a.r.l.の親会社を当社からRakuten Asia Pte. Ltd.に変更しました。
- (3) 当社は、2024年12月1日に、「楽天超ミニバイト」の運営に係る事業を、会社分割の方法により当社の連結子会社である楽天インサイト株式会社に承継しました。また、同日に、楽天インサイト株式会社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である楽天インサイト・グローバル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。
- (4) 当社は、2024年12月1日に、当社が保有する楽天カード株式会社の発行済株式の14.99%について、株式会社みずほフィナンシャルグループに株式譲渡を行いました。

## 6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

### (1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする楽天エコシステムにおいて、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員1人当たりの生涯価値(ライフタイムバリュー)の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出及びグループ全体の価値最大化を目指し、また、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、AI等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開を進めています。

E C及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービス開発及び地域経済活性化等に取り組むとともに、データやAI等の活用を通じた新しい市場の創造により、流通総額及び売上収益の成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、ペイメントサービス等を提供するフィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大を目指します。また、政府によるキャッシュレス普及が推進されている中、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイント等を含む総合的なキャッシュレス決済の推進に向け、決済サービス導入箇所の拡大や、アクティビューザーを増やすための施策等に取り組んでいます。加えて、最大の強みであるクレジットカードを中心とした決済サービスプラットフォーム構想の実現に向けて引き続き注力し、楽天エコシステム内における送客効果を更に高めていきます。

モバイルにおいては、自社ネットワーク回線エリア及びパートナー回線の拡充による99.9%の人口カバー率達成及び通信品質向上を通じた顧客体験改善に加え、楽天モバイルの強みである競争力の高い料金プラン、楽天エコシステムを活用した魅力的なマーケティング施策を打ち出していくとともに、当社グループと取引のある全国の法人企業や自治体等に対する提案を通じ更なる契約者獲得を進めます。加えて、2024年6月に商用サービスを開始した700MHz帯域(プラチナバンド)の展開を順次拡大させることで、より高品質なネットワーク環境を提供し、契約者獲得のペース加速に繋げるとともに、モバイル事業における早期の黒字化を目指します。また、通信事業者におけるネットワーク機器の構成を刷新する取組や基地局のオープン化がグローバルで進む中、革新的なモバイルネットワーク技術を用いた通信プラットフォーム等を提供している楽天シンフォニーにおいては、日本国内において最新のインフラを構築した実績に基づき、的確に商機を捉えながらグローバル展開を進めています。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやAIの活用による革新的で効率的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、さらに国内外におけるブランド認知度、価値の向上等により、今後も楽天エコシステムを国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直し・強化を行うほか、AIを活用した生産性・事業効率の向上等にも力を入れていきます。

## (2) 経営体制

当社グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置づけ、様々な施策を講じています。

当社は、経営の透明性を高め、適正性・効率性・公正性・健全性を実現するため、独立性の高い監査役が監査機能を担う監査役会設置会社の形態を採用しており、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行ってています。更に取締役会とは別に、社外役員含む全ての役員が原則出席するグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという3つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーであることから、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営、メッセージングサービスの提供や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、クレジットカード関連サービス、インターネットを介した銀行及び証券サービス、暗号資産（仮想通貨）の媒介、生命保険サービス、損害保険サービス、ペイメントサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信サービス及び通信技術の提供、電力供給サービスの運営並びにモバイルセグメントに関連する投資等を行う事業により構成されています。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天モバイル(株)	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供及び携帯端末の販売
楽天カード(株)	19,324百万円	85.01%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバック・サービスの提供
楽天銀行(株)	32,616百万円	49.27%	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天証券(株)	19,496百万円	51.00% (51.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天ペイメント(株)	100百万円	100.00% (100.00%)	電子決済サービスの提供
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	296,269千米ドル	100.00% (100.00%)	グループ会社が開発したOpen RANベースの通信インフラプラットフォーム等の販売及び関連サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	973百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天生命保険(株)	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
楽天エナジー(株)	31百万円	100.00%	小売電気事業、その他エネルギーに関する事業の運営
楽天損害保険(株)	20,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
Viber Media S.a.r.l.	217千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。  
 2. 楽天銀行株式会社の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が同社を実質的に支配していると判断し、連結しています。  
 3. 特定完全子会社に関する事項  
 ①特定完全子会社の名称及び住所  
     楽天モバイル株式会社  
     東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 ②当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
     1,790,608百万円  
 ③当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額  
     5,272,845百万円  
 4. 楽天モバイル株式会社が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。  
 楽天モバイル株式会社の株式は全て当社から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイル株式会社の通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を図った仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイル株式会社は信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

## 9. 主要な営業所

### (1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

### (2) 子会社

名称	所在地
楽天モバイル(株)	東京都世田谷区
楽天カード(株)	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天銀行(株)	東京都港区
楽天証券(株)	東京都港区
楽天ペイメント(株)	東京都港区
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天生命保険(株)	東京都港区
楽天エナジー(株)	東京都世田谷区
楽天損害保険(株)	東京都港区
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

## 10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	29,334名	1,496名減

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	10,206名
フィンテック	6,073名
モバイル	4,436名
全社（共通）	8,619名
合計	29,334名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門、管理部門及びシェアードサービス事業に属する従業員数です。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	181,329百万円
(株)三井住友銀行	46,465百万円
(株)三井住友信託銀行	39,845百万円

## 2 会社の株式に関する事項

### 1. 発行可能株式総数

3,941,800,000株

### 2. 発行済株式の総数

普通株式 2,154,483,600株  
(自己株式数4,096株を含む)

### 3. 株主数

688,982名

### 4. 株主（上位10位）

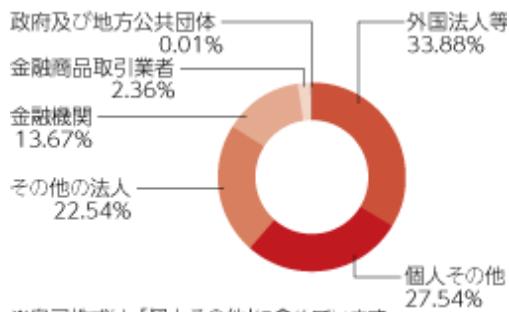
株主名	持株数(普通株式)	持株比率
合同会社クリムゾングループ	226,419,000株	10.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	216,664,700株	10.06%
三木谷 浩史	176,703,400株	8.20%
日本郵政株式会社	131,004,000株	6.08%
三木谷 晴子	112,625,000株	5.23%
MSIP CLIENT SECURITIES	65,657,600株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	50,897,400株	2.36%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	49,854,442株	2.31%
有限会社三木谷興産	40,868,500株	1.90%
有限会社スピリット	40,868,500株	1.90%

(注) 持株比率は、自己株式（4,096株）を控除して計算しています。

### 5. その他株式に関する重要な事項

2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、社債型種類株式の発行を可能とするための定款変更が決議されましたが、当事業年度末における発行済株式は、全て普通株式であり、社債型種類株式は発行していません。

所有者別株式分布状況



\*自己株式は、「個人その他」に含めています。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

##### (1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	12,015個	普通株式 1,201,500株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	4,272個	普通株式 427,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	63個	普通株式 6,300株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	4,804個	普通株式 480,400株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	14,910個	普通株式 1,491,000株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第76回新株予約権 (2019年1月18日決議)	25,239個	普通株式 2,523,900株	無償	0.01円	2020年2月1日 ～2029年2月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	7,962個	普通株式 796,200株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第82回新株予約権 (2019年7月26日決議)	11,058個	普通株式 1,105,800株	無償	0.01円	2020年8月1日 ～2029年8月1日
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	19,469個	普通株式 1,946,900株	無償	0.01円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	5,827個	普通株式 582,700株	無償	0.01円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,712個	普通株式 171,200株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	21,647個	普通株式 2,164,700株	無償	0.01円	2021年8月1日 ～2030年8月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第93回新株予約権 (2021年1月14日決議)	31,680個	普通株式 3,168,000株	無償	0.01円	2022年2月1日 ～2031年2月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	4,828個	普通株式 482,800株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	1,887個	普通株式 188,700株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日
第98回新株予約権 (2021年7月15日決議)	27,673個	普通株式 2,767,300株	無償	0.01円	2022年8月1日 ～2031年8月1日
第101回新株予約権 (2022年1月14日決議)	41,866個	普通株式 4,186,600株	無償	0.01円	2023年2月1日 ～2032年2月1日
第104回新株予約権 (2022年2月14日決議)	4,308個	普通株式 430,800株	無償	0.01円	2022年3月1日 ～2062年3月1日
第105回新株予約権 (2022年4月14日決議)	80,350個	普通株式 8,035,000株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2032年5月1日
第106回新株予約権 (2022年4月14日決議)	2,507個	普通株式 250,700株	無償	0.01円	2022年5月1日 ～2062年5月1日
第107回新株予約権 (2022年7月14日決議)	62,271個	普通株式 6,227,100株	無償	0.01円	2023年8月1日 ～2032年8月1日
第111回新株予約権 (2023年1月16日決議)	74,220個	普通株式 7,422,000株	無償	0.01円	2024年2月1日 ～2033年2月1日
第114回新株予約権 (2023年2月14日決議)	7,518個	普通株式 751,800株	無償	0.01円	2023年3月1日 ～2063年3月1日
第115回新株予約権 (2023年4月13日決議)	88,534個	普通株式 8,853,400株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2033年5月1日
第117回新株予約権 (2023年4月13日決議)	5,074個	普通株式 507,400株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2063年5月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	186,015個	普通株式 18,601,500株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第128回新株予約権 (2024年4月12日決議)	4,288個	普通株式 428,800株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2064年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第57回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権、第72回新株予約権及び第76回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
4. 第81回新株予約権、第87回新株予約権、第89回新株予約権、第95回新株予約権、第97回新株予約権、第104回新株予約権、第106回新株予約権、第114回新株予約権、第117回新株予約権及び第128回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の

徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

5. 第82回新株予約権、第85回新株予約権、第90回新株予約権、第93回新株予約権、第98回新株予約権及び第101回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

6. 第105回新株予約権、第107回新株予約権、第111回新株予約権、第115回新株予約権及び第126回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権

- の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第 50 回 新株予約権	114個	1 人
	第 59 回 新株予約権	565個	2 人
	第 71 回 新株予約権	1,357個	2 人
	第 72 回 新株予約権	541個	1 人
	第 81 回 新株予約権	2,765個	5 人
	第 87 回 新株予約権	1,822個	3 人
	第 89 回 新株予約権	1,373個	2 人
	第 95 回 新株予約権	1,516個	3 人
	第 97 回 新株予約権	1,405個	5 人
	第 104 回 新株予約権	899個	2 人
	第 106 回 新株予約権	2,507個	3 人
	第 114 回 新株予約権	1,135個	2 人
社外取締役	第 117 回 新株予約権	5,074個	5 人
	第 128 回 新株予約権	4,288個	5 人
	第 57 回 新株予約権	18個	1 人
	第 59 回 新株予約権	114個	1 人
	第 70 回 新株予約権	21個	1 人
	第 105 回 新株予約権	331個	4 人
	第 115 回 新株予約権	360個	4 人
	第 126 回 新株予約権	592個	6 人

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
監査役	第 76 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 82 回 新株予約権	2 個	1 人
	第 85 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 90 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 93 回 新株予約権	4 個	1 人
	第 98 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 101 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 107 回 新株予約権	11個	1 人
	第 111 回 新株予約権	6 個	1 人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。

2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

3. 監査役が保有している新株予約権は、使用者として在籍中に付与されたものを含みます。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

### (1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第122回新株予約権 (2024年1月16日決議)	74,902個	普通株式 7,490,200株	無償	0.01円	2025年2月1日 ～2034年2月1日
第123回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,881個	普通株式 888,100株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第124回新株予約権 (2024年2月14日決議)	1,496個	普通株式 149,600株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第125回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,612個	普通株式 861,200株	無償	0.01円	2024年3月1日 ～2064年3月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	185,423個	普通株式 18,542,300株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第127回新株予約権 (2024年4月12日決議)	10,394個	普通株式 1,039,400株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第129回新株予約権 (2024年7月16日決議)	67,841個	普通株式 6,784,100株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第130回新株予約権 (2024年7月16日決議)	318個	普通株式 31,800株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第131回新株予約権 (2024年10月16日決議)	6,303個	普通株式 630,300株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日
第132回新株予約権 (2024年10月16日決議)	140個	普通株式 14,000株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第122回新株予約権、第123回新株予約権、第124回新株予約権、第126回新株予約権、第127回新株予約権、第129回新株予約権、第130回新株予約権、第131回新株予約権及び第132回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第125回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第 122 回 新株予約権	44,560個	4,456,000株	10,044人
	第 123 回 新株予約権	1,020個	102,000株	35人
	第 125 回 新株予約権	8,612個	861,200株	48人
	第 129 回 新株予約権	33,009個	3,300,900株	9,705人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第 122 回 新株予約権	30,342個	3,034,200株	6,026人
	第 123 回 新株予約権	7,861個	786,100株	38人
	第 124 回 新株予約権	1,496個	149,600株	1人
	第 126 回 新株予約権	185,423個	18,542,300株	3,905人
	第 127 回 新株予約権	10,394個	1,039,400株	199人
	第 129 回 新株予約権	34,832個	3,483,200株	5,718人
	第 130 回 新株予約権	318個	31,800株	6人
	第 131 回 新株予約権	6,303個	630,300株	170人
	第 132 回 新株予約権	140個	14,000株	4人

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日時点)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 社 長	三木谷 浩史 みきたにひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、楽天メディカル株式会社代表取締役会長、AST SpaceMobile, Inc. Director、楽天モバイル株式会社代表取締役会長、楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO、Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO
代表取締役副会長	穂 坂 雅之 ほさかまさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	百野 研太郎 ひやのけんたろう	副社長執行役員 グループCOO コミュニケーションズ＆エナジーカンパニー プレジデント JP 楽天ロジスティクス株式会社取締役
取締役副社長	武田 和徳 たけだかずのり	副社長執行役員 コマース＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社西友取締役、JP 楽天ロジスティクス株式会社代表取締役会長
取締役副社長	廣瀬 研二 ひろせけんじ	副社長執行役員 グループCFO JP 楽天ロジスティクス株式会社監査役
取締役 社外独立役員	安藤 隆春 あんどうたかはる	株式会社アミューズ社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、東武鉄道株式会社社外取締役、株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）
取締役 社外独立役員	Sarah J. M. Whittley サラ・J. M. ウィットリー	Foundation Scotland Trustee、Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair、The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外独立役員	Tsedal Neeley セダール・ニーリー	ハーバード大学経営大学院Naylor Fitzhugh Professor of Business Administration、同大学院Senior Associate Dean for Faculty Development and Research、同大学院Faculty Chair of the Christensen for Teaching and Learning、Brightcove, Inc. Outside Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 外 独立役員	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	-
取 締 役 社 外 独立役員	羽深 成樹 はぶか しげき	-
取 締 役 社 外 独立役員	御立 尚資 みたち たかし	DMG森精機株式会社社外取締役、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事、京都大学経営管理大学院特別教授、住友商事株式会社社外取締役
取 締 役 社 外 独立役員	村井 純 むらい じゅん	株式会社プロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、慶應義塾大学教授、内閣官房参与、デジタル庁顧問、World Wide Web Consortium, Inc. Director、公益財団法人国際文化会館顧問
監査役（常勤）	長沼 義人 ながぬま よしと	-
監査役（常勤） 社 外 独立役員	中村 太 なかむら ふと	-
監 査 役 社 外 独立役員	片岡 麻紀 かたおか まき	株式会社芝浦電子社外監査役
監 査 役 社 外 独立役員	山口 勝之 やまぐち かつゆき	フリービット株式会社社外監査役、西村あさひニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 第27回定時株主総会において、中村太氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役藤田聰氏は、第27回定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
3. 取締役安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純の7氏は、社外取締役です。
4. 監査役中村太、片岡麻紀及び山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 取締役安藤隆春氏は、株式会社アミューズの社外取締役であり、当社は同社に対して楽曲使用料の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 取締役御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院の特別教授であり、当社は同大学に対して同大学が開催するイベントの参加費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 取締役村井純氏は、慶應義塾大学の教授であり、当社は同大学に対して受託研究契約費用等の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、World Wide Web Consortium, Inc.の取締役であり、当社は同団体に対して年会費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、株式会社プロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 監査役山口勝之氏は、西村あさひニューヨーク事務所の執行パートナーであり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
10. 当社は、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資、村井純、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の10氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

## 3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役三木谷浩史、穂坂雅之、百野研太郎、武田和徳、廣瀬研二、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純並びに監査役長沼義人、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の16氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

## 5. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	執行役員退任 時特別報酬	
取締役	2,090	491	168	354	1,078	12
(うち社外取締役)	(107)	(79)	(-)	(28)	-	(7)
監査役	66	66	-	-	-	5
(うち社外監査役)	(48)	(48)	(-)	(-)	-	(4)
計	2,155	556	168	354	1,078	17

(注) 1. 取締役の報酬等の総額については、2023年3月30日開催の第26回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,900百万円、うち社外取締役分200百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であり、うち7名が社外取締役です。なお、表内における報酬等の総額にはストックオプションの当事業年度に係る計上額が含まれております、下記3及び4に述べるとおり、ストックオプションの付与については上記報酬限度額（但し、第26回定時株主総会における決議による変更前。下記3及び4において同じ。）とは別枠でご承認をいただいています。上記表内の報酬等の総額からストックオプションの計上額を除いた取締役の報酬額は、上述の報酬限度額の範囲内です。

2. 監査役の報酬等の総額については、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額120百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションの付与については、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権0個及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,288個を付与しています。各新株予約権の内容は下記のとおりです。

#### I. 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
- II. 退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権
- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社取締役で当社執行役員を兼務する者
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。  
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
各事業年度において、10,000個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たり1円とする。
- (6) 新株予約権の行使期間  
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件等
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - ④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
4. 社外取締役に対するストックオプションの付与については、2022年3月30日開催の第25回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度1,000個を上限）を社外取締役に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。当事業年度において、社外取締役に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権592個を付与しています。当該新株予約権の内容は下記のとおりです。

## 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社社外取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えるに払い込む金銭

新株予約権と引き換えるに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日（以下「発行日」）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii ) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iv ) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

v ) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i ) 現金による受領

ii ) 新株予約権者が保有する株式による充当

iii ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv ) その他当社が定める方法

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときには、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

5. ストックオプションについては、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。当事業年度に付与された新株予約権のほか、以下の取締役会決議に基づき、当事業年度より前の事業年度に付与された新株予約権に関するものも含まれます。
  - ・2022年4月14日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
  - ・2023年4月13日開催の取締役会（付与対象は社外取締役）
  - ・2024年4月12日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
6. 賞与は業績連動報酬等に、また、ストックオプションは非金銭報酬等に該当します。
7. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会は、代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任し、同氏が、下記(2)で述べる報酬方針に従い、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。当社取締役の報酬に係る方針、決定プロセスについては、取締役会で独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ています。同氏に決定権限を委任している理由は、同氏は当社の創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うに最も適切であると判断したためです。

## (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬方針）

### 1) 基本方針

当社の役員報酬は、以下の基本方針に則り決定しています。

業務執行取締役に関しては、世界各国から優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とし、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため、ストックオプションの占める割合が高い報酬体系とします。非業務執行取締役に関しては、世界各国から当社の経営を支える優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とします。

### 2) 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬については、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬としての業績に連動する賞与（毎年1回支給））
- c) 非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））
- d) 執行役員退任時特別報酬（執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）のみを対象とし、執行役員退任時支給）

にて構成しています。

また、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合、執行役員退任時特別報酬は、各業務執行取締役の役位・役割を踏まえて決定しています。

業務執行から独立した立場である非業務執行取締役の報酬は、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 非金銭報酬（固定・中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））

にて構成しています。

また、基本報酬及び非金銭報酬の割合は、非業務執行取締役の役割を踏まえて決定しています。

### 3) 業績連動報酬及び非金銭報酬の指標及び算定方法

業務執行取締役の業績連動報酬及び非金銭報酬に係る指標には、「楽天エコシステム」の構築・拡大への意識の向上のため、各事業年度の連結営業損益(注)等のKPIを複数選定し、成長性や収益性に連動できるよう設定しています。業績連動報酬及び非金銭報酬の額の決定にあたっては、各業務執行取締役の管掌組織ごとに、指標に対する目標を個別に設定し、それぞれの実績を勘案して個人評価を決定しています。指標にはカーボンニュートラル目標等も含まれます。個人評価と会社全体の業績を総合的に勘案し、業績連動報酬及び非金銭報酬の額を決定しています。

非業務執行取締役の非金銭報酬については、各非業務執行取締役の報酬の総額のうち、各非業務執行取締役の役割を踏まえて決定した割合を非金銭報酬とすることとしているため、指標はありません。

(注) 本事業年度の連結営業損益は、「1. 事業の経過及びその成果 当期の経営成績」に記載のとおりです。

### 4) 報酬決定プロセス

当社取締役の報酬方針は、独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た上で、取締役会にて決議しています。その他の決定プロセスについても、取締役会で独立社外取締役に対して必要に応じて説明を行い、適切な助言を得ています。

また、取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬方針に従い決定しています。同氏は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行った上で、必要に応じて社外取締役の助言を得て個別の報酬額を決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると判断しています。

執行役員退任時特別報酬については取締役会にて決議された内容に基づく社内規程に従い算出され、同規程により支給が認められた当社の執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）にのみ支給されます。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
	あん どう　　たか はる 安 藤 隆 春	12回/13回 (出席率92%)	-	主に警察庁長官等の警察組織の要職を歴任した豊富な経験を有しており、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	サラ・J. M. · ウィットリー Sarah J. M. W h i t l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主に海外の独立系アセットマネジメントにおける投資家としての経験とコーポレートファイナンスに関する豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	セダール・ニーリー T s e d a l l N e e l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主にハーバード大学経営大学院教授や米国上場企業の社外取締役としての経験、デジタルトランスフォーメーション及び文化変容に関する研究や、世界各国の企業への助言を通じて得た幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
社外取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. B a x t e r	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット業界及び企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	は ぶか　　しげ き 羽 深 成 樹	13回/13回 (出席率100%)	-	主に内閣府審議官はじめとした行政機関の要職を歴任した豊富な経験と金融行政及び涉外に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	み たち　　たか し 御 立 尚 資	13回/13回 (出席率100%)	-	主に経営コンサルタントとしての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	むら い　　じゅ　ん 村 井 純	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
中村 太	なか むら ふと た	10回/10回 (出席率100%)	10回/10回 (出席率100%)	主にグローバルに事業を展開する企業での実務経験及び上場会社の常勤監査役を歴任した幅広い知見と豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
片岡 紀	かたおか まき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に公認会計士としての幅広い知見と豊富な経験、また財務、会計及び内部統制に関する専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
山口 之	やまぐち かつゆき ゆき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知見と豊富な経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 中村太氏については、2024年3月28日社外監査役就任後の状況を記載しています。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

311百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,198百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、当社及び連結子会社において、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務、組織再編に伴うコンサルティング業務等を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天グループ株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天グループ株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループCOO及びグループCCO（グループCOOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者）並びに社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天グループ株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天グループ株式会社では、リスク管理に関するグループ規程等に従い、リスクの適切な把握、重要性に応じた対応策の策定と実行、その結果をモニタリングする体制（いわゆるPDCAサイクル）を確立し、各組織の業務遂行において発生するリスクに対し必要な措置を行います。

グループCFO、ファンクションCISO、グループCOO及びグループCCOは、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等の担当領域のリスクに関して、各組織で実施したリスク評価結果及び対応状況をモニタリングし、更にリスク管理上の重要事項及びグループ横断的なリスクに対して適切に判断・対処することでグループ全体のリスク低減及び未然防止を図ります。その対応状況をグループリスク・コンプライアンス委員会にて協議し、本委員会の主な協議事項は重要会議体を通じて経営陣に報告します。特に重要なリスクは、その対応状況を楽天グループ株式会社取締役会等にて経営陣に報告します。

重要リスクの一つである情報及びパーソナルデータの管理については、グループ情報セキュリティ＆プライバシー委員会を開催し、主要な施策や期間内に発生したインシデント等について報告及び判断をする体制を整えています。また、楽天グループ株式会社の事業投資に伴うリスクは、案件につき、投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天グループ株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。子会社の事業投資に伴うリスクについても、案件の内容や規模、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上あらかじめ定めた基準に基づき、投融資委員会・楽天グループ株式会社取締役会の審議事項としたり、楽天グループ株式会社への報告を求めたりすることで、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天グループ株式会社取締役会に報告します。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適かつ効率的な意思決定体

制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

(6) 楽天グループ株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天グループ株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定めています。子会社の重要な業務執行については、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上、「楽天グループ職務権限表」、「楽天グループガイドライン」及び当該子会社との合意に基づき、楽天グループ株式会社による決裁及び楽天グループ株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとすることで指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天グループ株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天グループ株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

①グループCCOと社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerの間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス体制を維持・強化しています。その体制のもと、グループCCO、Company Compliance Officer等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2024年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、リスク・コンプライアンスに係る重要案件への対応報告、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。

②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、楽天グループ全従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、コンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。

③楽天グループ株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループにおける内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社の内部通報窓口への通報状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

①楽天グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。

②楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、外部有識者を含む委員で構成される楽天グループ株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天グループ株式会社取締役会での決議を行っています。

(3) 財務報告の体制について

①楽天グループ株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準(IFRS)に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っていいます。

②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、楽天グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天グループ株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

現下の当社における財務状況等を踏まえ、財務健全性を確保するという財務方針の下、足もとにおいては、有利子負債のみに頼らない各種調達を積極的に進めることで、成長事業への投資原資を確保し、同時に、有利子負債残高の削減にも取り組んでまいりました。このような状況の下、当期につきましても、配当による資金流出を抑制することが、当社の財務基盤の安定、ひいては株主価値の向上に繋がると考え、2025年2月14日開催の取締役会において、当期の配当を行わないことを決定しました。

配当方針につきましては、中長期的な成長に向けた投資や、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本としており、今後もこの方針に変更はありません。2025年12月期以降の配当再開時期は、現時点では未定ですが、連結業績黒字化及び有利子負債の削減を進めていく中で、適時適切に復配を行えるように努めてまいります。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第25期 ( 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第26期 ( 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第27期 ( 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第28期 ( 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり配当金	4.50	4.50	0.00	0.00

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,257,489	流動負債	2,039,106
現金及び預金	465,174	買掛金	43,227
売掛金	195,213	コマーシャル・ペーパー	95,000
商品	17,519	短期借入金	47,169
貯蔵品	185	1年内償還予定の社債	400,000
有価証券	269,838	未払金	554,054
前払費用	12,158	未払費用	41,641
未収入金	480,410	未払法人税等	18,781
未収還付法人税等	700	前受金	6,548
関係会社短期貸付金	674,394	預り金	504,558
その他	151,359	ポイント引当金	305,993
貸倒引当金	△9,465	賞与引当金	6,214
固定資産	3,015,356	株主優待引当金	8,021
有形固定資産	75,184	仮受金	1,276
建物	20,493	その他	6,616
機械装置及び運搬具	1,310	固定負債	1,646,805
工具、器具及び備品	16,395	社債	1,471,306
土地	10,320	長期借入金	103,514
建設仮勘定	7,441	退職給付引当金	26,884
その他	19,222	役員退職慰労引当金	1,646
無形固定資産	116,765	株主優待引当金	3,514
のれん	1,344	資産除去債務	11,874
特許権	871	その他	28,063
商標権	332	負債合計	3,685,911
ソフトウェア	94,488	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	15,956	株主資本	1,534,742
その他	3,771	資本金	452,646
投資その他の資産	2,823,406	資本剰余金	420,544
投資有価証券	78,225	資本準備金	420,183
関係会社株式	2,545,005	その他資本剰余金	361
関係会社出資金	4,878	利益剰余金	661,554
関係会社長期貸付金	4,869	その他利益剰余金	661,554
破産更生債権等	7,284	繰越利益剰余金	661,554
長期前払費用	1,656	自己株式	△3
敷金及び保証金	10,274	評価・換算差額等	10,196
繰延税金資産	153,696	その他有価証券評価差額金	10,196
その他	25,776	新株予約権	41,994
貸倒引当金	△8,261	純資産合計	1,586,933
資産合計	5,272,845	負債純資産合計	5,272,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	897,686
売上原価	252,369
売上総利益	645,317
販売費及び一般管理費	632,359
営業利益	12,958
営業外収益	
受取利息	18,133
受取配当金	59,591
その他	3,923
	81,648
営業外費用	
支払利息	74,679
為替差損	10,811
支払手数料	16,247
関係会社債権放棄損	200
その他	986
経常損失	102,925
	△8,318
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	9,600
固定資産売却益	5,889
資産負債相殺益	43,670
関係会社株式売却益	260,231
社債償還益	726
デリバティブ利益	343
その他	0
	320,462
特別損失	
固定資産除却損	1,196
減損損失	1,270
関係会社株式評価損	10,769
社債償還損	4,296
デリバティブ損失	1,058
その他	146
	18,736
税引前当期純利益	293,407
法人税、住民税及び事業税	79,065
法人税等調整額	△35,593
当期純利益	43,471
	249,935

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	446,768	414,305	365	414,670	411,618	411,618	△0	1,273,057
当期変動額								
新株の発行	5,878	5,878	—	5,878	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	249,935	249,935	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3
事業譲渡による減少	—	—	△4	△4	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,878	5,878	△4	5,873	249,935	249,935	△3	261,684
当期末残高	452,646	420,183	361	420,544	661,554	661,554	△3	1,534,742

	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16,843	16,843	37,527	1,327,428
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	△3
事業譲渡による減少	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,646	△6,646	4,467	△2,179
当期変動額合計	△6,646	△6,646	4,467	259,505
当期末残高	10,196	10,196	41,994	1,586,933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

2024年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の も の

市 場 価 格 の な い 株 式 等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品・貯蔵品

楽天24事業等 移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他の事業

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### 無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積もられる期間（20年内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

##### リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (4) 線延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

##### 賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

##### ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した金額を発生の翌事業年度から費用処理しています。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員退任時特別報酬規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### 楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社は、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社を通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社は規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社のマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り、時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社は規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

広告関連サービスについて、当社は広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足される

ため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払は、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに受領しています。

決済代行サービスについて、当社と出店者・旅行関連事業者間における、決済代行規約に基づき、決済代行サービスを提供しています。当社は、クレジットカード等による取引代金をカード会社等から受領し、出店者・旅行関連事業者への決済代金を支払う義務を負っています。当該サービスについては、主に決済対象となった取引が成立した時点で履行義務が充足されると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払は、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

#### Rakuten 24、楽天ブックス

インターネットサービスのうち、当社が主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『Rakuten 24』、『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社が売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払を受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

###### ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

##### ③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天グループ株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

#### (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### （借入コスト）

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は製造に直接起因して発生した借入コストは、資産計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### （関係会社株式の評価）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,545,005百万円

関係会社株式評価損 10,769百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしています。なお、当事業年度において楽天モバイル株式会社の株式の減損処理は行っていません。

##### ②主要な仮定

実質価額の見積りには取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は見積将来キャッシュ・フローや売上高の成長率等です。

なお、楽天モバイル株式会社の事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	48,920百万円
(2) 担保に供している資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物	8,860百万円
工具、器具及び備品	333百万円
土地	7,374百万円
その他	204百万円
計	<u>16,771百万円</u>
担保付債務	
短期借入金	2,371百万円
長期借入金	<u>13,741百万円</u>
計	<u>16,113百万円</u>

当社が出資した合同会社に建物等を譲渡した取引につき、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号 2014年11月4日）に準じて、金融取引として会計処理しています。そのため、上記には、担保に供している資産及び担保付債務に計上されている以下の金額が含まれています。

建物	1,813百万円
工具、器具及び備品	94百万円
土地	335百万円
その他	8百万円
短期借入金	50百万円
長期借入金	1,607百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）	
金銭債権	1,116,450百万円
金銭債務	711,297百万円
(4) 保証債務等の残高	
下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。	
楽天モバイル株式会社	391,242百万円
J P 楽天ロジスティクス株式会社	6,483百万円
楽天エナジー株式会社	1,845百万円
楽天トータルソリューションズ株式会社	1,197百万円
Rakuten USA, Inc.	943百万円
Rakuten Symphony Deutschland GmbH	102百万円
Rakuten Asia Pte. Ltd.	17百万円
(5) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、22,283百万円です。	

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	278,361百万円
売上高	69,914百万円
営業費用	208,446百万円
営業取引以外の取引高	116,963百万円
営業取引以外の取引高（収入）	84,993百万円
営業取引以外の取引高（支出）	31,970百万円

##### (2) 資産負債相殺益

当社子会社であるLiberty Holdco Ltd.との間に締結していた有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。  
貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金とを相殺した際に発生した特別利益です。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	4,096株

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 總延税金資産

貸倒引当金	5,428百万円
ポイント引当金	93,695百万円
賞与引当金	1,850百万円
退職給付引当金	8,406百万円
関係会社株式評価損	93,701百万円
未確定債務	13,162百万円
資産除去債務	3,636百万円
株式報酬費用	4,434百万円
總越欠損金	14,679百万円
投資有価証券	21,582百万円
その他	9,399百万円
總延税金資産小計	269,976百万円
税務上の總越欠損金に係る評価性引 当額	△13,856百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	△95,568百万円
評価性引当額小計	△109,425百万円
總延税金資産合計	160,550百万円

總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,500百万円
有形固定資産	1,890百万円
その他	462百万円
總延税金負債合計	6,853百万円
總延税金資産の純額	153,696百万円

##### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1)	東京都新宿区	—	交響管弦楽による演奏の企画・実施等	—	兼任1名	交響楽団のオフィシャル・サブライヤー	協賛金等(注2)	29	未払金	6
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	一般社団法人新経済連盟(注3)	東京都港区	—	政策提言等	—	兼任1名	連盟の一般会員	協賛金等(注2)	13	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	水上高原リゾート(株)	群馬県利根郡	100	リゾート施設の経営・運営等	—	—	—	業務委託等(注4)	47	未払金	9
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社三木谷興産(注5)	東京都港区	3	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	兼任1名	当社株式の保有	システム利用料(注4)	26	売掛金	0
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社スピリット	東京都港区	20	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	—	当社株式の保有	固定資産の譲渡(注6)	2,550	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)								売却益	918		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。
- (注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。
- (注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。
- (注4) 一般的の取引条件と同様に決定しています。
- (注5) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、取締役を兼任しています。
- (注6) 固定資産の譲渡価額は、第三者の鑑定評価書を参考に合理的に決定しています。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上 の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社 楽天モバイル(株)		所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	7,523,500	短期貸付金	643,000
				資金の返済 (注 2)	7,472,500	流動資産(そ の他)	4,315
				受取利息 (注 2)	15,275		
				増資の引受 (注 3)	320,000		
				債務保証 (注 4)	391,242		
				資金の預り (注 2)	222,371	預り金	149,871
				資金の返金 (注 2)	72,500		
子会社 Rakuten Asia Pte. Ltd.		所有直接 100	—	受取配当金	39,801	—	—
				資金の預り (注 2)	73,982	預り金	2,701
				資金の返金 (注 2)	65,813	現物出資 (注 5)	194,966
				現物出資 (注 5)	194,966		
子会社 楽天エナジー(株)		所有直接 100	—	資金の貸付 (注 2)	107,780	短期貸付金	6,140
				資金の返済 (注 2)	118,280		
子会社 Liberty Holdco Ltd.		所有直接 100	—	有価証券・預り金の相殺 (注 6)	29,487	預り金	39,301
				有価証券 預り金	71,610		
				精算金の受取	1,547		
				資産負債相殺益	43,670		
子会社 楽天カード(株)		所有直接 85.01	役員の兼任	受取配当金	15,000	—	—
				決済代行手数料 (注 7)	52,505	未収入金	304,985
				コマーシャル・ペーパーの引 受 (注 8)	200,000	有価証券	199,885
子会社 楽天銀行(株)		所有直接 49.27	役員の兼任	受益権の売却 (注 9)	28,882	—	—
子会社 楽天シンフォニー(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	99,249	預り金	81,049
				資金の返金 (注 2)	18,200		
子会社 楽天Edy(株)		所有間接 100	—	資金の預り (注 2)	984,599	預り金	64,682
				資金の返金 (注 2)	966,800		
子会社 楽天ペイメント(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	1,811,071	預り金	86,135
				資金の返金 (注 2)	1,770,800		

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社 楽天信託(株)		所有間接 100	—	金銭債権の信託（注10）	89,456	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 一般的な条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注3) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

(注4) 楽天モバイル株式会社の銀行借入等について債務保証を行ったものです。

(注5) Viber Media s.a.r.lの株式を現物出資し、その対価としてRakuten Asia Pte. Ltd.の株式を取得したものです。  
取引価額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議の上、決定しています。

(注6) 有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金を相殺しています。  
取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注7) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注8) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注9) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、楽天銀行株式会社と協議の上、決定しています。

(注10) 当事業年度末及び前事業年度末における金銭債権の信託の金額の純増減額を記載しています。

#### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の注記6. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 717円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円33銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

楽天グループ株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 熊谷 充孝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天グループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から、2024年12月31までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換等を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

楽天グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 長沼 義人 ㊞  
常勤監査役 中村 太 ㊞  
監査役 山口 勝之 ㊞  
監査役 片岡 麻紀 ㊞

(注) 監査役 中村 太・監査役 山口 勝之及び監査役 片岡 麻紀は、会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

別添3

楽天カ一株式会社

---

## 吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025年11月10日

楽天カ一株式会社

---

2025年11月10日

楽天カ一株式会社

代表取締役 大崎 周二郎

楽天カ一株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年10月29日付で楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、楽天を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

#### 8. 吸収合併契約の内容

（会社法第782条第1項）

2025年10月29日付で当社と楽天が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

#### 9. 吸収合併対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第1号）

本件吸収合併に際しては、株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社は楽天の完全子会社で

あり、楽天がその発行済株式のすべてを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、楽天と当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社の株主は楽天のみであり、共通支配下関係にない株主は存在しないため、当社の株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

#### 10. 吸収合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

該当事項はありません。

#### 11. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

#### 12. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第4号)

楽天の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

楽天の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

⑦ 楽天は、2025年7月29日に、無担保社債（サステナビリティボンド）総額30,000百万円の発行を実施しました。

⑧ 楽天は、2025年8月4日に、無担保社債130,000百万円の発行を実施しました。

⑨ 楽天は、2025年10月23日に、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）82,000百万円の発行を実施しました。

なお、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

### 13. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併効力発生日後の楽天の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の楽天の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従い、本件吸収合併後における楽天の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 吸 収 合 併 契 約 書

楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）と楽天カ一株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

5. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
6. 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社  
商号 楽天グループ株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号
  - (2) 吸収合併消滅会社  
商号 楽天カ一株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号

### 第2条（本合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金を増加しないものとする。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、当該日までに第9条の条件を満たさないときは、当該条件を満たした日を効力発生日とし、また、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（吸収合併の承認）

5. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
6. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、その所有する一切の資産、債務及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産及び権利

義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上これを実行する。

#### 第8条（甲の従前の役員）

甲は、本合併に際し新たに取締役及び監査役を選任しない。

#### 第9条（効力の発生）

甲は、本合併の効力発生日までに会社法第796条第2項に規定する簡易合併の条件を充足しなければならないものとし、本合併は、当該条件を充足することを条件として効力を発生する。

#### 第10条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日までにおいて、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲及び乙協議の上、合併条件その他の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年10月29日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天グループ株式会社  
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天カ一株式会社  
代表取締役 大崎 周二郎

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期利益（親会社の所有者帰属）
2兆 2,792億円 (前期比 +10.0%)	70億円 (前期比 +1,601億円)	530億円 (前期比 +2,658億円)	▲ 1,624億円 (前期比 +1,770億円)

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

#### ■当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域において足踏みがみられるものの持ち直しており、その先行きについては、欧米における高い金利水準継続等の影響による景気の下振れリスクの高まりや、米国の今後の政策動向等による影響に留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに一部足踏みが残るもの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

「情報通信白書」(注)によると、情報通信分野の技術政策は、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用していくことが見込まれるBeyond 5Gに向けた取組を中心に推進されています。また、AI等のデジタルを利用した新テクノロジーは、この先更に私たちの社会・経済活動を変革していくと期待されています。

このような環境下、当社グループは、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、A I等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開、モバイルサービスにおけるネットワーク品質の向上及びユーザー獲得等を積極的に進めています。楽天エコシステムを更に進化・拡大させることで、当社グループの競争力を高めていくとともに、インターネットサービス、フィンテック、モバイル等、多岐にわたるサービスを通じて蓄積したユニークなデータ資産を保有している当社グループだからこそ可能であるソリューションサービスを開発していくことで、「A Iエンパワーメントカンパニー」としても進化し、人々の生活をより便利で豊かにすることを目指しています。また、足元において物価上昇等の景気の先行きへの不透明感が伴う中、多種多様な事業ポートフォリオを有する当社グループが強みとして発揮できる相乗効果を最大限生かすことで、消費者動向やニーズを的確に捉え、更なる成長機会を捉えていきます。

インターネットサービスにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長のために、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービスの開発、地域経済活性化等に注力するとともに、マーケティング施策変更により、収益性の向上を目指した結果、大幅な増益を達成しました。フィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大に努めた結果、更なる売上高の伸長とセグメント利益の向上につながりました。また、モバイルにおいては、自社エリア及びパートナー回線の活用による効率的なネットワーク品質の改善が進み、マーケティング活動の強化を行った結果、契約回線数が増加し売上収益が拡大したことにより、コスト最適化努力を継続したことで、セグメント損失は着実に縮小傾向にあります。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、Non-GAAP営業利益は7,048百万円（前連結会計年度は153,041百万円の損失）となりました。また、当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

(注) 出典：「令和6年版情報通信白書」（総務省）

## ■ Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産償却費は6,821百万円、株式報酬費用は15,910百万円となりました。なお、前連結会計年度に計上された非経常的な項目には、ネットスーパー事業の運営方法の変更に伴う固定資産の減損損失15,922百万円、モバイル事業におけるローミング契約の見直しに基づき設備投資計画を変更したことに伴い一時的に発生した基地局工事等のキャンセルに係る費用等13,598百万円、株式会社西友ホールディングスの全株式を譲渡したことにより発生した売却損益、2022年連結会計年度に発覚した子会社の元従業員及び取引先の共謀による不正行為に係る弁護士費用等、外部の専門家に対する報酬等が含まれています。また、当連結会計年度に計上された非経常的な項目には、保険事業の生損保一体型基幹システム及び他のシステムの一部に係る除却損5,863百万円、損害保険事業における基幹システムの開発計画の見直しに伴う固定資産の減損9,662百万円、令和6年能登半島地震における基地局の保守修繕費等の発生費用1,154百万円、モバイル事業における一部代理店との契約の見直し及び取引の再評価による契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失5,411百万円、楽天シンフォニー事業における先進的なネットワークソフトウェア開発により注力する形のビジネスモデル転換に伴う除却損1,891百万円及び資金生成単位の変更に伴う固定資産の一部減損2,155百万円、楽天農業事業及び海外広告事業の将来の収益見通しを再評価したことによる固定資産の減損1,667百万円、楽天チケット事業のリストラクチャリングに伴う固定資産の減損等1,305百万円、Viber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課4,151百万円、海外子会社の売却未収金の回収不能リスクに伴い計上した貸倒引当金繰入額4,386百万円、International Business Machines Corporationとの間の訴訟の解決に係る費用、AST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益106,906百万円並びにみん就株式会社の譲渡益1,613百万円等が含まれています。なお、連結損益計算書において、モバイル事業における契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失並びにViber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課は営業費用に、それ以外の収益及び費用は主にその他の収益及びその他の費用に計上されています。

## ■当期の経営成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、IFRS営業利益はAST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益の影響等により52,975百万円（前連結会計年度は212,857百万円の損失）、当期損失（親会社の所有者帰属）は繰延税金資産の一部取崩し等の影響により162,442百万円（前連結会計年度は339,473百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度において、IFRS営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

	前連結会計年度 (第27期) (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (第28期) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	増減額	(単位：百万円) 増減率
売上収益	2,071,315	2,279,233	207,918	10.0%
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	△153,041	7,048	160,089	—
無形資産償却費	△13,564	△6,821	6,743	—
株式報酬費用	△14,318	△15,910	△1,592	—
非経常的な項目	△31,934	68,658	100,592	—
IFRS営業利益又は損失(△)	△212,857	52,975	265,832	—
当期損失(△)（親会社の所有者 帰 属 )	△339,473	△162,442	177,031	—

## ■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業利益ベースで表示しています。

### 1) モバイルセグメント関連投資

第3四半期連結会計期間より、モバイルセグメントに関連する投資の今後増加想定に基づき、当該投資を管轄する組織を設立しました。これによりモバイルセグメント関連投資の管理方法が変更となり、前連結会計年度のインターネットサービスセグメントに係るセグメント利益は1,700百万円減少し、モバイルセグメントに係るセグメント損失は同額減少しています。

### 2) モバイルエコシステム貢献

第3四半期連結会計期間より、楽天エコシステム内におけるセグメント間の相互貢献効果が拡大している状況を踏まえ、相互貢献効果及び相互送客効果（以下「モバイルエコシステム貢献」）も含めて精緻に業績評価を行えるよう、これらのモバイルエコシステム貢献をセグメント損益に反映しています。

モバイルエコシステム貢献は、特に楽天モバイルMNO契約者が非契約者と比較して当社グループの各種サービスを利用する傾向が高くなることに基づき算出された貢献効果から、各セグメントから享受する送客効果を控除した指標であり、セグメント間の相互貢献効果及び相互送客効果を数値化すべく以下のとおり計算し、当連結会計年度のセグメント情報に反映しています。

これに伴い、前連結会計年度の各セグメント損益を修正再表示しています。

なお、連結上の売上収益、Non-GAAP営業損益、営業損益に与える影響はありません。

モバイルエコシステム貢献 = i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果 - ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

セグメント間のアップリフト効果及び送客効果の計算方法

i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果

当社グループの各事業の特性に応じて、下記いずれかの方法により月額を計算しています。

(a) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における各月の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上の差×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

(b) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における年間利用率の差×各事業の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

グループ会社のサイトからモバイル事業の契約に至った各月の楽天モバイルMNO個人契約数×送客コスト

※ アップリフト効果の計算対象事業

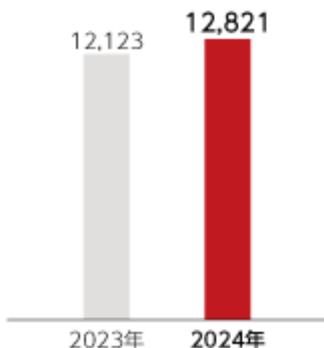
18事業（楽天市場、楽天ブックス、楽天24、楽天ビック、楽天Kobo、楽天ファッショントラベル、楽天マート、楽天ビューティー、楽天ペイアプリ決済、楽天ペイオンライン決済、楽天Edy、楽天ポイントカード、楽天カード、楽天銀行、楽天証券、楽天生命、楽天損保）を対象としています。



## インターネットサービス

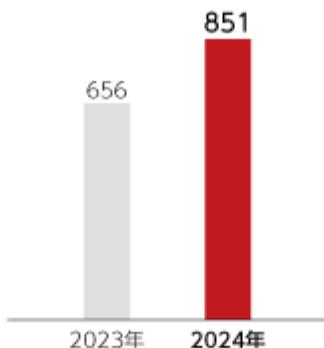
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



### 主な事業

- 国内E C（楽天市場、楽天トラベル等）
- 海外E C（Rakuten Rewards (Ebates), Rakuten France等）
- 投資（Rakuten Capital）
- 広告（Rakuten Advertising等）
- プロスポーツ（楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等）

主力サービスである国内E Cにおいては、収益性の向上を企図したマーケティング施策変更の影響を受け、前連結会計年度と比べ流通総額の成長率は一時的に鈍化したものの、国内E Cの成長が増収増益を牽引しました。インターネット・ショッピングモール『楽天市場』においては、新規顧客獲得やクロスユースの促進等に注力しました。インターネット旅行予約サービス『楽天トラベル』においては、顧客の利便性や満足度の向上を追求した各種施策に加え、引き続き好調なインバウンド需要の取り込みにより、流通総額が拡大しました。

海外インターネットサービスを運営するインターネットナショナル部門においては、米国のオンライン・キャッシュバック・サービス『Rakuten Rewards』が堅調な売上成長を継続しました。海外コンテンツ事業においては、電子書籍サービスの『Kobo』の新カラー対応端末の売上が引き続き好調だったほか、ビデオストリーミングサービスの『Viki』において利用者が増加する等、各事業が着実に成長を継続し、インターネットナショナル部門での年間黒字化を達成、セグメント利益の拡大に寄与しました。

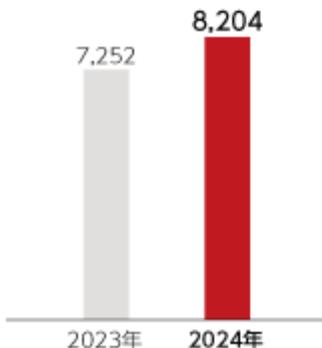
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は1,282,087百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益は85,137百万円（前連結会計年度比29.8%増）となりました。



## финтек

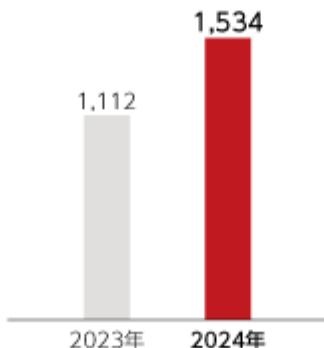
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



### セグメント利益

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

финтекにおいては、クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、ペイメントサービス等において、前連結会計年度比での増収増益を達成しました。クレジットカード関連サービスにおいては、2024年6月に『楽天カード』の累計発行枚数が3,100万枚を突破した後も顧客基盤の拡大が継続し、ショッピング取扱高が伸長しました。これらに加え、マーケティング最適化等も奏功し、大幅な増益が継続しました。銀行サービスにおいては、顧客基盤の拡大に伴う運用資産の増加及び日銀の政策金利の引き上げに伴う運用利回りの向上により、資産運用収益が拡大し、大幅な増収増益となりました。証券サービスにおいては、顧客基盤の継続的な拡大に加え、収益源の多様化等により、国内株式取引を手数料無料化しつつも増益を達成しました。また、ペイメントサービスにおいても効率的なマーケティング施策等により事業成長が継続しています。

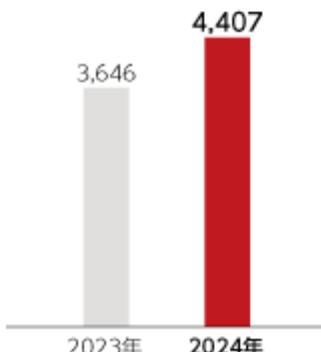
この結果、 финтекセグメントにおける売上収益は820,419百万円（前連結会計年度比13.1%増）、セグメント利益は153,377百万円（前連結会計年度比37.9%増）となりました。



## モバイル

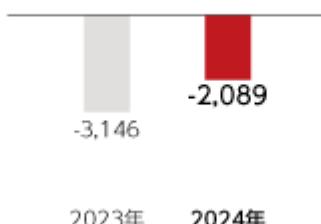
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



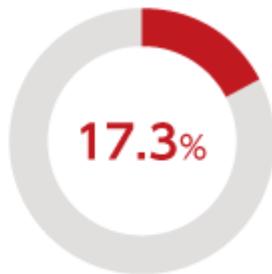
### セグメント損失

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 通信（楽天モバイル等）
- 電力供給サービス（楽天エナジー）
- 電話サービス（楽天コミュニケーションズ）

モバイルにおいては、ネットワーク品質の向上及びその認知拡大努力に取り組むとともに、「最強家族プログラム」や「最強青春プログラム」等の各種プログラムの展開、『楽天市場』や『楽天カード』をはじめ楽天エコシステムの各種サービスを活用したマーケティング施策展開等の結果、2024年12月に、契約回線数（法人向けのBCPプラン含むMNO、MVNE、MVNOの合算）が830万回線超となりました。ARPUについても、データ利用量の増加に加え、一部オプションの有料化、Rakuten Linkにおける広告売上の増加に伴うその他ARPUの向上等を背景に、B2C及びB2BのARPUが前第4四半期連結会計期間と比較してそれぞれ上昇しました。また、楽天モバイルMNO契約者のロイヤルユーザー化も進展し、モバイルエコシステム貢献額の増加につながりました。引き続き、様々なユーザーニーズに対応して、分かりやすく、コストパフォーマンスの高いサービスを提供することで、顧客満足度の最大化を図ってまいります。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は440,698百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント損失は208,933百万円（前連結会計年度は314,569百万円の損失）となりました。特に、モバイル事業においては、2024年12月に単月でのEBITDA黒字化を達成しました。

## 2. 財産及び損益の状況

区分		第25期 (自 2021年1月1日 至 2021年2月1日)	第26期 (自 2022年1月1日 至 2022年2月1日)	第27期 (自 2023年1月1日 至 2023年2月1日)	第28期 (自 2024年1月1日 至 2024年2月1日)
売上収益	(百万円)	1,681,757	1,920,894	2,071,315	2,279,233
営業利益又は損失(△)	(百万円)	△194,726	△371,612	△212,857	52,975
Non-GAAP営業利益 又は損失(△)	(百万円)	△224,999	△335,192	△153,041	7,048
税引前当期利益又は損失(△)	(百万円)	△212,630	△415,612	△217,741	16,277
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	(百万円)	△133,828	△377,217	△339,473	△162,442
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	(百万円)	△73,417	△309,683	△273,755	△85,734
基本的1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.73	△177.27	△75.61
希薄化後1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.89	△177.29	△75.62
資産合計	(百万円)	16,831,221	20,402,281	22,625,576	26,514,728
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	1,093,719	791,351	836,572	927,868
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	691.47	497.56	390.53	430.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	582,707	△262,068	724,192	1,190,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△611,830	△948,289	△597,416	△921,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,402,265	1,486,686	291,956	757,469
ROE	(%)	△15.7	△40.4	△41.7	△18.4
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	0.0	0.0

(注) 1. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したもので、経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

2. IFRS第17号「保険契約」を第27期の期首から適用し、第26期の関連する主要な経営指標等について遡及修正しています。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は256,970百万円であり、主に「4G」及び「5G」に関する基地局、ネットワーク設備の新設を目的とした楽天モバイル株式会社における設備投資及び使用権資産の増加等によるものです。

### 4. 資金調達の状況

当社グループにおける主な資金調達は以下のとおりです。

当社は、2024年2月及び4月にドル建無担保社債の発行により、それぞれ1,800百万米ドル、2,000百万米ドルを、同年4月にユーロ円建私募債の発行により50,000百万円を、また、同年12月にドル建永久劣後特約付社債の発行により550百万米ドルを調達しました。これらの資金調達により2025年に償還を迎える全ての社債の資金手当が完了しました。また、楽天モバイル株式会社においては、同社が所有する通信設備等を活用したセール・アンド・リースバックにより、170,000百万円を調達しました。

### 5. 企業再編等の状況

- (1) 当社は、2024年4月1日に、「楽天みん就」事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により承継させたみん就株式会社の全株式をポート株式会社に譲渡しました。
- (2) 当社は、2024年11月29日に、当社の連結子会社であるViber Media S.a.r.l.の全株式を、同じく当社の連結子会社であるRakuten Asia Pte. Ltd.に譲渡しました。この結果、Viber Media S.a.r.l.の親会社を当社からRakuten Asia Pte. Ltd.に変更しました。
- (3) 当社は、2024年12月1日に、「楽天超ミニバイト」の運営に係る事業を、会社分割の方法により当社の連結子会社である楽天インサイト株式会社に承継しました。また、同日に、楽天インサイト株式会社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である楽天インサイト・グローバル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。
- (4) 当社は、2024年12月1日に、当社が保有する楽天カード株式会社の発行済株式の14.99%について、株式会社みずほフィナンシャルグループに株式譲渡を行いました。

## 6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

### (1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする楽天エコシステムにおいて、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員1人当たりの生涯価値(ライフタイムバリュー)の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出及びグループ全体の価値最大化を目指し、また、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、AI等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開を進めています。

E C及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービス開発及び地域経済活性化等に取り組むとともに、データやAI等の活用を通じた新しい市場の創造により、流通総額及び売上収益の成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、ペイメントサービス等を提供するフィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大を目指します。また、政府によるキャッシュレス普及が推進されている中、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイント等を含む総合的なキャッシュレス決済の推進に向け、決済サービス導入箇所の拡大や、アクティビューザーを増やすための施策等に取り組んでいます。加えて、最大の強みであるクレジットカードを中心とした決済サービスプラットフォーム構想の実現に向けて引き続き注力し、楽天エコシステム内における送客効果を更に高めていきます。

モバイルにおいては、自社ネットワーク回線エリア及びパートナー回線の拡充による99.9%の人口カバー率達成及び通信品質向上を通じた顧客体験改善に加え、楽天モバイルの強みである競争力の高い料金プラン、楽天エコシステムを活用した魅力的なマーケティング施策を打ち出していくとともに、当社グループと取引のある全国の法人企業や自治体等に対する提案を通じ更なる契約者獲得を進めます。加えて、2024年6月に商用サービスを開始した700MHz帯域(プラチナバンド)の展開を順次拡大させることで、より高品質なネットワーク環境を提供し、契約者獲得のペース加速に繋げるとともに、モバイル事業における早期の黒字化を目指します。また、通信事業者におけるネットワーク機器の構成を刷新する取組や基地局のオープン化がグローバルで進む中、革新的なモバイルネットワーク技術を用いた通信プラットフォーム等を提供している楽天シンフォニーにおいては、日本国内において最新のインフラを構築した実績に基づき、的確に商機を捉えながらグローバル展開を進めています。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやAIの活用による革新的で効率的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、さらに国内外におけるブランド認知度、価値の向上等により、今後も楽天エコシステムを国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直し・強化を行うほか、AIを活用した生産性・事業効率の向上等にも力を入れていきます。

## (2) 経営体制

当社グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置づけ、様々な施策を講じています。

当社は、経営の透明性を高め、適正性・効率性・公正性・健全性を実現するため、独立性の高い監査役が監査機能を担う監査役会設置会社の形態を採用しており、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行ってています。更に取締役会とは別に、社外役員含む全ての役員が原則出席するグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという3つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーであることから、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営、メッセージングサービスの提供や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、クレジットカード関連サービス、インターネットを介した銀行及び証券サービス、暗号資産（仮想通貨）の媒介、生命保険サービス、損害保険サービス、ペイメントサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信サービス及び通信技術の提供、電力供給サービスの運営並びにモバイルセグメントに関連する投資等を行う事業により構成されています。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天モバイル(株)	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供及び携帯端末の販売
楽天カード(株)	19,324百万円	85.01%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバック・サービスの提供
楽天銀行(株)	32,616百万円	49.27%	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天証券(株)	19,496百万円	51.00% (51.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天ペイメント(株)	100百万円	100.00% (100.00%)	電子決済サービスの提供
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	296,269千米ドル	100.00% (100.00%)	グループ会社が開発したOpen RANベースの通信インフラプラットフォーム等の販売及び関連サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	973百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天生命保険(株)	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
楽天エナジー(株)	31百万円	100.00%	小売電気事業、その他エネルギーに関する事業の運営
楽天損害保険(株)	20,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
Viber Media S.a.r.l.	217千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。  
 2. 楽天銀行株式会社の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が同社を実質的に支配していると判断し、連結しています。  
 3. 特定完全子会社に関する事項  
 ①特定完全子会社の名称及び住所  
     楽天モバイル株式会社  
     東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 ②当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
     1,790,608百万円  
 ③当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額  
     5,272,845百万円  
 4. 楽天モバイル株式会社が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。  
 楽天モバイル株式会社の株式は全て当社から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイル株式会社の通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を図った仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイル株式会社は信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

## 9. 主要な営業所

### (1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

### (2) 子会社

名称	所在地
楽天モバイル(株)	東京都世田谷区
楽天カード(株)	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天銀行(株)	東京都港区
楽天証券(株)	東京都港区
楽天ペイメント(株)	東京都港区
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天生命保険(株)	東京都港区
楽天エナジー(株)	東京都世田谷区
楽天損害保険(株)	東京都港区
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

## 10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	29,334名	1,496名減

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	10,206名
フィンテック	6,073名
モバイル	4,436名
全社（共通）	8,619名
合計	29,334名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門、管理部門及びシェアードサービス事業に属する従業員数です。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	181,329百万円
(株)三井住友銀行	46,465百万円
(株)三井住友信託銀行	39,845百万円

## 2 会社の株式に関する事項

### 1. 発行可能株式総数

3,941,800,000株

### 2. 発行済株式の総数

普通株式 2,154,483,600株  
(自己株式数4,096株を含む)

### 3. 株主数

688,982名

### 4. 株主（上位10位）

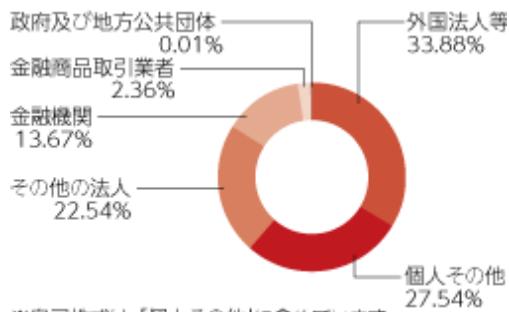
株主名	持株数(普通株式)	持株比率
合同会社クリムゾングループ	226,419,000株	10.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	216,664,700株	10.06%
三木谷 浩史	176,703,400株	8.20%
日本郵政株式会社	131,004,000株	6.08%
三木谷 晴子	112,625,000株	5.23%
MSIP CLIENT SECURITIES	65,657,600株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	50,897,400株	2.36%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	49,854,442株	2.31%
有限会社三木谷興産	40,868,500株	1.90%
有限会社スピリット	40,868,500株	1.90%

(注) 持株比率は、自己株式（4,096株）を控除して計算しています。

### 5. その他株式に関する重要な事項

2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、社債型種類株式の発行を可能とするための定款変更が決議されましたが、当事業年度末における発行済株式は、全て普通株式であり、社債型種類株式は発行していません。

所有者別株式分布状況



※自己株式は、「個人その他」に含めています。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

##### (1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	12,015個	普通株式 1,201,500株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	4,272個	普通株式 427,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	63個	普通株式 6,300株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	4,804個	普通株式 480,400株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	14,910個	普通株式 1,491,000株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第76回新株予約権 (2019年1月18日決議)	25,239個	普通株式 2,523,900株	無償	0.01円	2020年2月1日 ～2029年2月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	7,962個	普通株式 796,200株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第82回新株予約権 (2019年7月26日決議)	11,058個	普通株式 1,105,800株	無償	0.01円	2020年8月1日 ～2029年8月1日
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	19,469個	普通株式 1,946,900株	無償	0.01円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	5,827個	普通株式 582,700株	無償	0.01円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,712個	普通株式 171,200株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	21,647個	普通株式 2,164,700株	無償	0.01円	2021年8月1日 ～2030年8月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第93回新株予約権 (2021年1月14日決議)	31,680個	普通株式 3,168,000株	無償	0.01円	2022年2月1日 ～2031年2月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	4,828個	普通株式 482,800株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	1,887個	普通株式 188,700株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日
第98回新株予約権 (2021年7月15日決議)	27,673個	普通株式 2,767,300株	無償	0.01円	2022年8月1日 ～2031年8月1日
第101回新株予約権 (2022年1月14日決議)	41,866個	普通株式 4,186,600株	無償	0.01円	2023年2月1日 ～2032年2月1日
第104回新株予約権 (2022年2月14日決議)	4,308個	普通株式 430,800株	無償	0.01円	2022年3月1日 ～2062年3月1日
第105回新株予約権 (2022年4月14日決議)	80,350個	普通株式 8,035,000株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2032年5月1日
第106回新株予約権 (2022年4月14日決議)	2,507個	普通株式 250,700株	無償	0.01円	2022年5月1日 ～2062年5月1日
第107回新株予約権 (2022年7月14日決議)	62,271個	普通株式 6,227,100株	無償	0.01円	2023年8月1日 ～2032年8月1日
第111回新株予約権 (2023年1月16日決議)	74,220個	普通株式 7,422,000株	無償	0.01円	2024年2月1日 ～2033年2月1日
第114回新株予約権 (2023年2月14日決議)	7,518個	普通株式 751,800株	無償	0.01円	2023年3月1日 ～2063年3月1日
第115回新株予約権 (2023年4月13日決議)	88,534個	普通株式 8,853,400株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2033年5月1日
第117回新株予約権 (2023年4月13日決議)	5,074個	普通株式 507,400株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2063年5月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	186,015個	普通株式 18,601,500株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第128回新株予約権 (2024年4月12日決議)	4,288個	普通株式 428,800株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2064年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第57回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権、第72回新株予約権及び第76回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
4. 第81回新株予約権、第87回新株予約権、第89回新株予約権、第95回新株予約権、第97回新株予約権、第104回新株予約権、第106回新株予約権、第114回新株予約権、第117回新株予約権及び第128回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の

徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

5. 第82回新株予約権、第85回新株予約権、第90回新株予約権、第93回新株予約権、第98回新株予約権及び第101回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

6. 第105回新株予約権、第107回新株予約権、第111回新株予約権、第115回新株予約権及び第126回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権

- の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- h) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第 50 回 新株予約権	114個	1 人
	第 59 回 新株予約権	565個	2 人
	第 71 回 新株予約権	1,357個	2 人
	第 72 回 新株予約権	541個	1 人
	第 81 回 新株予約権	2,765個	5 人
	第 87 回 新株予約権	1,822個	3 人
	第 89 回 新株予約権	1,373個	2 人
	第 95 回 新株予約権	1,516個	3 人
	第 97 回 新株予約権	1,405個	5 人
	第 104 回 新株予約権	899個	2 人
	第 106 回 新株予約権	2,507個	3 人
	第 114 回 新株予約権	1,135個	2 人
社外取締役	第 117 回 新株予約権	5,074個	5 人
	第 128 回 新株予約権	4,288個	5 人
	第 57 回 新株予約権	18個	1 人
	第 59 回 新株予約権	114個	1 人
	第 70 回 新株予約権	21個	1 人
	第 105 回 新株予約権	331個	4 人
	第 115 回 新株予約権	360個	4 人
	第 126 回 新株予約権	592個	6 人

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
監査役	第 76 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 82 回 新株予約権	2 個	1 人
	第 85 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 90 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 93 回 新株予約権	4 個	1 人
	第 98 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 101 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 107 回 新株予約権	11 個	1 人
	第 111 回 新株予約権	6 個	1 人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。

2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

3. 監査役が保有している新株予約権は、使用者として在籍中に付与されたものを含みます。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

### (1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第122回新株予約権 (2024年1月16日決議)	74,902個	普通株式 7,490,200株	無償	0.01円	2025年2月1日 ～2034年2月1日
第123回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,881個	普通株式 888,100株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第124回新株予約権 (2024年2月14日決議)	1,496個	普通株式 149,600株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第125回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,612個	普通株式 861,200株	無償	0.01円	2024年3月1日 ～2064年3月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	185,423個	普通株式 18,542,300株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第127回新株予約権 (2024年4月12日決議)	10,394個	普通株式 1,039,400株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第129回新株予約権 (2024年7月16日決議)	67,841個	普通株式 6,784,100株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第130回新株予約権 (2024年7月16日決議)	318個	普通株式 31,800株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第131回新株予約権 (2024年10月16日決議)	6,303個	普通株式 630,300株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日
第132回新株予約権 (2024年10月16日決議)	140個	普通株式 14,000株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第122回新株予約権、第123回新株予約権、第124回新株予約権、第126回新株予約権、第127回新株予約権、第129回新株予約権、第130回新株予約権、第131回新株予約権及び第132回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第125回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第 122 回 新株予約権	44,560個	4,456,000株	10,044人
	第 123 回 新株予約権	1,020個	102,000株	35人
	第 125 回 新株予約権	8,612個	861,200株	48人
	第 129 回 新株予約権	33,009個	3,300,900株	9,705人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第 122 回 新株予約権	30,342個	3,034,200株	6,026人
	第 123 回 新株予約権	7,861個	786,100株	38人
	第 124 回 新株予約権	1,496個	149,600株	1人
	第 126 回 新株予約権	185,423個	18,542,300株	3,905人
	第 127 回 新株予約権	10,394個	1,039,400株	199人
	第 129 回 新株予約権	34,832個	3,483,200株	5,718人
	第 130 回 新株予約権	318個	31,800株	6人
	第 131 回 新株予約権	6,303個	630,300株	170人
	第 132 回 新株予約権	140個	14,000株	4人

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日時点)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 社 長	三木谷 浩史 みきたにひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、楽天メディカル株式会社代表取締役会長、AST SpaceMobile, Inc. Director、楽天モバイル株式会社代表取締役会長、楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO、Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO
代表取締役副会長	穂 坂 雅之 ほさかまさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	百野 研太郎 ひやのけんたろう	副社長執行役員 グループCOO コミュニケーションズ＆エナジーカンパニー プレジデント JP 楽天ロジスティクス株式会社取締役
取締役副社長	武田 和徳 たけだかずのり	副社長執行役員 コマース＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社西友取締役、JP 楽天ロジスティクス株式会社代表取締役会長
取締役副社長	廣瀬 研二 ひろせけんじ	副社長執行役員 グループCFO JP 楽天ロジスティクス株式会社監査役
取締役 社外独立役員	安藤 隆春 あんどうたかはる	株式会社アミューズ社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、東武鉄道株式会社社外取締役、株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）
取締役 社外独立役員	Sarah J. M. Whittley サラ・J. M. ウィットリー	Foundation Scotland Trustee、Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair、The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外独立役員	Tsedal Neeley セダール・ニーリー	ハーバード大学経営大学院Naylor Fitzhugh Professor of Business Administration、同大学院Senior Associate Dean for Faculty Development and Research、同大学院Faculty Chair of the Christensen for Teaching and Learning、Brightcove, Inc. Outside Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 外 独立役員	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	-
取 締 役 社 外 独立役員	羽深 成樹 はぶか しげき	-
取 締 役 社 外 独立役員	御立 尚資 みたち たかし	DMG森精機株式会社社外取締役、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事、京都大学経営管理大学院特別教授、住友商事株式会社社外取締役
取 締 役 社 外 独立役員	村井 純 むらい じゅん	株式会社プロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、慶應義塾大学教授、内閣官房参与、デジタル庁顧問、World Wide Web Consortium, Inc. Director、公益財団法人国際文化会館顧問
監査役（常勤）	長沼 義人 ながぬま よしと	-
監査役（常勤） 社 外 独立役員	中村 太 なかむら ふと	-
監 査 役 社 外 独立役員	片岡 麻紀 かたおか まさき	株式会社芝浦電子社外監査役
監 査 役 社 外 独立役員	山口 勝之 やまぐち かつゆき	フリービット株式会社社外監査役、西村あさひニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 第27回定時株主総会において、中村太氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役藤田聰氏は、第27回定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
3. 取締役安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純の7氏は、社外取締役です。
4. 監査役中村太、片岡麻紀及び山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 取締役安藤隆春氏は、株式会社アミューズの社外取締役であり、当社は同社に対して楽曲使用料の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 取締役御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院の特別教授であり、当社は同大学に対して同大学が開催するイベントの参加費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 取締役村井純氏は、慶應義塾大学の教授であり、当社は同大学に対して受託研究契約費用等の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、World Wide Web Consortium, Inc.の取締役であり、当社は同団体に対して年会費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、株式会社プロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 監査役山口勝之氏は、西村あさひニューヨーク事務所の執行パートナーであり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
10. 当社は、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資、村井純、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の10氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

## 3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役三木谷浩史、穂坂雅之、百野研太郎、武田和徳、廣瀬研二、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純並びに監査役長沼義人、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の16氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

## 5. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	執行役員退任 時特別報酬	
取締役	2,090	491	168	354	1,078	12
(うち社外取締役)	(107)	(79)	(-)	(28)	-	(7)
監査役	66	66	-	-	-	5
(うち社外監査役)	(48)	(48)	(-)	(-)	-	(4)
計	2,155	556	168	354	1,078	17

(注) 1. 取締役の報酬等の総額については、2023年3月30日開催の第26回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,900百万円、うち社外取締役分200百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であり、うち7名が社外取締役です。なお、表内における報酬等の総額にはストックオプションの当事業年度に係る計上額が含まれております、下記3及び4に述べるとおり、ストックオプションの付与については上記報酬限度額（但し、第26回定時株主総会における決議による変更前。下記3及び4において同じ。）とは別枠でご承認をいただいています。上記表内の報酬等の総額からストックオプションの計上額を除いた取締役の報酬額は、上述の報酬限度額の範囲内です。

2. 監査役の報酬等の総額については、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額120百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションの付与については、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権0個及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,288個を付与しています。各新株予約権の内容は下記のとおりです。

#### I. 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
- II. 退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権
- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社取締役で当社執行役員を兼務する者
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。  
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
各事業年度において、10,000個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たり1円とする。
- (6) 新株予約権の行使期間  
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件等
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - ④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
4. 社外取締役に対するストックオプションの付与については、2022年3月30日開催の第25回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度1,000個を上限）を社外取締役に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。当事業年度において、社外取締役に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権592個を付与しています。当該新株予約権の内容は下記のとおりです。

## 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社社外取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えるに払い込む金銭

新株予約権と引き換えるに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日（以下「発行日」）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii ) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iv ) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

v ) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i ) 現金による受領

ii ) 新株予約権者が保有する株式による充当

iii ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv ) その他当社が定める方法

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときには、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

5. ストックオプションについては、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。当事業年度に付与された新株予約権のほか、以下の取締役会決議に基づき、当事業年度より前の事業年度に付与された新株予約権に関するものも含まれます。
  - ・2022年4月14日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
  - ・2023年4月13日開催の取締役会（付与対象は社外取締役）
  - ・2024年4月12日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
6. 賞与は業績連動報酬等に、また、ストックオプションは非金銭報酬等に該当します。
7. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会は、代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任し、同氏が、下記(2)で述べる報酬方針に従い、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。当社取締役の報酬に係る方針、決定プロセスについては、取締役会で独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ています。同氏に決定権限を委任している理由は、同氏は当社の創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うに最も適切であると判断したためです。

## (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬方針）

### 1) 基本方針

当社の役員報酬は、以下の基本方針に則り決定しています。

業務執行取締役に関しては、世界各国から優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とし、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため、ストックオプションの占める割合が高い報酬体系とします。非業務執行取締役に関しては、世界各国から当社の経営を支える優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とします。

### 2) 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬については、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬としての業績に連動する賞与（毎年1回支給））
- c) 非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））
- d) 執行役員退任時特別報酬（執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）のみを対象とし、執行役員退任時支給）

にて構成しています。

また、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合、執行役員退任時特別報酬は、各業務執行取締役の役位・役割を踏まえて決定しています。

業務執行から独立した立場である非業務執行取締役の報酬は、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 非金銭報酬（固定・中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））

にて構成しています。

また、基本報酬及び非金銭報酬の割合は、非業務執行取締役の役割を踏まえて決定しています。

### 3) 業績連動報酬及び非金銭報酬の指標及び算定方法

業務執行取締役の業績連動報酬及び非金銭報酬に係る指標には、「楽天エコシステム」の構築・拡大への意識の向上のため、各事業年度の連結営業損益(注)等のKPIを複数選定し、成長性や収益性に連動できるよう設定しています。業績連動報酬及び非金銭報酬の額の決定にあたっては、各業務執行取締役の管掌組織ごとに、指標に対する目標を個別に設定し、それぞれの実績を勘案して個人評価を決定しています。指標にはカーボンニュートラル目標等も含まれます。個人評価と会社全体の業績を総合的に勘案し、業績連動報酬及び非金銭報酬の額を決定しています。

非業務執行取締役の非金銭報酬については、各非業務執行取締役の報酬の総額のうち、各非業務執行取締役の役割を踏まえて決定した割合を非金銭報酬とすることとしているため、指標はありません。

(注) 本事業年度の連結営業損益は、「1. 事業の経過及びその成果 当期の経営成績」に記載のとおりです。

### 4) 報酬決定プロセス

当社取締役の報酬方針は、独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た上で、取締役会にて決議しています。その他の決定プロセスについても、取締役会で独立社外取締役に対して必要に応じて説明を行い、適切な助言を得ています。

また、取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬方針に従い決定しています。同氏は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行った上で、必要に応じて社外取締役の助言を得て個別の報酬額を決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると判断しています。

執行役員退任時特別報酬については取締役会にて決議された内容に基づく社内規程に従い算出され、同規程により支給が認められた当社の執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）にのみ支給されます。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
	あん どう　　たか はる 安 藤 隆 春	12回/13回 (出席率92%)	-	主に警察庁長官等の警察組織の要職を歴任した豊富な経験を有しており、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	サラ・J. M. · ウィットリー Sarah J. M. W h i t l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主に海外の独立系アセットマネジメントにおける投資家としての経験とコーポレートファイナンスに関する豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	セダール・ニーリー T s e d a l l N e e l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主にハーバード大学経営大学院教授や米国上場企業の社外取締役としての経験、デジタルトランスフォーメーション及び文化変容に関する研究や、世界各国の企業への助言を通じて得た幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
社外取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. B a x t e r	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット業界及び企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	は ぶか　　しげ き 羽 深 成 樹	13回/13回 (出席率100%)	-	主に内閣府審議官はじめとした行政機関の要職を歴任した豊富な経験と金融行政及び涉外に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	み たち　　たか し 御 立 尚 資	13回/13回 (出席率100%)	-	主に経営コンサルタントとしての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	むら い　　じゅ　ん 村 井 純	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
中村 太	なか むら ふと た	10回/10回 (出席率100%)	10回/10回 (出席率100%)	主にグローバルに事業を展開する企業での実務経験及び上場会社の常勤監査役を歴任した幅広い知見と豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
片岡 紀	かたおか まき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に公認会計士としての幅広い知見と豊富な経験、また財務、会計及び内部統制に関する専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
山口 之	やまぐち かつゆき ゆき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知見と豊富な経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 中村太氏については、2024年3月28日社外監査役就任後の状況を記載しています。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

311百万円

- (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,198百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、当社及び連結子会社において、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務、組織再編に伴うコンサルティング業務等を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天グループ株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天グループ株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループCOO及びグループCCO（グループCOOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者）並びに社内カンパニー制に基づく Company Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天グループ株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天グループ株式会社では、リスク管理に関するグループ規程等に従い、リスクの適切な把握、重要性に応じた対応策の策定と実行、その結果をモニタリングする体制（いわゆるPDCAサイクル）を確立し、各組織の業務遂行において発生するリスクに対し必要な措置を行います。

グループCFO、ファンクションCISO、グループCOO及びグループCCOは、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等の担当領域のリスクに関して、各組織で実施したリスク評価結果及び対応状況をモニタリングし、更にリスク管理上の重要事項及びグループ横断的なリスクに対して適切に判断・対処することでグループ全体のリスク低減及び未然防止を図ります。その対応状況をグループリスク・コンプライアンス委員会にて協議し、本委員会の主な協議事項は重要会議体を通じて経営陣に報告します。特に重要なリスクは、その対応状況を楽天グループ株式会社取締役会等にて経営陣に報告します。

重要リスクの一つである情報及びパーソナルデータの管理については、グループ情報セキュリティ＆プライバシー委員会を開催し、主要な施策や期間内に発生したインシデント等について報告及び判断をする体制を整えています。また、楽天グループ株式会社の事業投資に伴うリスクは、案件につき、投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天グループ株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。子会社の事業投資に伴うリスクについても、案件の内容や規模、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上あらかじめ定めた基準に基づき、投融資委員会・楽天グループ株式会社取締役会の審議事項としたり、楽天グループ株式会社への報告を求めたりすることで、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天グループ株式会社取締役会に報告します。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適かつ効率的な意思決定体

制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

(6) 楽天グループ株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天グループ株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定めています。子会社の重要な業務執行については、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上、「楽天グループ職務権限表」、「楽天グループガイドライン」及び当該子会社との合意に基づき、楽天グループ株式会社による決裁及び楽天グループ株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとすることで指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天グループ株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天グループ株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

①グループCCOと社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerの間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス体制を維持・強化しています。その体制のもと、グループCCO、Company Compliance Officer等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2024年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、リスク・コンプライアンスに係る重要案件への対応報告、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。

②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、楽天グループ全従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、コンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。

③楽天グループ株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループにおける内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社の内部通報窓口への通報状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

①楽天グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。

②楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、外部有識者を含む委員で構成される楽天グループ株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天グループ株式会社取締役会での決議を行っています。

(3) 財務報告の体制について

①楽天グループ株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準(IFRS)に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っていいます。

②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、楽天グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天グループ株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

現下の当社における財務状況等を踏まえ、財務健全性を確保するという財務方針の下、足もとにおいては、有利子負債のみに頼らない各種調達を積極的に進めることで、成長事業への投資原資を確保し、同時に、有利子負債残高の削減にも取り組んでまいりました。このような状況の下、当期につきましても、配当による資金流出を抑制することが、当社の財務基盤の安定、ひいては株主価値の向上に繋がると考え、2025年2月14日開催の取締役会において、当期の配当を行わないことを決定しました。

配当方針につきましては、中長期的な成長に向けた投資や、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本としており、今後もこの方針に変更はありません。2025年12月期以降の配当再開時期は、現時点では未定ですが、連結業績黒字化及び有利子負債の削減を進めていく中で、適時適切に復配を行えるように努めてまいります。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第25期 ( 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第26期 ( 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第27期 ( 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第28期 ( 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり配当金	4.50	4.50	0.00	0.00

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,257,489	流動負債	2,039,106
現金及び預金	465,174	買掛金	43,227
売掛金	195,213	コマーシャル・ペーパー	95,000
商品	17,519	短期借入金	47,169
貯蔵品	185	1年内償還予定の社債	400,000
有価証券	269,838	未払金	554,054
前払費用	12,158	未払費用	41,641
未収入金	480,410	未払法人税等	18,781
未収還付法人税等	700	前受金	6,548
関係会社短期貸付金	674,394	預り金	504,558
その他	151,359	ポイント引当金	305,993
貸倒引当金	△9,465	賞与引当金	6,214
固定資産	3,015,356	株主優待引当金	8,021
有形固定資産	75,184	仮受金	1,276
建物	20,493	その他	6,616
機械装置及び運搬具	1,310	固定負債	1,646,805
工具、器具及び備品	16,395	社債	1,471,306
土地	10,320	長期借入金	103,514
建設仮勘定	7,441	退職給付引当金	26,884
その他	19,222	役員退職慰労引当金	1,646
無形固定資産	116,765	株主優待引当金	3,514
のれん	1,344	資産除去債務	11,874
特許権	871	その他	28,063
商標権	332	負債合計	3,685,911
ソフトウェア	94,488	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	15,956	株主資本	1,534,742
その他	3,771	資本金	452,646
投資その他の資産	2,823,406	資本剰余金	420,544
投資有価証券	78,225	資本準備金	420,183
関係会社株式	2,545,005	その他資本剰余金	361
関係会社出資金	4,878	利益剰余金	661,554
関係会社長期貸付金	4,869	その他利益剰余金	661,554
破産更生債権等	7,284	繰越利益剰余金	661,554
長期前払費用	1,656	自己株式	△3
敷金及び保証金	10,274	評価・換算差額等	10,196
繰延税金資産	153,696	その他有価証券評価差額金	10,196
その他	25,776	新株予約権	41,994
貸倒引当金	△8,261	純資産合計	1,586,933
資産合計	5,272,845	負債純資産合計	5,272,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	897,686
売上原価	252,369
売上総利益	645,317
販売費及び一般管理費	632,359
営業利益	12,958
営業外収益	
受取利息	18,133
受取配当金	59,591
その他	3,923
	81,648
営業外費用	
支払利息	74,679
為替差損	10,811
支払手数料	16,247
関係会社債権放棄損	200
その他	986
経常損失	102,925
	△8,318
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	9,600
固定資産売却益	5,889
資産負債相殺益	43,670
関係会社株式売却益	260,231
社債償還益	726
デリバティブ利益	343
その他	0
	320,462
特別損失	
固定資産除却損	1,196
減損損失	1,270
関係会社株式評価損	10,769
社債償還損	4,296
デリバティブ損失	1,058
その他	146
	18,736
税引前当期純利益	293,407
法人税、住民税及び事業税	79,065
法人税等調整額	△35,593
当期純利益	43,471
	249,935

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	446,768	414,305	365	414,670	411,618	411,618	△0	1,273,057
当期変動額								
新株の発行	5,878	5,878	—	5,878	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	249,935	249,935	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3
事業譲渡による減少	—	—	△4	△4	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,878	5,878	△4	5,873	249,935	249,935	△3	261,684
当期末残高	452,646	420,183	361	420,544	661,554	661,554	△3	1,534,742

	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16,843	16,843	37,527	1,327,428
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	△3
事業譲渡による減少	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,646	△6,646	4,467	△2,179
当期変動額合計	△6,646	△6,646	4,467	259,505
当期末残高	10,196	10,196	41,994	1,586,933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

2024年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の も の

市 場 価 格 の 不 い 株 式 等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品・貯蔵品

楽天24事業等 移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他の事業

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### 無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積もられる期間（20年内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

##### リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (4) 線延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

##### 賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

##### ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した金額を発生の翌事業年度から費用処理しています。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員退任時特別報酬規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### 楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社は、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社を通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社は規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社のマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り、時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社は規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

広告関連サービスについて、当社は広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足される

ため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払は、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに受領しています。

決済代行サービスについて、当社と出店者・旅行関連事業者間における、決済代行規約に基づき、決済代行サービスを提供しています。当社は、クレジットカード等による取引代金をカード会社等から受領し、出店者・旅行関連事業者への決済代金を支払う義務を負っています。当該サービスについては、主に決済対象となった取引が成立した時点で履行義務が充足されると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払は、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

#### Rakuten 24、楽天ブックス

インターネットサービスのうち、当社が主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『Rakuten 24』、『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社が売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払を受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

###### ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

##### ③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天グループ株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

#### (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### （借入コスト）

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は製造に直接起因して発生した借入コストは、資産計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### （関係会社株式の評価）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,545,005百万円

関係会社株式評価損 10,769百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしています。なお、当事業年度において楽天モバイル株式会社の株式の減損処理は行っていません。

##### ②主要な仮定

実質価額の見積りには取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は見積将来キャッシュ・フローや売上高の成長率等です。

なお、楽天モバイル株式会社の事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	48,920百万円
(2) 担保に供している資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物	8,860百万円
工具、器具及び備品	333百万円
土地	7,374百万円
その他	204百万円
計	<u>16,771百万円</u>
担保付債務	
短期借入金	2,371百万円
長期借入金	<u>13,741百万円</u>
計	<u>16,113百万円</u>

当社が出資した合同会社に建物等を譲渡した取引につき、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号 2014年11月4日）に準じて、金融取引として会計処理しています。そのため、上記には、担保に供している資産及び担保付債務に計上されている以下の金額が含まれています。

建物	1,813百万円
工具、器具及び備品	94百万円
土地	335百万円
その他	8百万円
短期借入金	50百万円
長期借入金	1,607百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）	
金銭債権	1,116,450百万円
金銭債務	711,297百万円
(4) 保証債務等の残高	
下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。	
楽天モバイル株式会社	391,242百万円
J P 楽天ロジスティクス株式会社	6,483百万円
楽天エナジー株式会社	1,845百万円
楽天トータルソリューションズ株式会社	1,197百万円
Rakuten USA, Inc.	943百万円
Rakuten Symphony Deutschland GmbH	102百万円
Rakuten Asia Pte. Ltd.	17百万円
(5) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、22,283百万円です。	

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	278,361百万円
売上高	69,914百万円
営業費用	208,446百万円
営業取引以外の取引高	116,963百万円
営業取引以外の取引高（収入）	84,993百万円
営業取引以外の取引高（支出）	31,970百万円

##### (2) 資産負債相殺益

当社子会社であるLiberty Holdco Ltd.との間に締結していた有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。  
貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金とを相殺した際に発生した特別利益です。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	4,096株

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 總延税金資産

貸倒引当金	5,428百万円
ポイント引当金	93,695百万円
賞与引当金	1,850百万円
退職給付引当金	8,406百万円
関係会社株式評価損	93,701百万円
未確定債務	13,162百万円
資産除去債務	3,636百万円
株式報酬費用	4,434百万円
總越欠損金	14,679百万円
投資有価証券	21,582百万円
その他	9,399百万円
總延税金資産小計	269,976百万円
税務上の總越欠損金に係る評価性引 当額	△13,856百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	△95,568百万円
評価性引当額小計	△109,425百万円
總延税金資産合計	160,550百万円

總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,500百万円
有形固定資産	1,890百万円
その他	462百万円
總延税金負債合計	6,853百万円
總延税金資産の純額	153,696百万円

##### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1)	東京都新宿区	—	交響管弦楽による演奏の企画・実施等	—	兼任1名	交響楽団のオフィシャル・サブライヤー	協賛金等(注2)	29	未払金	6
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	一般社団法人新経済連盟(注3)	東京都港区	—	政策提言等	—	兼任1名	連盟の一般会員	協賛金等(注2)	13	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	水上高原リゾート(株)	群馬県利根郡	100	リゾート施設の経営・運営等	—	—	—	業務委託等(注4)	47	未払金	9
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社三木谷興産(注5)	東京都港区	3	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	兼任1名	当社株式の保有	システム利用料(注4)	26	売掛金	0
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社スピリット	東京都港区	20	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	—	当社株式の保有	固定資産の譲渡(注6)	2,550	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)								売却益	918		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。
- (注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。
- (注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。
- (注4) 一般的の取引条件と同様に決定しています。
- (注5) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、取締役を兼任しています。
- (注6) 固定資産の譲渡価額は、第三者の鑑定評価書を参考に合理的に決定しています。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上 の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社 楽天モバイル(株)		所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	7,523,500	短期貸付金	643,000
				資金の返済 (注 2)	7,472,500	流動資産(そ の他)	4,315
				受取利息 (注 2)	15,275		
				増資の引受 (注 3)	320,000		
				債務保証 (注 4)	391,242		
				資金の預り (注 2)	222,371	預り金	149,871
				資金の返金 (注 2)	72,500		
子会社 Rakuten Asia Pte. Ltd.		所有直接 100	—	受取配当金	39,801	—	—
				資金の預り (注 2)	73,982	預り金	2,701
				資金の返金 (注 2)	65,813	現物出資 (注 5)	194,966
				現物出資 (注 5)	194,966		
子会社 楽天エナジー(株)		所有直接 100	—	資金の貸付 (注 2)	107,780	短期貸付金	6,140
				資金の返済 (注 2)	118,280		
子会社 Liberty Holdco Ltd.		所有直接 100	—	有価証券・預り金の相殺 (注 6)	29,487	預り金	39,301
				有価証券 預り金	71,610		
				精算金の受取	1,547		
				資産負債相殺益	43,670		
子会社 楽天カード(株)		所有直接 85.01	役員の兼任	受取配当金	15,000	—	—
				決済代行手数料 (注 7)	52,505	未収入金	304,985
				コマーシャル・ペーパーの引 受 (注 8)	200,000	有価証券	199,885
子会社 楽天銀行(株)		所有直接 49.27	役員の兼任	受益権の売却 (注 9)	28,882	—	—
子会社 楽天シンフォニー(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	99,249	預り金	81,049
				資金の返金 (注 2)	18,200		
子会社 楽天Edy(株)		所有間接 100	—	資金の預り (注 2)	984,599	預り金	64,682
				資金の返金 (注 2)	966,800		
子会社 楽天ペイメント(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	1,811,071	預り金	86,135
				資金の返金 (注 2)	1,770,800		

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社 楽天信託(株)		所有間接 100	—	金銭債権の信託（注10）	89,456	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 一般的な条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注3) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

(注4) 楽天モバイル株式会社の銀行借入等について債務保証を行ったものです。

(注5) Viber Media s.a.r.lの株式を現物出資し、その対価としてRakuten Asia Pte. Ltd.の株式を取得したものです。  
取引価額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議の上、決定しています。

(注6) 有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金を相殺しています。  
取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注7) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注8) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注9) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、楽天銀行株式会社と協議の上、決定しています。

(注10) 当事業年度末及び前事業年度末における金銭債権の信託の金額の純増減額を記載しています。

#### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の注記6. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 717円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円33銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

楽天グループ株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 熊谷 充孝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天グループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から、2024年12月31までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換等を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

楽天グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 長沼 義人 ㊞  
常勤監査役 中村 太 ㊞  
監査役 山口 勝之 ㊞  
監査役 片岡 麻紀 ㊞

(注) 監査役 中村 太・監査役 山口 勝之及び監査役 片岡 麻紀は、会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

別添4

株式会社 Monzen Corporation Japan

---

## 吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

(略式吸收合併)

2025年11月10日

---

株式会社 Monzen Corporation Japan

2025 年 11 月 10 日

株式会社 Monzen Corporation Japan

代表取締役 加藤 達也

株式会社 Monzen Corporation Japan（以下「当社」といいます。）は、2025 年 10 月 29 日付で楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で締結した吸收合併契約書に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸收合併消滅会社、楽天を吸收合併存続会社とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸收合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び同法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

#### 1 4. 吸收合併契約の内容

（会社法第 782 条第 1 項）

2025 年 10 月 29 日付で当社と楽天が締結した吸收合併契約書は別紙 1 のとおりです。

#### 1 5. 吸收合併対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

本件吸收合併に際しては、株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。本件吸收合併の効力が発生する時点において、当社は楽天の完全子会社で

あり、楽天がその発行済株式のすべてを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、楽天と当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、本件吸収合併の効力が発生する時点において、当社の株主は楽天のみであり、共通支配下関係にない株主は存在しないため、当社の株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

#### 16. 吸収合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

該当事項はありません。

#### 17. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

#### 18. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第4号)

楽天の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

楽天の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

⑩ 楽天は、2025年7月29日に、無担保社債（サステナビリティボンド）総額30,000百万円の発行を実施しました。

⑪ 楽天は、2025年8月4日に、無担保社債130,000百万円の発行を実施しました。

⑫ 楽天は、2025年10月23日に、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）82,000百万円の発行を実施しました。

なお、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

#### 19. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併効力発生日後の楽天の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の楽天の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従い、本件吸収合併後における楽天の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 吸 収 合 併 契 約 書

楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 Monzen Corporation Japan（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
- 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
  - （1）吸収合併存続会社  
商号 楽天グループ株式会社  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号
  - （2）吸収合併消滅会社  
商号 株式会社 Monzen Corporation Japan  
住所 東京都世田谷区玉川一丁目 14番 1号

### 第2条（本合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際し、資本金及び準備金を増加しないものとする。

### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、当該日までに第9条の条件を満たさないときは、当該条件を満たした日を効力発生日とし、また、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（吸収合併の承認）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、その所有する一切の資産、債務及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をも

ってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上これを実行する。

#### 第8条（甲の従前の役員）

甲は、本合併に際し新たに取締役及び監査役を選任しない。

#### 第9条（効力の発生）

甲は、本合併の効力発生日までに会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併の条件を充足しなければならないものとし、本合併は、当該条件を充足することを条件として効力を発生する。

#### 第10条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日までにおいて、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲及び乙協議の上、合併条件その他の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の締結を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025 年 10 月 29 日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号  
楽天グループ株式会社  
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号  
株式会社 Monzen Corporation Japan  
代表取締役 加藤 達也

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期利益（親会社の所有者帰属）
2兆 2,792億円 (前期比 +10.0%)	70億円 (前期比 +1,601億円)	530億円 (前期比 +2,658億円)	▲ 1,624億円 (前期比 +1,770億円)

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

#### ■当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域において足踏みがみられるものの持ち直しており、その先行きについては、欧米における高い金利水準継続等の影響による景気の下振れリスクの高まりや、米国の今後の政策動向等による影響に留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに一部足踏みが残るもの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

「情報通信白書」(注)によると、情報通信分野の技術政策は、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用していくことが見込まれるBeyond 5Gに向けた取組を中心に推進されています。また、AI等のデジタルを利用した新テクノロジーは、この先更に私たちの社会・経済活動を変革していくと期待されています。

このような環境下、当社グループは、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、A I等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開、モバイルサービスにおけるネットワーク品質の向上及びユーザー獲得等を積極的に進めています。楽天エコシステムを更に進化・拡大させることで、当社グループの競争力を高めていくとともに、インターネットサービス、フィンテック、モバイル等、多岐にわたるサービスを通じて蓄積したユニークなデータ資産を保有している当社グループだからこそ可能であるソリューションサービスを開発していくことで、「A Iエンパワーメントカンパニー」としても進化し、人々の生活をより便利で豊かにすることを目指しています。また、足元において物価上昇等の景気の先行きへの不透明感が伴う中、多種多様な事業ポートフォリオを有する当社グループが強みとして発揮できる相乗効果を最大限生かすことで、消費者動向やニーズを的確に捉え、更なる成長機会を捉えていきます。

インターネットサービスにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長のために、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービスの開発、地域経済活性化等に注力するとともに、マーケティング施策変更により、収益性の向上を目指した結果、大幅な増益を達成しました。フィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大に努めた結果、更なる売上高の伸長とセグメント利益の向上につながりました。また、モバイルにおいては、自社エリア及びパートナー回線の活用による効率的なネットワーク品質の改善が進み、マーケティング活動の強化を行った結果、契約回線数が増加し売上収益が拡大したことにより、コスト最適化努力を継続したことで、セグメント損失は着実に縮小傾向にあります。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、Non-GAAP営業利益は7,048百万円（前連結会計年度は153,041百万円の損失）となりました。また、当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

(注) 出典：「令和6年版情報通信白書」（総務省）

## ■ Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産償却費は6,821百万円、株式報酬費用は15,910百万円となりました。なお、前連結会計年度に計上された非経常的な項目には、ネットスーパー事業の運営方法の変更に伴う固定資産の減損損失15,922百万円、モバイル事業におけるローミング契約の見直しに基づき設備投資計画を変更したことに伴い一時的に発生した基地局工事等のキャンセルに係る費用等13,598百万円、株式会社西友ホールディングスの全株式を譲渡したことによる売却損益、2022年連結会計年度に発覚した子会社の元従業員及び取引先の共謀による不正行為に係る弁護士費用等、外部の専門家に対する報酬等が含まれています。また、当連結会計年度に計上された非経常的な項目には、保険事業の生損保一体型基幹システム及び他のシステムの一部に係る除却損5,863百万円、損害保険事業における基幹システムの開発計画の見直しに伴う固定資産の減損9,662百万円、令和6年能登半島地震における基地局の保守修繕費等の発生費用1,154百万円、モバイル事業における一部代理店との契約の見直し及び取引の再評価による契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失5,411百万円、楽天シンフォニー事業における先進的なネットワークソフトウェア開発により注力する形のビジネスモデル転換に伴う除却損1,891百万円及び資金生成単位の変更に伴う固定資産の一部減損2,155百万円、楽天農業事業及び海外広告事業の将来の収益見通しを再評価したことによる固定資産の減損1,667百万円、楽天チケット事業のリストラクチャリングに伴う固定資産の減損等1,305百万円、Viber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課4,151百万円、海外子会社の売却未収金の回収不能リスクに伴い計上した貸倒引当金繰入額4,386百万円、International Business Machines Corporationとの間の訴訟の解決に係る費用、AST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益106,906百万円並びにみん就株式会社の譲渡益1,613百万円等が含まれています。なお、連結損益計算書において、モバイル事業における契約獲得のためのコストから認識した資産等の取崩し損失並びにViber Media S.a.r.l.の株式のグループ内譲渡及び楽天カード株式会社の株式の一部譲渡に伴う租税公課は営業費用に、それ以外の収益及び費用は主にその他の収益及びその他の費用に計上されています。

## ■当期の経営成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は2,279,233百万円（前連結会計年度比10.0%増）、IFRS営業利益はAST SpaceMobile, Inc. 株式の会計上の取り扱いの変更による再測定益の影響等により52,975百万円（前連結会計年度は212,857百万円の損失）、当期損失（親会社の所有者帰属）は繰延税金資産の一部取崩し等の影響により162,442百万円（前連結会計年度は339,473百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度において、IFRS営業利益は2019年連結会計年度以来5年ぶりに黒字化を達成しました。

	前連結会計年度 (第27期) (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (第28期) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	増減額	(単位：百万円) 増減率
売上収益	2,071,315	2,279,233	207,918	10.0%
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	△153,041	7,048	160,089	—
無形資産償却費	△13,564	△6,821	6,743	—
株式報酬費用	△14,318	△15,910	△1,592	—
非経常的な項目	△31,934	68,658	100,592	—
IFRS営業利益又は損失 (△)	△212,857	52,975	265,832	—
当期損失 (△) (親会社の所有 者 帰 属 )	△339,473	△162,442	177,031	—

## ■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業利益ベースで表示しています。

### 1) モバイルセグメント関連投資

第3四半期連結会計期間より、モバイルセグメントに関連する投資の今後増加想定に基づき、当該投資を管轄する組織を設立しました。これによりモバイルセグメント関連投資の管理方法が変更となり、前連結会計年度のインターネットサービスセグメントに係るセグメント利益は1,700百万円減少し、モバイルセグメントに係るセグメント損失は同額減少しています。

### 2) モバイルエコシステム貢献

第3四半期連結会計期間より、楽天エコシステム内におけるセグメント間の相互貢献効果が拡大している状況を踏まえ、相互貢献効果及び相互送客効果（以下「モバイルエコシステム貢献」）も含めて精緻に業績評価を行えるよう、これらのモバイルエコシステム貢献をセグメント損益に反映しています。

モバイルエコシステム貢献は、特に楽天モバイルMNO契約者が非契約者と比較して当社グループの各種サービスを利用する傾向が高くなることに基づき算出された貢献効果から、各セグメントから享受する送客効果を控除した指標であり、セグメント間の相互貢献効果及び相互送客効果を数値化すべく以下のとおり計算し、当連結会計年度のセグメント情報に反映しています。

これに伴い、前連結会計年度の各セグメント損益を修正再表示しています。

なお、連結上の売上収益、Non-GAAP営業損益、営業損益に与える影響はありません。

モバイルエコシステム貢献 = i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果 - ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

セグメント間のアップリフト効果及び送客効果の計算方法

i) 楽天モバイルMNO契約者の粗利益ベースのアップリフト効果

当社グループの各事業の特性に応じて、下記いずれかの方法により月額を計算しています。

(a) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における各月の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上の差×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

(b) 楽天モバイルMNO個人契約者と非契約者を比較した場合の当社グループ各事業における年間利用率の差×各事業の直近1年間のユーザー1人当たり月次平均売上×各月の各事業の粗利率×各月末の楽天モバイルMNO個人契約数

ii) グループ会社からモバイル事業への送客効果

グループ会社のサイトからモバイル事業の契約に至った各月の楽天モバイルMNO個人契約数×送客コスト

※ アップリフト効果の計算対象事業

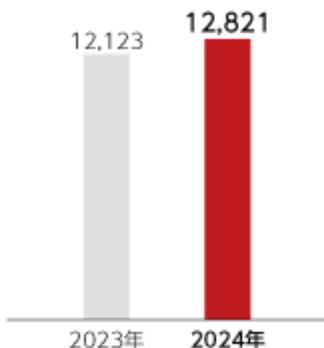
18事業（楽天市場、楽天ブックス、楽天24、楽天ビック、楽天Kobo、楽天ファッショントラベル、楽天マート、楽天ビューティー、楽天ペイアプリ決済、楽天ペイオンライン決済、楽天Edy、楽天ポイントカード、楽天カード、楽天銀行、楽天証券、楽天生命、楽天損保）を対象としています。



## インターネットサービス

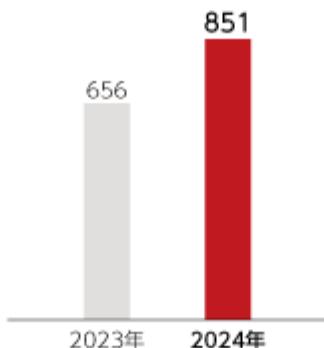
セグメント売上収益

(単位: 億円)



セグメント利益

(単位: 億円)



売上収益構成比

(調整額は除く)



### 主な事業

- 国内E C（楽天市場、楽天トラベル等）
- 海外E C（Rakuten Rewards (Ebates), Rakuten France等）
- 投資（Rakuten Capital）
- 広告（Rakuten Advertising等）
- プロスポーツ（楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等）

主力サービスである国内E Cにおいては、収益性の向上を企図したマーケティング施策変更の影響を受け、前連結会計年度と比べ流通総額の成長率は一時的に鈍化したものの、国内E Cの成長が増収増益を牽引しました。インターネット・ショッピングモール『楽天市場』においては、新規顧客獲得やクロスユースの促進等に注力しました。インターネット旅行予約サービス『楽天トラベル』においては、顧客の利便性や満足度の向上を追求した各種施策に加え、引き続き好調なインバウンド需要の取り込みにより、流通総額が拡大しました。

海外インターネットサービスを運営するインターネットナショナル部門においては、米国のオンライン・キャッシュバック・サービス『Rakuten Rewards』が堅調な売上成長を継続しました。海外コンテンツ事業においては、電子書籍サービスの『Kobo』の新カラー対応端末の売上が引き続き好調だったほか、ビデオストリーミングサービスの『Viki』において利用者が増加する等、各事業が着実に成長を継続し、インターネットナショナル部門での年間黒字化を達成、セグメント利益の拡大に寄与しました。

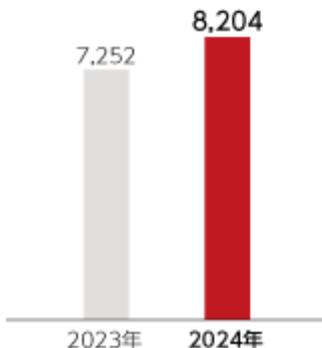
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は1,282,087百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益は85,137百万円（前連結会計年度比29.8%増）となりました。



## финтек

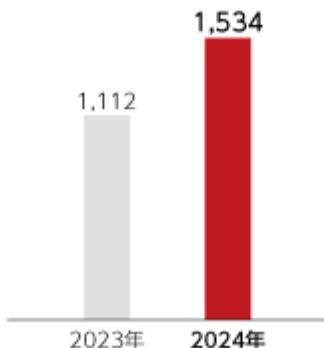
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



### セグメント利益

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

финтекにおいては、クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、ペイメントサービス等において、前連結会計年度比での増収増益を達成しました。クレジットカード関連サービスにおいては、2024年6月に『楽天カード』の累計発行枚数が3,100万枚を突破した後も顧客基盤の拡大が継続し、ショッピング取扱高が伸長しました。これらに加え、マーケティング最適化等も奏功し、大幅な増益が継続しました。銀行サービスにおいては、顧客基盤の拡大に伴う運用資産の増加及び日銀の政策金利の引き上げに伴う運用利回りの向上により、資産運用収益が拡大し、大幅な増収増益となりました。証券サービスにおいては、顧客基盤の継続的な拡大に加え、収益源の多様化等により、国内株式取引を手数料無料化しつつも増益を達成しました。また、ペイメントサービスにおいても効率的なマーケティング施策等により事業成長が継続しています。

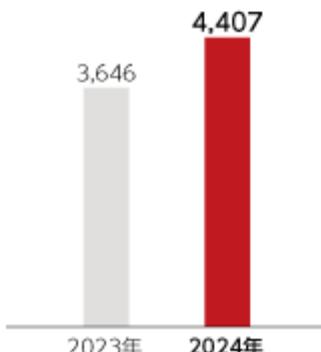
この結果、 финтекセグメントにおける売上収益は820,419百万円（前連結会計年度比13.1%増）、セグメント利益は153,377百万円（前連結会計年度比37.9%増）となりました。



## モバイル

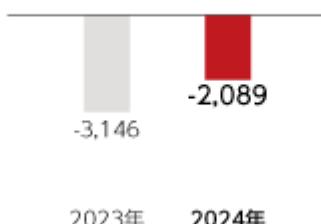
### セグメント売上収益

(単位: 億円)



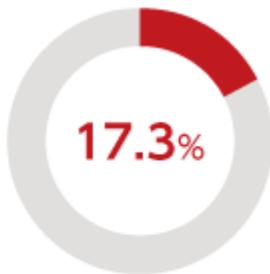
### セグメント損失

(単位: 億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 通信（楽天モバイル等）
- 電力供給サービス（楽天エナジー）
- 電話サービス（楽天コミュニケーションズ）

モバイルにおいては、ネットワーク品質の向上及びその認知拡大努力に取り組むとともに、「最強家族プログラム」や「最強青春プログラム」等の各種プログラムの展開、『楽天市場』や『楽天カード』をはじめ楽天エコシステムの各種サービスを活用したマーケティング施策展開等の結果、2024年12月に、契約回線数（法人向けのBCPプラン含むMNO、MVNE、MVNOの合算）が830万回線超となりました。ARPUについても、データ利用量の増加に加え、一部オプションの有料化、Rakuten Linkにおける広告売上の増加に伴うその他ARPUの向上等を背景に、B2C及びB2BのARPUが前第4四半期連結会計期間と比較してそれぞれ上昇しました。また、楽天モバイルMNO契約者のロイヤルユーザー化も進展し、モバイルエコシステム貢献額の増加につながりました。引き続き、様々なユーザーニーズに対応して、分かりやすく、コストパフォーマンスの高いサービスを提供することで、顧客満足度の最大化を図ってまいります。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は440,698百万円（前連結会計年度比20.9%増）、セグメント損失は208,933百万円（前連結会計年度は314,569百万円の損失）となりました。特に、モバイル事業においては、2024年12月に単月でのEBITDA黒字化を達成しました。

## 2. 財産及び損益の状況

区分		第25期 (自 2021年1月1日 至 2021年2月1日)	第26期 (自 2022年1月1日 至 2022年2月1日)	第27期 (自 2023年1月1日 至 2023年2月1日)	第28期 (自 2024年1月1日 至 2024年2月1日)
売上収益	(百万円)	1,681,757	1,920,894	2,071,315	2,279,233
営業利益又は損失(△)	(百万円)	△194,726	△371,612	△212,857	52,975
Non-GAAP営業利益 又は損失(△)	(百万円)	△224,999	△335,192	△153,041	7,048
税引前当期利益又は損失(△)	(百万円)	△212,630	△415,612	△217,741	16,277
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	(百万円)	△133,828	△377,217	△339,473	△162,442
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	(百万円)	△73,417	△309,683	△273,755	△85,734
基本的1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.73	△177.27	△75.61
希薄化後1株当たり当期損失(△)	(円)	△87.62	△237.89	△177.29	△75.62
資産合計	(百万円)	16,831,221	20,402,281	22,625,576	26,514,728
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	1,093,719	791,351	836,572	927,868
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	691.47	497.56	390.53	430.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	582,707	△262,068	724,192	1,190,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△611,830	△948,289	△597,416	△921,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,402,265	1,486,686	291,956	757,469
ROE	(%)	△15.7	△40.4	△41.7	△18.4
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	0.0	0.0

(注) 1. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したもので、経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

2. IFRS第17号「保険契約」を第27期の期首から適用し、第26期の関連する主要な経営指標等について遡及修正しています。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は256,970百万円であり、主に「4G」及び「5G」に関する基地局、ネットワーク設備の新設を目的とした楽天モバイル株式会社における設備投資及び使用権資産の増加等によるものです。

### 4. 資金調達の状況

当社グループにおける主な資金調達は以下のとおりです。

当社は、2024年2月及び4月にドル建無担保社債の発行により、それぞれ1,800百万米ドル、2,000百万米ドルを、同年4月にユーロ円建私募債の発行により50,000百万円を、また、同年12月にドル建永久劣後特約付社債の発行により550百万米ドルを調達しました。これらの資金調達により2025年に償還を迎える全ての社債の資金手当が完了しました。また、楽天モバイル株式会社においては、同社が所有する通信設備等を活用したセール・アンド・リースバックにより、170,000百万円を調達しました。

### 5. 企業再編等の状況

- (1) 当社は、2024年4月1日に、「楽天みん就」事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により承継させたみん就株式会社の全株式をポート株式会社に譲渡しました。
- (2) 当社は、2024年11月29日に、当社の連結子会社であるViber Media S.a.r.l.の全株式を、同じく当社の連結子会社であるRakuten Asia Pte. Ltd.に譲渡しました。この結果、Viber Media S.a.r.l.の親会社を当社からRakuten Asia Pte. Ltd.に変更しました。
- (3) 当社は、2024年12月1日に、「楽天超ミニバイト」の運営に係る事業を、会社分割の方法により当社の連結子会社である楽天インサイト株式会社に承継しました。また、同日に、楽天インサイト株式会社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である楽天インサイト・グローバル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。
- (4) 当社は、2024年12月1日に、当社が保有する楽天カード株式会社の発行済株式の14.99%について、株式会社みずほフィナンシャルグループに株式譲渡を行いました。

## 6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

### (1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする楽天エコシステムにおいて、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員1人当たりの生涯価値(ライフタイムバリュー)の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出及びグループ全体の価値最大化を目指し、また、メンバーシップ及び共通ポイントプログラムを基盤にしたオンライン・オフライン双方のデータ、AI等の先進的技術を活用したサービスの開発及び展開を進めています。

E C及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、新規顧客の獲得、クロスユースの促進、自治体や地域事業者との連携を深化させたサービス開発及び地域経済活性化等に取り組むとともに、データやAI等の活用を通じた新しい市場の創造により、流通総額及び売上収益の成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、ペイメントサービス等を提供するフィンテックにおいては、各サービスにおける顧客基盤及び取扱高の拡大を目指します。また、政府によるキャッシュレス普及が推進されている中、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイント等を含む総合的なキャッシュレス決済の推進に向け、決済サービス導入箇所の拡大や、アクティビューザーを増やすための施策等に取り組んでいます。加えて、最大の強みであるクレジットカードを中心とした決済サービスプラットフォーム構想の実現に向けて引き続き注力し、楽天エコシステム内における送客効果を更に高めていきます。

モバイルにおいては、自社ネットワーク回線エリア及びパートナー回線の拡充による99.9%の人口カバー率達成及び通信品質向上を通じた顧客体験改善に加え、楽天モバイルの強みである競争力の高い料金プラン、楽天エコシステムを活用した魅力的なマーケティング施策を打ち出していくとともに、当社グループと取引のある全国の法人企業や自治体等に対する提案を通じ更なる契約者獲得を進めます。加えて、2024年6月に商用サービスを開始した700MHz帯域(プラチナバンド)の展開を順次拡大させることで、より高品質なネットワーク環境を提供し、契約者獲得のペース加速に繋げるとともに、モバイル事業における早期の黒字化を目指します。また、通信事業者におけるネットワーク機器の構成を刷新する取組や基地局のオープン化がグローバルで進む中、革新的なモバイルネットワーク技術を用いた通信プラットフォーム等を提供している楽天シンフォニーにおいては、日本国内において最新のインフラを構築した実績に基づき、的確に商機を捉えながらグローバル展開を進めています。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやAIの活用による革新的で効率的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、さらに国内外におけるブランド認知度、価値の向上等により、今後も楽天エコシステムを国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直し・強化を行うほか、AIを活用した生産性・事業効率の向上等にも力を入れていきます。

## (2) 経営体制

当社グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置づけ、様々な施策を講じています。

当社は、経営の透明性を高め、適正性・効率性・公正性・健全性を実現するため、独立性の高い監査役が監査機能を担う監査役会設置会社の形態を採用しており、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行ってています。更に取締役会とは別に、社外役員含む全ての役員が原則出席するグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという3つの事業を基軸としたグローバル イノベーション カンパニーであることから、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営、メッセージングサービスの提供や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、クレジットカード関連サービス、インターネットを介した銀行及び証券サービス、暗号資産（仮想通貨）の媒介、生命保険サービス、損害保険サービス、ペイメントサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信サービス及び通信技術の提供、電力供給サービスの運営並びにモバイルセグメントに関連する投資等を行う事業により構成されています。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天モバイル(株)	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供及び携帯端末の販売
楽天カード(株)	19,324百万円	85.01%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバック・サービスの提供
楽天銀行(株)	32,616百万円	49.27%	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天証券(株)	19,496百万円	51.00% (51.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天ペイメント(株)	100百万円	100.00% (100.00%)	電子決済サービスの提供
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	296,269千米ドル	100.00% (100.00%)	グループ会社が開発したOpen RANベースの通信インフラプラットフォーム等の販売及び関連サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	973百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天生命保険(株)	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
楽天エナジー(株)	31百万円	100.00%	小売電気事業、その他エネルギーに関する事業の運営
楽天損害保険(株)	20,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
Viber Media S.a.r.l.	217千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数です。  
 2. 楽天銀行株式会社の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が同社を実質的に支配していると判断し、連結しています。  
 3. 特定完全子会社に関する事項  
 ①特定完全子会社の名称及び住所  
     楽天モバイル株式会社  
     東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 ②当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
     1,790,608百万円  
 ③当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額  
     5,272,845百万円  
 4. 楽天モバイル株式会社が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。  
 楽天モバイル株式会社の株式は全て当社から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイル株式会社の通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を図った仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイル株式会社は信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

## 9. 主要な営業所

### (1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

### (2) 子会社

名称	所在地
楽天モバイル(株)	東京都世田谷区
楽天カード(株)	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天銀行(株)	東京都港区
楽天証券(株)	東京都港区
楽天ペイメント(株)	東京都港区
Rakuten Symphony Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天生命保険(株)	東京都港区
楽天エナジー(株)	東京都世田谷区
楽天損害保険(株)	東京都港区
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

## 10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	29,334名	1,496名減

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	10,206名
フィンテック	6,073名
モバイル	4,436名
全社（共通）	8,619名
合計	29,334名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門、管理部門及びシェアードサービス事業に属する従業員数です。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	181,329百万円
(株)三井住友銀行	46,465百万円
(株)三井住友信託銀行	39,845百万円

## 2 会社の株式に関する事項

### 1. 発行可能株式総数

3,941,800,000株

### 2. 発行済株式の総数

普通株式 2,154,483,600株  
(自己株式数4,096株を含む)

### 3. 株主数

688,982名

### 4. 株主（上位10位）

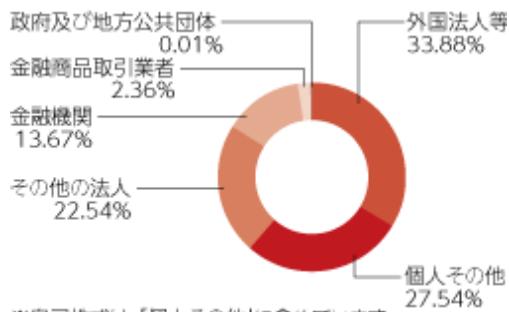
株主名	持株数(普通株式)	持株比率
合同会社クリムゾングループ	226,419,000株	10.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	216,664,700株	10.06%
三木谷 浩史	176,703,400株	8.20%
日本郵政株式会社	131,004,000株	6.08%
三木谷 晴子	112,625,000株	5.23%
MSIP CLIENT SECURITIES	65,657,600株	3.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	50,897,400株	2.36%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	49,854,442株	2.31%
有限会社三木谷興産	40,868,500株	1.90%
有限会社スピリット	40,868,500株	1.90%

(注) 持株比率は、自己株式（4,096株）を控除して計算しています。

### 5. その他株式に関する重要な事項

2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、社債型種類株式の発行を可能とするための定款変更が決議されましたが、当事業年度末における発行済株式は、全て普通株式であり、社債型種類株式は発行していません。

所有者別株式分布状況



\*自己株式は、「個人その他」に含めています。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

##### (1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	12,015個	普通株式 1,201,500株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	4,272個	普通株式 427,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	63個	普通株式 6,300株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	4,804個	普通株式 480,400株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	14,910個	普通株式 1,491,000株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第76回新株予約権 (2019年1月18日決議)	25,239個	普通株式 2,523,900株	無償	0.01円	2020年2月1日 ～2029年2月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	7,962個	普通株式 796,200株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第82回新株予約権 (2019年7月26日決議)	11,058個	普通株式 1,105,800株	無償	0.01円	2020年8月1日 ～2029年8月1日
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	19,469個	普通株式 1,946,900株	無償	0.01円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	5,827個	普通株式 582,700株	無償	0.01円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,712個	普通株式 171,200株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	21,647個	普通株式 2,164,700株	無償	0.01円	2021年8月1日 ～2030年8月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第93回新株予約権 (2021年1月14日決議)	31,680個	普通株式 3,168,000株	無償	0.01円	2022年2月1日 ～2031年2月1日
第95回新株予約権 (2021年2月12日決議)	4,828個	普通株式 482,800株	無償	0.01円	2021年3月1日 ～2061年3月1日
第97回新株予約権 (2021年4月15日決議)	1,887個	普通株式 188,700株	無償	0.01円	2021年5月1日 ～2061年5月1日
第98回新株予約権 (2021年7月15日決議)	27,673個	普通株式 2,767,300株	無償	0.01円	2022年8月1日 ～2031年8月1日
第101回新株予約権 (2022年1月14日決議)	41,866個	普通株式 4,186,600株	無償	0.01円	2023年2月1日 ～2032年2月1日
第104回新株予約権 (2022年2月14日決議)	4,308個	普通株式 430,800株	無償	0.01円	2022年3月1日 ～2062年3月1日
第105回新株予約権 (2022年4月14日決議)	80,350個	普通株式 8,035,000株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2032年5月1日
第106回新株予約権 (2022年4月14日決議)	2,507個	普通株式 250,700株	無償	0.01円	2022年5月1日 ～2062年5月1日
第107回新株予約権 (2022年7月14日決議)	62,271個	普通株式 6,227,100株	無償	0.01円	2023年8月1日 ～2032年8月1日
第111回新株予約権 (2023年1月16日決議)	74,220個	普通株式 7,422,000株	無償	0.01円	2024年2月1日 ～2033年2月1日
第114回新株予約権 (2023年2月14日決議)	7,518個	普通株式 751,800株	無償	0.01円	2023年3月1日 ～2063年3月1日
第115回新株予約権 (2023年4月13日決議)	88,534個	普通株式 8,853,400株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2033年5月1日
第117回新株予約権 (2023年4月13日決議)	5,074個	普通株式 507,400株	無償	0.01円	2023年5月1日 ～2063年5月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	186,015個	普通株式 18,601,500株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第128回新株予約権 (2024年4月12日決議)	4,288個	普通株式 428,800株	無償	0.01円	2024年5月1日 ～2064年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第57回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権、第72回新株予約権及び第76回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
4. 第81回新株予約権、第87回新株予約権、第89回新株予約権、第95回新株予約権、第97回新株予約権、第104回新株予約権、第106回新株予約権、第114回新株予約権、第117回新株予約権及び第128回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の

徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

5. 第82回新株予約権、第85回新株予約権、第90回新株予約権、第93回新株予約権、第98回新株予約権及び第101回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

6. 第105回新株予約権、第107回新株予約権、第111回新株予約権、第115回新株予約権及び第126回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権

- の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第 50 回 新株予約権	114個	1 人
	第 59 回 新株予約権	565個	2 人
	第 71 回 新株予約権	1,357個	2 人
	第 72 回 新株予約権	541個	1 人
	第 81 回 新株予約権	2,765個	5 人
	第 87 回 新株予約権	1,822個	3 人
	第 89 回 新株予約権	1,373個	2 人
	第 95 回 新株予約権	1,516個	3 人
	第 97 回 新株予約権	1,405個	5 人
	第 104 回 新株予約権	899個	2 人
	第 106 回 新株予約権	2,507個	3 人
	第 114 回 新株予約権	1,135個	2 人
社外取締役	第 117 回 新株予約権	5,074個	5 人
	第 128 回 新株予約権	4,288個	5 人
	第 57 回 新株予約権	18個	1 人
	第 59 回 新株予約権	114個	1 人
	第 70 回 新株予約権	21個	1 人
	第 105 回 新株予約権	331個	4 人
	第 115 回 新株予約権	360個	4 人
	第 126 回 新株予約権	592個	6 人

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
監査役	第 76 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 82 回 新株予約権	2 個	1 人
	第 85 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 90 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 93 回 新株予約権	4 個	1 人
	第 98 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 101 回 新株予約権	3 個	1 人
	第 107 回 新株予約権	11個	1 人
	第 111 回 新株予約権	6 個	1 人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。

2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

3. 監査役が保有している新株予約権は、使用者として在籍中に付与されたものを含みます。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

### (1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第122回新株予約権 (2024年1月16日決議)	74,902個	普通株式 7,490,200株	無償	0.01円	2025年2月1日 ～2034年2月1日
第123回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,881個	普通株式 888,100株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第124回新株予約権 (2024年2月14日決議)	1,496個	普通株式 149,600株	無償	0.01円	2025年3月1日 ～2034年3月1日
第125回新株予約権 (2024年2月14日決議)	8,612個	普通株式 861,200株	無償	0.01円	2024年3月1日 ～2064年3月1日
第126回新株予約権 (2024年4月12日決議)	185,423個	普通株式 18,542,300株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第127回新株予約権 (2024年4月12日決議)	10,394個	普通株式 1,039,400株	無償	0.01円	2025年5月1日 ～2034年5月1日
第129回新株予約権 (2024年7月16日決議)	67,841個	普通株式 6,784,100株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第130回新株予約権 (2024年7月16日決議)	318個	普通株式 31,800株	無償	0.01円	2025年8月1日 ～2034年8月1日
第131回新株予約権 (2024年10月16日決議)	6,303個	普通株式 630,300株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日
第132回新株予約権 (2024年10月16日決議)	140個	普通株式 14,000株	無償	0.01円	2025年11月1日 ～2034年11月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第122回新株予約権、第123回新株予約権、第124回新株予約権、第126回新株予約権、第127回新株予約権、第129回新株予約権、第130回新株予約権、第131回新株予約権及び第132回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができる正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法
3. 第125回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
- ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
- iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
- iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第 122 回 新株予約権	44,560個	4,456,000株	10,044人
	第 123 回 新株予約権	1,020個	102,000株	35人
	第 125 回 新株予約権	8,612個	861,200株	48人
	第 129 回 新株予約権	33,009個	3,300,900株	9,705人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第 122 回 新株予約権	30,342個	3,034,200株	6,026人
	第 123 回 新株予約権	7,861個	786,100株	38人
	第 124 回 新株予約権	1,496個	149,600株	1人
	第 126 回 新株予約権	185,423個	18,542,300株	3,905人
	第 127 回 新株予約権	10,394個	1,039,400株	199人
	第 129 回 新株予約権	34,832個	3,483,200株	5,718人
	第 130 回 新株予約権	318個	31,800株	6人
	第 131 回 新株予約権	6,303個	630,300株	170人
	第 132 回 新株予約権	140個	14,000株	4人

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日時点)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 社 長	三木谷 浩史 みきたにひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、楽天メディカル株式会社代表取締役会長、AST SpaceMobile, Inc. Director、楽天モバイル株式会社代表取締役会長、楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO、Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO
代表取締役副会長	穂 坂 雅之 ほさかまさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	百野 研太郎 ひやのけんたろう	副社長執行役員 グループCOO コミュニケーションズ＆エナジーカンパニー プレジデント JP 楽天ロジスティクス株式会社取締役
取締役副社長	武田 和徳 たけだかずのり	副社長執行役員 コマース＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社西友取締役、JP 楽天ロジスティクス株式会社代表取締役会長
取締役副社長	廣瀬 研二 ひろせけんじ	副社長執行役員 グループCFO JP 楽天ロジスティクス株式会社監査役
取締役 社外独立役員	安藤 隆春 あんどうたかはる	株式会社アミューズ社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、東武鉄道株式会社社外取締役、株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）
取締役 社外独立役員	Sarah J. M. Whittley サラ・J. M. ウィットリー	Foundation Scotland Trustee、Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair、The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外独立役員	Tsedal Neeley セダール・ニーリー	ハーバード大学経営大学院Naylor Fitzhugh Professor of Business Administration、同大学院Senior Associate Dean for Faculty Development and Research、同大学院Faculty Chair of the Christensen for Teaching and Learning、Brightcove, Inc. Outside Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 外 独立役員	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	-
取 締 役 社 外 独立役員	羽深 成樹 はぶか しげき	-
取 締 役 社 外 独立役員	御立 尚資 みたち たかし	DMG森精機株式会社社外取締役、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事、京都大学経営管理大学院特別教授、住友商事株式会社社外取締役
取 締 役 社 外 独立役員	村井 純 むらい じゅん	株式会社プロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、慶應義塾大学教授、内閣官房参与、デジタル庁顧問、World Wide Web Consortium, Inc. Director、公益財団法人国際文化会館顧問
監査役（常勤）	長沼 義人 ながぬま よしと	-
監査役（常勤） 社 外 独立役員	中村 太 なかむら ふと	-
監 査 役 社 外 独立役員	片岡 麻紀 かたおか まき	株式会社芝浦電子社外監査役
監 査 役 社 外 独立役員	山口 勝之 やまぐち かつゆき	フリービット株式会社社外監査役、西村あさひニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 第27回定時株主総会において、中村太氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役藤田聰氏は、第27回定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
3. 取締役安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純の7氏は、社外取締役です。
4. 監査役中村太、片岡麻紀及び山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 取締役安藤隆春氏は、株式会社アミューズの社外取締役であり、当社は同社に対して楽曲使用料の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 取締役御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院の特別教授であり、当社は同大学に対して同大学が開催するイベントの参加費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 取締役村井純氏は、慶應義塾大学の教授であり、当社は同大学に対して受託研究契約費用等の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、World Wide Web Consortium, Inc.の取締役であり、当社は同団体に対して年会費の支払を行っていますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、株式会社プロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 監査役山口勝之氏は、西村あさひニューヨーク事務所の執行パートナーであり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2024年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
10. 当社は、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資、村井純、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の10氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

## 3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役三木谷浩史、穂坂雅之、百野研太郎、武田和徳、廣瀬研二、安藤隆春、Sarah J. M. Whitley、Tsedal Neeley、Charles B. Baxter、羽深成樹、御立尚資及び村井純並びに監査役長沼義人、中村太、片岡麻紀及び山口勝之の16氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

## 5. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	執行役員退任 時特別報酬	
取締役	2,090	491	168	354	1,078	12
(うち社外取締役)	(107)	(79)	(-)	(28)	-	(7)
監査役	66	66	-	-	-	5
(うち社外監査役)	(48)	(48)	(-)	(-)	-	(4)
計	2,155	556	168	354	1,078	17

(注) 1. 取締役の報酬等の総額については、2023年3月30日開催の第26回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,900百万円、うち社外取締役分200百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であり、うち7名が社外取締役です。なお、表内における報酬等の総額にはストックオプションの当事業年度に係る計上額が含まれております、下記3及び4に述べるとおり、ストックオプションの付与については上記報酬限度額（但し、第26回定時株主総会における決議による変更前。下記3及び4において同じ。）とは別枠でご承認をいただいています。上記表内の報酬等の総額からストックオプションの計上額を除いた取締役の報酬額は、上述の報酬限度額の範囲内です。

2. 監査役の報酬等の総額については、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額（年額120百万円）以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションの付与については、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度10,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権0個及び退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,288個を付与しています。各新株予約権の内容は下記のとおりです。

#### I. 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
- II. 退職時報酬型ストックオプションとしての新株予約権
- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社取締役で当社執行役員を兼務する者
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。  
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
各事業年度において、10,000個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。
- (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たり1円とする。
- (6) 新株予約権の行使期間  
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件等
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - ④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
4. 社外取締役に対するストックオプションの付与については、2022年3月30日開催の第25回定時株主総会において、上記1の報酬限度額とは別枠の報酬等として、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権（各事業年度1,000個を上限）を社外取締役に付与することが決議されており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。当事業年度において、社外取締役に対し、在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権592個を付与しています。当該新株予約権の内容は下記のとおりです。

## 在任時行使型ストックオプションとしての新株予約権

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社社外取締役

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権と引き換えるに払い込む金額

新株予約権と引き換えるに金銭の払込みを要しないこととする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日（以下「発行日」）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii ) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii ) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iv ) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

v ) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i ) 現金による受領

ii ) 新株予約権者が保有する株式による充当

iii ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv ) その他当社が定める方法

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときには、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

5. ストックオプションについては、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しています。当事業年度に付与された新株予約権のほか、以下の取締役会決議に基づき、当事業年度より前の事業年度に付与された新株予約権に関するものも含まれます。
  - ・2022年4月14日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
  - ・2023年4月13日開催の取締役会（付与対象は社外取締役）
  - ・2024年4月12日開催の取締役会（付与対象は取締役（社外取締役を除く）/社外取締役）
6. 賞与は業績連動報酬等に、また、ストックオプションは非金銭報酬等に該当します。
7. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会は、代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任し、同氏が、下記(2)で述べる報酬方針に従い、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。当社取締役の報酬に係る方針、決定プロセスについては、取締役会で独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得ています。同氏に決定権限を委任している理由は、同氏は当社の創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うに最も適切であると判断したためです。

## (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬方針）

### 1) 基本方針

当社の役員報酬は、以下の基本方針に則り決定しています。

業務執行取締役に関しては、世界各国から優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とし、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため、ストックオプションの占める割合が高い報酬体系とします。非業務執行取締役に関しては、世界各国から当社の経営を支える優秀な人材を確保・維持できるよう、グローバルに競争力のある報酬水準とします。

### 2) 報酬構成

当社の業務執行取締役の報酬については、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬としての業績に連動する賞与（毎年1回支給））
- c) 非金銭報酬（中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））
- d) 執行役員退任時特別報酬（執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）のみを対象とし、執行役員退任時支給）

にて構成しています。

また、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合、執行役員退任時特別報酬は、各業務執行取締役の役位・役割を踏まえて決定しています。

業務執行から独立した立場である非業務執行取締役の報酬は、

- a) 基本報酬（固定・毎月支給）
- b) 非金銭報酬（固定・中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプション（毎年1回支給））

にて構成しています。

また、基本報酬及び非金銭報酬の割合は、非業務執行取締役の役割を踏まえて決定しています。

### 3) 業績連動報酬及び非金銭報酬の指標及び算定方法

業務執行取締役の業績連動報酬及び非金銭報酬に係る指標には、「楽天エコシステム」の構築・拡大への意識の向上のため、各事業年度の連結営業損益(注)等のKPIを複数選定し、成長性や収益性に連動できるよう設定しています。業績連動報酬及び非金銭報酬の額の決定にあたっては、各業務執行取締役の管掌組織ごとに、指標に対する目標を個別に設定し、それぞれの実績を勘案して個人評価を決定しています。指標にはカーボンニュートラル目標等も含まれます。個人評価と会社全体の業績を総合的に勘案し、業績連動報酬及び非金銭報酬の額を決定しています。

非業務執行取締役の非金銭報酬については、各非業務執行取締役の報酬の総額のうち、各非業務執行取締役の役割を踏まえて決定した割合を非金銭報酬とすることとしているため、指標はありません。

(注) 本事業年度の連結営業損益は、「1. 事業の経過及びその成果 当期の経営成績」に記載のとおりです。

### 4) 報酬決定プロセス

当社取締役の報酬方針は、独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た上で、取締役会にて決議しています。その他の決定プロセスについても、取締役会で独立社外取締役に対して必要に応じて説明を行い、適切な助言を得ています。

また、取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長兼社長三木谷浩史氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬方針に従い決定しています。同氏は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行った上で、必要に応じて社外取締役の助言を得て個別の報酬額を決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると判断しています。

執行役員退任時特別報酬については取締役会にて決議された内容に基づく社内規程に従い算出され、同規程により支給が認められた当社の執行役員を兼任する取締役（社外取締役を除く）にのみ支給されます。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
	あん どう　　たか はる 安 藤 隆 春	12回/13回 (出席率92%)	-	主に警察庁長官等の警察組織の要職を歴任した豊富な経験を有しており、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	サラ・J. M. · ウィットリー Sarah J. M. W h i t l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主に海外の独立系アセットマネジメントにおける投資家としての経験とコーポレートファイナンスに関する豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	セダール・ニーリー T s e d a l l N e e l e y	13回/13回 (出席率100%)	-	主にハーバード大学経営大学院教授や米国上場企業の社外取締役としての経験、デジタルトランスフォーメーション及び文化変容に関する研究や、世界各国の企業への助言を通じて得た幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
社外取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. B a x t e r	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット業界及び企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	は ぶか　　しげ き 羽 深 成 樹	13回/13回 (出席率100%)	-	主に内閣府審議官はじめとした行政機関の要職を歴任した豊富な経験と金融行政及び涉外に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	み たち　　たか し 御 立 尚 資	13回/13回 (出席率100%)	-	主に経営コンサルタントとしての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
	むら い　　じゅ　ん 村 井 純	13回/13回 (出席率100%)	-	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
中村 太	なか むら ふと た	10回/10回 (出席率100%)	10回/10回 (出席率100%)	主にグローバルに事業を展開する企業での実務経験及び上場会社の常勤監査役を歴任した幅広い知見と豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
片岡 紀	かたおか まき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に公認会計士としての幅広い知見と豊富な経験、また財務、会計及び内部統制に関する専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
山口 之	やまぐち かつゆき ゆき	13回/13回 (出席率100%)	12回/12回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知見と豊富な経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 中村太氏については、2024年3月28日社外監査役就任後の状況を記載しています。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

311百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,198百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、当社及び連結子会社において、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務、組織再編に伴うコンサルティング業務等を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天グループ株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天グループ株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループCOO及びグループCCO（グループCOOの下でグループ全体のコンプライアンスを統括する責任者）並びに社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取組を進め、グループリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士も起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員、使用人、退職者が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者、通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても整備します。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天グループ株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

楽天グループ株式会社では、リスク管理に関するグループ規程等に従い、リスクの適切な把握、重要性に応じた対応策の策定と実行、その結果をモニタリングする体制（いわゆるPDCAサイクル）を確立し、各組織の業務遂行において発生するリスクに対し必要な措置を行います。

グループCFO、ファンクションCISO、グループCOO及びグループCCOは、財務、情報セキュリティ、コンプライアンス等の担当領域のリスクに関して、各組織で実施したリスク評価結果及び対応状況をモニタリングし、更にリスク管理上の重要事項及びグループ横断的なリスクに対して適切に判断・対処することでグループ全体のリスク低減及び未然防止を図ります。その対応状況をグループリスク・コンプライアンス委員会にて協議し、本委員会の主な協議事項は重要会議体を通じて経営陣に報告します。特に重要なリスクは、その対応状況を楽天グループ株式会社取締役会等にて経営陣に報告します。

重要リスクの一つである情報及びパーソナルデータの管理については、グループ情報セキュリティ＆プライバシー委員会を開催し、主要な施策や期間内に発生したインシデント等について報告及び判断をする体制を整えています。また、楽天グループ株式会社の事業投資に伴うリスクは、案件につき、投融資委員会の審議、更に一定額以上の案件につき楽天グループ株式会社取締役会の承認決議を要件とすることにより、リスク管理を適切に行います。子会社の事業投資に伴うリスクについても、案件の内容や規模、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上あらかじめ定めた基準に基づき、投融資委員会・楽天グループ株式会社取締役会の審議事項としたり、楽天グループ株式会社への報告を求めたりすることで、リスク管理を適切に行います。

更に、内部監査部は、独立した立場で、当社及びグループ会社の法令及び関連規程の遵守状況等の監査を行い、定期的に楽天グループ株式会社取締役会に報告します。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適かつ効率的な意思決定体

制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図ります。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、一般に公正妥当と認められた会計処理及び金融商品取引法等に基づいた適時開示並びに有効性評価を実施します。

(6) 楽天グループ株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天グループ株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定めています。子会社の重要な業務執行については、当該子会社の上場／非上場の別等を考慮の上、「楽天グループ職務権限表」、「楽天グループガイドライン」及び当該子会社との合意に基づき、楽天グループ株式会社による決裁及び楽天グループ株式会社への報告制度を構築する等、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとすることで指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天グループ株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天グループ株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

①グループCCOと社内カンパニー制に基づくCompany Compliance Officerの間のレポーティング体制を確立しています。これによりグループ横断でのコンプライアンス体制を維持・強化しています。その体制のもと、グループCCO、Company Compliance Officer等で構成するグループリスク・コンプライアンス委員会を2024年1月～12月までに4回開催し、グループ全体の実効的なコンプライアンスの推進、リスク・コンプライアンスに係る重要案件への対応報告、ベストプラクティスの共有、コンプライアンスマネジメントの戦略提案について報告し、議論がなされました。

②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。具体的には、コンプライアンス及び企業倫理をテーマとした朝会の開催、新入社員を対象としたコンプライアンス及び企業倫理に関する研修、楽天グループ全従業員を対象とした企業倫理及び主要社内ルールの教育、並びに、コンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。

③楽天グループ株式会社は、楽天グループ規程等において、楽天グループにおける内部通報制度を定め、国内・国外のグループ会社で運用しています。当社の内部通報窓口への通報状況は、取締役会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

①楽天グループは、リスク管理に関するグループ規程等を整備し、リスクの適切な把握、対応策の策定と実行、その結果のモニタリングサイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立しリスク管理体制を整備しています。特に重要なリスクについては、その対応状況を取締役会等にて経営陣に報告し、協議しています。また、グループ横断的なリスクについては、その対策状況を年4回開催されるグループリスク・コンプライアンス委員会にて報告し議論しています。更に重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えています。今後も、現在の活動を継続しつつ、経営判断や事業運営に貢献するリスク管理体制の高度化を推進していきます。

②楽天グループにおける新規投資案件の審議等のため、外部有識者を含む委員で構成される楽天グループ株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天グループ株式会社取締役会での決議を行っています。

(3) 財務報告の体制について

①楽天グループ株式会社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、国際会計基準(IFRS)に準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っていいます。

②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠し、年度評価計画、進捗状況、楽天グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

楽天グループ株式会社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する等、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

現下の当社における財務状況等を踏まえ、財務健全性を確保するという財務方針の下、足もとにおいては、有利子負債のみに頼らない各種調達を積極的に進めることで、成長事業への投資原資を確保し、同時に、有利子負債残高の削減にも取り組んでまいりました。このような状況の下、当期につきましても、配当による資金流出を抑制することが、当社の財務基盤の安定、ひいては株主価値の向上に繋がると考え、2025年2月14日開催の取締役会において、当期の配当を行わないことを決定しました。

配当方針につきましては、中長期的な成長に向けた投資や、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本としており、今後もこの方針に変更はありません。2025年12月期以降の配当再開時期は、現時点では未定ですが、連結業績黒字化及び有利子負債の削減を進めていく中で、適時適切に復配を行えるように努めてまいります。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第25期 ( 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第26期 ( 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第27期 ( 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第28期 ( 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり配当金	4.50	4.50	0.00	0.00

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,257,489	流動負債	2,039,106
現金及び預金	465,174	買掛金	43,227
売掛金	195,213	コマーシャル・ペーパー	95,000
商品	17,519	短期借入金	47,169
貯蔵品	185	1年内償還予定の社債	400,000
有価証券	269,838	未払金	554,054
前払費用	12,158	未払費用	41,641
未収入金	480,410	未払法人税等	18,781
未収還付法人税等	700	前受金	6,548
関係会社短期貸付金	674,394	預り金	504,558
その他	151,359	ポイント引当金	305,993
貸倒引当金	△9,465	賞与引当金	6,214
固定資産	3,015,356	株主優待引当金	8,021
有形固定資産	75,184	仮受金	1,276
建物	20,493	その他	6,616
機械装置及び運搬具	1,310	固定負債	1,646,805
工具、器具及び備品	16,395	社債	1,471,306
土地	10,320	長期借入金	103,514
建設仮勘定	7,441	退職給付引当金	26,884
その他	19,222	役員退職慰労引当金	1,646
無形固定資産	116,765	株主優待引当金	3,514
のれん	1,344	資産除去債務	11,874
特許権	871	その他	28,063
商標権	332	負債合計	3,685,911
ソフトウェア	94,488	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	15,956	株主資本	1,534,742
その他	3,771	資本金	452,646
投資その他の資産	2,823,406	資本剰余金	420,544
投資有価証券	78,225	資本準備金	420,183
関係会社株式	2,545,005	その他資本剰余金	361
関係会社出資金	4,878	利益剰余金	661,554
関係会社長期貸付金	4,869	その他利益剰余金	661,554
破産更生債権等	7,284	繰越利益剰余金	661,554
長期前払費用	1,656	自己株式	△3
敷金及び保証金	10,274	評価・換算差額等	10,196
繰延税金資産	153,696	その他有価証券評価差額金	10,196
その他	25,776	新株予約権	41,994
貸倒引当金	△8,261	純資産合計	1,586,933
資産合計	5,272,845	負債純資産合計	5,272,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	897,686
売上原価	252,369
売上総利益	645,317
販売費及び一般管理費	632,359
営業利益	12,958
営業外収益	
受取利息	18,133
受取配当金	59,591
その他	3,923
	81,648
営業外費用	
支払利息	74,679
為替差損	10,811
支払手数料	16,247
関係会社債権放棄損	200
その他	986
経常損失	102,925
	△8,318
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	9,600
固定資産売却益	5,889
資産負債相殺益	43,670
関係会社株式売却益	260,231
社債償還益	726
デリバティブ利益	343
その他	0
	320,462
特別損失	
固定資産除却損	1,196
減損損失	1,270
関係会社株式評価損	10,769
社債償還損	4,296
デリバティブ損失	1,058
その他	146
	18,736
税引前当期純利益	293,407
法人税、住民税及び事業税	79,065
法人税等調整額	△35,593
当期純利益	43,471
	249,935

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	446,768	414,305	365	414,670	411,618	411,618	△0	1,273,057
当期変動額								
新株の発行	5,878	5,878	—	5,878	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	249,935	249,935	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3
事業譲渡による減少	—	—	△4	△4	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	5,878	5,878	△4	5,873	249,935	249,935	△3	261,684
当期末残高	452,646	420,183	361	420,544	661,554	661,554	△3	1,534,742

	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16,843	16,843	37,527	1,327,428
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	11,756
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	249,935
自己株式の取得	—	—	—	△3
事業譲渡による減少	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,646	△6,646	4,467	△2,179
当期変動額合計	△6,646	△6,646	4,467	259,505
当期末残高	10,196	10,196	41,994	1,586,933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

2024年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
の も の

市 場 価 格 の 不 い 株 式 等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品・貯蔵品

楽天24事業等	移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
その他の事業	先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### 無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積もられる期間（20年内）で償却しています。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しています。

##### リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (4) 線延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 発行時に全額費用として処理しています。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

##### 賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

##### ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した金額を発生の翌事業年度から費用処理しています。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員退任時特別報酬規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### 楽天市場及び楽天トラベル

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としています。当社は、これらのサービスの運営にあたり、出店者・旅行関連事業者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、当社を通じた販売拡大のための広告関連サービス、出店者・旅行関連事業者と消費者の決済に関する決済代行サービス等を提供しています。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記のとおりに識別して、収益を認識しています。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社は規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、当社のマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っています。当該履行義務は、契約期間に渡り、時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しています。なお、取引の対価は3ヶ月、半年又は1年分を履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しています。

システム利用に関するサービスについて、当社は規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対して出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っています。当該履行義務は、出店者・旅行関連事業者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・旅行関連事業者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて収益を計上しています。当該金額は、履行義務の充足時点である取引成立時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

広告関連サービスについて、当社は広告規約に基づき、出店者・旅行関連事業者に対し期間保証型等の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足される

ため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しています。広告料金の支払は、原則として広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに受領しています。

決済代行サービスについて、当社と出店者・旅行関連事業者間における、決済代行規約に基づき、決済代行サービスを提供しています。当社は、クレジットカード等による取引代金をカード会社等から受領し、出店者・旅行関連事業者への決済代金を支払う義務を負っています。当該サービスについては、主に決済対象となった取引が成立した時点で履行義務が充足されると判断しており、同時点で手数料収益を計上しています。当該手数料の支払は、履行義務の充足後、支払区分に基づいた請求締切日から1ヶ月半以内に受領しています。

#### Rakuten 24、楽天ブックス

インターネットサービスのうち、当社が主に楽天会員に対して商品を提供するインターネット通販サイト『Rakuten 24』、『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社が売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点で収益を計上しています。また、履行義務の充足時期である商品到着後、概ね2ヶ月以内に支払を受けています。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると代理人取引としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺の上、純額にて計上しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ヘッジ手段

為替予約及び通貨スワップ

###### ヘッジ対象

外貨建債権債務及び外貨建社債の支払利息

##### ③ヘッジ方針

外貨建の債権債務及び金利が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天グループ株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約及び通貨スワップを行っています。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。なお特例処理の要件を満たす取引については有効性の評価を省略しています。

#### (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### （借入コスト）

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は製造に直接起因して発生した借入コストは、資産計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### （関係会社株式の評価）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,545,005百万円

関係会社株式評価損 10,769百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化したことにより実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしています。なお、当事業年度において楽天モバイル株式会社の株式の減損処理は行っていません。

##### ②主要な仮定

実質価額の見積りには取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は見積将来キャッシュ・フローや売上高の成長率等です。

なお、楽天モバイル株式会社の事業計画の主要な仮定は、ARPU・新規契約者数・解約率等です。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,920百万円

(2) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産	
建物	8,860百万円
工具、器具及び備品	333百万円
土地	7,374百万円
その他	204百万円
計	<u>16,771百万円</u>

担保付債務	
短期借入金	2,371百万円
長期借入金	<u>13,741百万円</u>
計	<u>16,113百万円</u>

当社が出資した合同会社に建物等を譲渡した取引につき、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号 2014年11月4日）に準じて、金融取引として会計処理しています。そのため、上記には、担保に供している資産及び担保付債務に計上されている以下の金額が含まれています。

建物	1,813百万円
工具、器具及び備品	94百万円
土地	335百万円
その他	8百万円
短期借入金	50百万円
長期借入金	1,607百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）

金銭債権	1,116,450百万円
金銭債務	711,297百万円

(4) 保証債務等の残高

下記の会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。

楽天モバイル株式会社	391,242百万円
J P 楽天ロジスティクス株式会社	6,483百万円
楽天エナジー株式会社	1,845百万円
楽天トータルソリューションズ株式会社	1,197百万円
Rakuten USA, Inc.	943百万円
Rakuten Symphony Deutschland GmbH	102百万円
Rakuten Asia Pte. Ltd.	17百万円

(5) 消費貸借契約により貸与している投資有価証券の貸借対照表価額は、22,283百万円です。

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高	278,361百万円
売上高	69,914百万円
営業費用	208,446百万円
営業取引以外の取引高	116,963百万円
営業取引以外の取引高（収入）	84,993百万円
営業取引以外の取引高（支出）	31,970百万円

##### (2) 資産負債相殺益

当社子会社であるLiberty Holdco Ltd.との間に締結していた有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。  
貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金とを相殺した際に発生した特別利益です。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	4,096株

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 總延税金資産

貸倒引当金	5,428百万円
ポイント引当金	93,695百万円
賞与引当金	1,850百万円
退職給付引当金	8,406百万円
関係会社株式評価損	93,701百万円
未確定債務	13,162百万円
資産除去債務	3,636百万円
株式報酬費用	4,434百万円
總越欠損金	14,679百万円
投資有価証券	21,582百万円
その他	9,399百万円
總延税金資産小計	269,976百万円
税務上の總越欠損金に係る評価性引 当額	△13,856百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	△95,568百万円
評価性引当額小計	△109,425百万円
總延税金資産合計	160,550百万円

總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,500百万円
有形固定資産	1,890百万円
その他	462百万円
總延税金負債合計	6,853百万円
總延税金資産の純額	153,696百万円

##### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1)	東京都新宿区	—	交響管弦楽による演奏の企画・実施等	—	兼任1名	交響楽団のオフィシャル・サブライヤー	協賛金等(注2)	29	未払金	6
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	一般社団法人新経済連盟(注3)	東京都港区	—	政策提言等	—	兼任1名	連盟の一般会員	協賛金等(注2)	13	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	水上高原リゾート(株)	群馬県利根郡	100	リゾート施設の経営・運営等	—	—	—	業務委託等(注4)	47	未払金	9
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社三木谷興産(注5)	東京都港区	3	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	兼任1名	当社株式の保有	システム利用料(注4)	26	売掛金	0
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)	有限会社スピリット	東京都港区	20	有価証券の保有、運用及び投資	被所有直接1.90	—	当社株式の保有	固定資産の譲渡(注6)	2,550	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社の子会社を含む)								売却益	918		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。
- (注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。
- (注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。
- (注4) 一般的の取引条件と同様に決定しています。
- (注5) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、取締役を兼任しています。
- (注6) 固定資産の譲渡価額は、第三者の鑑定評価書を参考に合理的に決定しています。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容 役員の兼任 等事業上 の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社 楽天モバイル(株)		所有直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	7,523,500	短期貸付金	643,000
				資金の返済 (注 2)	7,472,500	流動資産(そ の他)	4,315
				受取利息 (注 2)	15,275		
				増資の引受 (注 3)	320,000		
				債務保証 (注 4)	391,242		
				資金の預り (注 2)	222,371	預り金	149,871
				資金の返金 (注 2)	72,500		
子会社 Rakuten Asia Pte. Ltd.		所有直接 100	—	受取配当金	39,801	—	—
				資金の預り (注 2)	73,982	預り金	2,701
				資金の返金 (注 2)	65,813	現物出資 (注 5)	194,966
				現物出資 (注 5)	194,966		
子会社 楽天エナジー(株)		所有直接 100	—	資金の貸付 (注 2)	107,780	短期貸付金	6,140
				資金の返済 (注 2)	118,280		
子会社 Liberty Holdco Ltd.		所有直接 100	—	有価証券・預り金の相殺 (注 6)	29,487	預り金	39,301
				有価証券 預り金	71,610		
				精算金の受取	1,547		
				資産負債相殺益	43,670		
子会社 楽天カード(株)		所有直接 85.01	役員の兼任	受取配当金	15,000	—	—
				決済代行手数料 (注 7)	52,505	未収入金	304,985
				コマーシャル・ペーパーの引 受 (注 8)	200,000	有価証券	199,885
子会社 楽天銀行(株)		所有直接 49.27	役員の兼任	受益権の売却 (注 9)	28,882	—	—
子会社 楽天シンフォニー(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	99,249	預り金	81,049
				資金の返金 (注 2)	18,200		
子会社 楽天Edy(株)		所有間接 100	—	資金の預り (注 2)	984,599	預り金	64,682
				資金の返金 (注 2)	966,800		
子会社 楽天ペイメント(株)		所有間接 100	役員の兼任	資金の預り (注 2)	1,811,071	預り金	86,135
				資金の返金 (注 2)	1,770,800		

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社 楽天信託(株)		所有間接 100	—	金銭債権の信託（注10）	89,456	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 一般的な条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りについては、市場金利を勘案しTIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)に適正な調整を行い利率を合理的に決定しています。

(注3) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

(注4) 楽天モバイル株式会社の銀行借入等について債務保証を行ったものです。

(注5) Viber Media s.a.r.lの株式を現物出資し、その対価としてRakuten Asia Pte. Ltd.の株式を取得したものです。  
取引価額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議の上、決定しています。

(注6) 有価証券賃貸借契約の一部を解約しています。貸与していた有価証券とLiberty Holdco Ltd.からの預り金を相殺しています。  
取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注7) 取引金額は、支払手数料の金額を記載しています。

(注8) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、決定しています。

(注9) 取引条件は、一般的な市場情勢を勘案し、楽天銀行株式会社と協議の上、決定しています。

(注10) 当事業年度末及び前事業年度末における金銭債権の信託の金額の純増減額を記載しています。

#### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の注記6. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 717円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円33銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

楽天グループ株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 勇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 熊谷 充孝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天グループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から、2024年12月31までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産等の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換等を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

楽天グループ株式会社 監査役会

常勤監査役 長沼 義人 ㊞  
常勤監査役 中村 太 ㊞  
監査役 山口 勝之 ㊞  
監査役 片岡 麻紀 ㊞

(注) 監査役 中村 太・監査役 山口 勝之及び監査役 片岡 麻紀は、会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上